

農福連携の推進に関する実態調査

結果報告書

令和4年2月

北海道管区行政評価局

前 書 き

北海道の農業は、令和元年の耕地面積が全国の約 26%を占め、農業産出額も全国の約 14%に上るなど、日本の食の安定供給に貢献する重要な産業となっている。その一方で、農業就業人口は年々減少しており、令和元年は約 8 万 8 千人と、平成 2 年に比して約 58%減少しているほか、65 歳以上の割合は約 21%から約 43%に増加するなど、担い手の減少や高齢化が深刻な状況にあり、農業分野での労働力の確保は喫緊の課題となっている。

こうした中、近年、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設等による農業参入や作業受託等の「農福連携」の取組が北海道内を始め全国でみられるようになってきている。農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、高齢化や就業人口の不足等により担い手の確保を課題とする農業と、農業を通じた障害者の働く場の確保等により障害者の生活の質の向上が期待される福祉の双方がメリットを得るものとして、その推進が期待されている。

政府は、ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、農業にとっては担い手不足解消につながり、障害者にとっては身体面、精神面にプラスの効果がある農福連携の推進を盛り込んでいる。また、内閣官房長官を議長として設置された「農福連携等推進会議」において、令和元年 6 月に「農福連携等推進ビジョン」が取りまとめられている。このビジョンでは、農福連携について、「知られていない」、「踏み出しにくい」などの課題が挙げられるとともに、農福連携の裾野を広げていくため、令和 6 年度までに農福連携の取組主体を新たに 3,000 創出する目標が掲げられ、官民挙げて取組を行うこととしているなど、今後、より一層の推進が求められている。

本調査は、以上のような状況を踏まえ、北海道において農福連携を一層推進する観点から、道内における農福連携の現状や関係機関等における取組状況等の実態を把握することにより、今後、農福連携を推進する上での地域における課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等

1 目的	1
2 調査対象機関	1
3 担当部局	1
4 実施時期	1

第2 調査の結果

1 北海道における農福連携を巡る状況等	
(1) 北海道内における農業の現状等	2
(2) 北海道内における障害者数の推移	3
(3) 農福連携に関する国の基本方針等	3
(4) 農福連携の取組の現状	6
2 農業経営体及び福祉事業所における農福連携の取組状況等	
(1) 農業経営体及び福祉事業所に対する調査（調査方法、調査対象、回答数等）の概要	10
(2) 農福連携に取り組んでいる、又は取り組んでいた事業所等における取組の経緯、取組状況等	11
(3) これまで農福連携に取り組んでいない事業所等におけるその理由、今後の取組意向等	25
3 農業と福祉のニーズをマッチングする取組の実施状況	
(1) 農業と福祉のニーズをマッチングする国の方針、補助制度等	30
(2) 北海道における国庫補助事業を活用した農業と福祉のニーズをマッチングする取組の実施状況	31
(3) 事業所等に対する調査結果	32
(4) 地域における農業と福祉のニーズをマッチングする取組の実施状況	34
4 障害者の職場適応を支援する人材の育成状況	
(1) 農福連携技術支援者（農業版ジョブコーチ）の育成に係る国の方針	49
(2) 農業経営体における障害者の受入れ等を支援する専門人材の育成経緯及び役割	49
(3) 農林水産省が実施する農福連携技術支援者育成研修の内容	51
(4) 都道府県における農福連携技術支援者育成研修の実施	51
(5) 関係団体・有識者の意見	52
(6) 事業所等に対する調査結果	53
5 相談窓口の設置・運営状況	
(1) 相談窓口の設置に係る国の方針、国庫補助制度等	56
(2) 北海道における農福連携相談窓口	57
(3) 農福連携相談窓口における相談受付状況	57

(4) 農福連携相談窓口の周知状況	58
(5) 関係団体の意見	59
(6) 事業所等に対する調査結果	59
6 普及啓発の実施状況	
(1) 普及啓発に係る国の方針等	62
(2) 関係機関における普及啓発活動の実施状況	63
(3) 事業所等に対する調査結果	71
7 農福連携を推進するための連携体制の構築・活動状況	76
付属資料	
1 農福連携に関する質問票（農業経営体）	83
2 農福連携に関する質問票（福祉事業所）	87

第1 調査の目的等

1 目 的

本調査は、北海道において農福連携を一層推進する観点から、道内における農福連携の現状や関係機関等における取組状況等の実態を把握することにより、今後、農福連携を推進する上での地域における課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 調査対象機関

- (1) 調 査 対 象 機 関 北海道厚生局、北海道労働局、北海道農政事務所
- (2) 関連調査等対象機関 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部、北海道、市町村、事業者、関係団体等

3 担当部局

北海道管区行政評価局評価監視部第五評価監視官

4 実施時期

令和3年7月～4年2月

第2 調査の結果

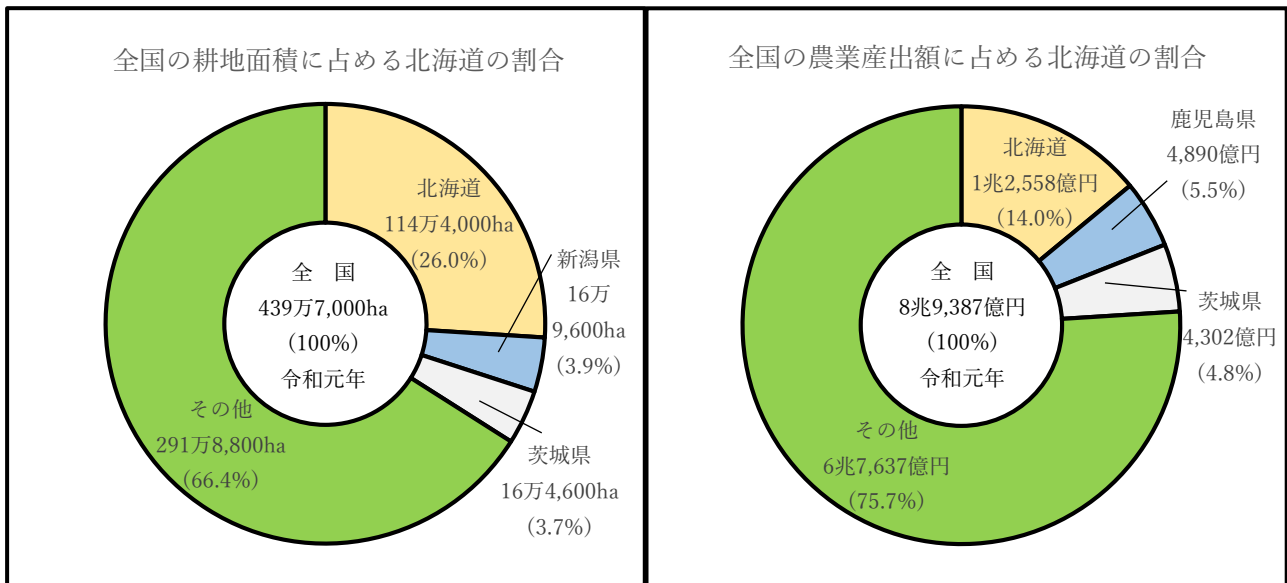
1 北海道における農福連携を巡る状況等

(1) 北海道内における農業の現状等

ア 北海道の耕地面積、農業算出額

北海道の農業は、図表 1-(1)-①のとおり、令和元年の耕地面積が約 114 万haと全国の約 26%を占めている。また、同年の農業産出額も 1 兆 2,558 億円と全国の約 14%に上るなど大規模に展開されており、日本の食の安定供給に貢献する重要な産業となっている。

図表 1-(1)-① 北海道の耕地面積・農業算出額及び全国に占める割合(令和元年)



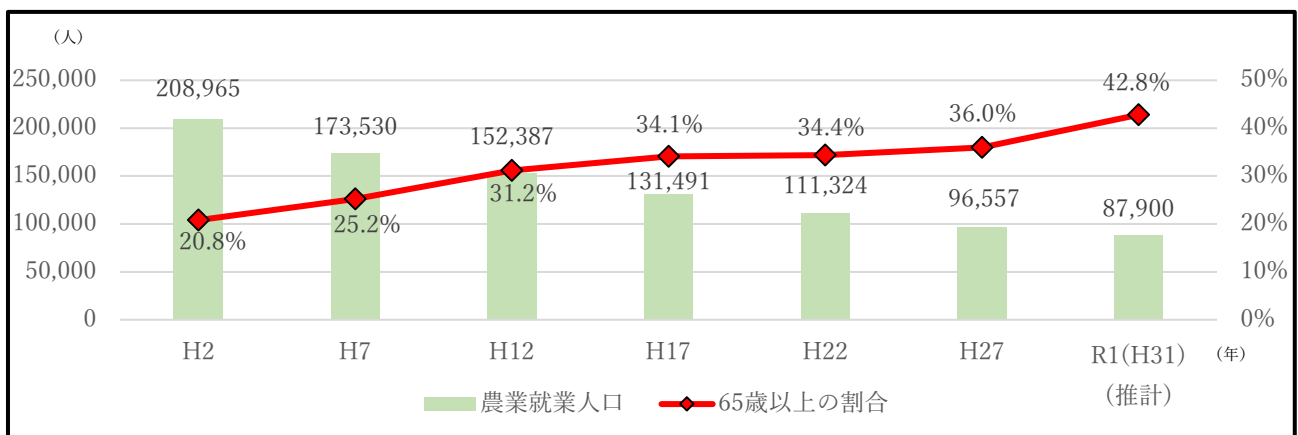
(注) 「耕地及び作付面積統計」及び「生産農業所得統計」(ともに農林水産省)に基づき、当局が作成した。

イ 北海道における農業就業人口の推移

北海道における農業就業人口は年々減少しており、図表 1-(1)-②のとおり、令和元年は約 8 万 8 千人と平成 2 年の約 20 万 9 千人に比して約 58%減少している。また、農業就業人口の 65 歳以上の割合は平成 2 年が約 21%であったのに対し令和元年には約 43%に増加しており、担い手の減少や高齢化は深刻な状況にあり、農業分野での労働力の確保は喫緊の課題となっている。

図表 1-(1)-② 北海道における農業就業人口の推移

(単位:人、%)



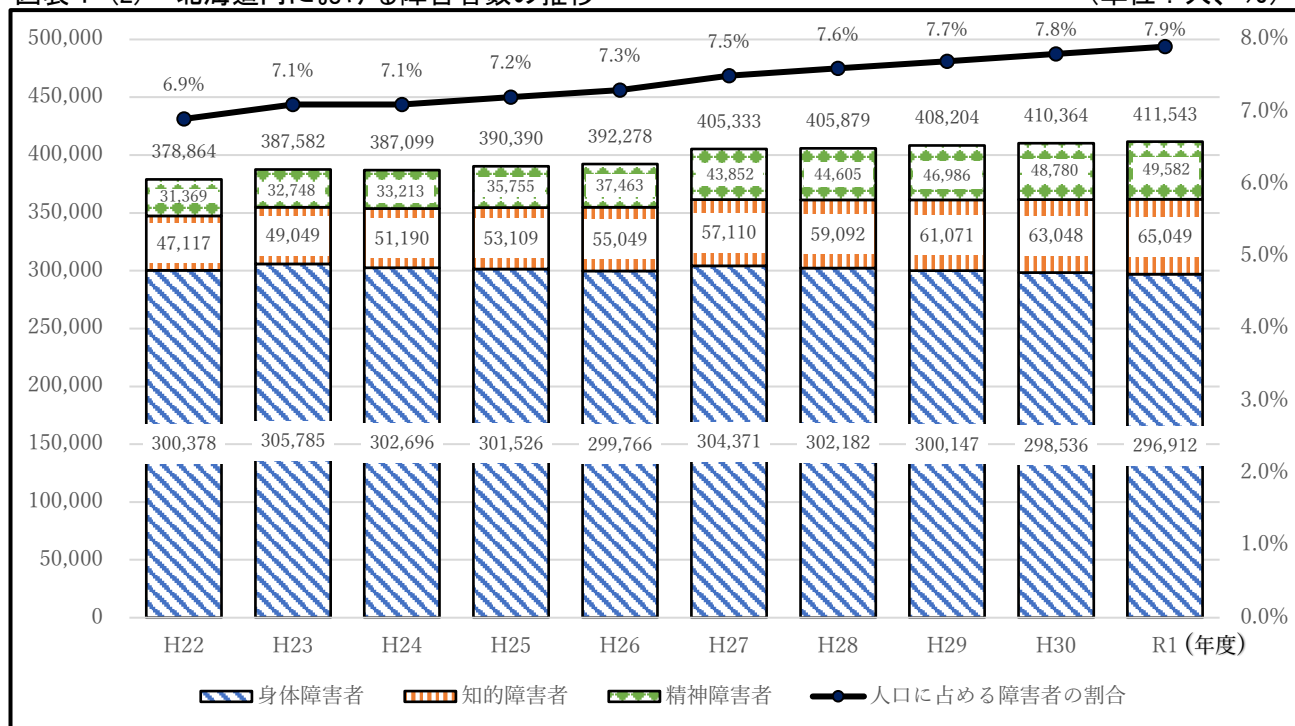
(注) 「農業センサス」及び「農業構造動態調査」(ともに農林水産省)に基づき、当局が作成した。

(2) 北海道内における障害者数の推移

北海道内における障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）数は、図表 1-(2) のとおり、平成 22 年度は約 37 万 9 千人（人口比 6.9%）となっている。その後、障害者数、人口比ともに増加しており、令和元年度は約 41 万 2 千人（人口比 7.9%）と、10 年間で約 3 万人（人口比 1.0%）増加している。

図表 1-(2) 北海道内における障害者数の推移

(単位：人、%)



(注) 1 「福祉行政報告例」及び「衛生行政報告例」（ともに厚生労働省）に基づき、当局が作成した。

2 「人口に占める障害者の割合」の「人口」については、平成 22 年度から 24 年度は住民基本台帳、25 年度から令和元年度は住基ネットによる（各年度末現在）。

(3) 農福連携に関する国の基本方針等

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、高齢化や就業人口の不足等により担い手の確保を課題とする農業と、農業を通じた障害者の働く場の確保等により障害者の生活の質の向上が期待される福祉の双方がメリットを得るものとして、その推進が期待されている。

農福連携に関する平成 30 年度以降の国の基本方針（閣議決定）における位置付け等は以下のとおりである。

ア 農福連携に関する国の基本方針（閣議決定）

政府は、図表 1-(3)-①のとおり、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」、「未来投資戦略 2018」において、農福連携による障害者の就労促進をそれぞれ盛り込んでいる。

また、令和元年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においても、引き続き農福連携の推進を盛り込むとともに、同日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」においては、農業・福祉双方のマッチングや専門人材の育成などによる農福連携の推進を盛り込んでいる。

さらに、「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月閣議決定）においては、「農福連携等推進

ビジョン」(令和元年6月農福連携等推進会議決定。詳細は後述イ参照)に基づき、農福連携のメリットの発信等を通じた認知度の向上、働きやすい環境の整備や専門人材の育成等を通じた取組の促進等を盛り込んでいる。

図表 1-(3)-① 農福連携に関する国の基本方針等(抜粋)

経済財政運営と改革の基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 7. 安全で安心な暮らしの実現 (4)暮らしの安全・安心 ③共助社会・共生社会づくり 障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。
未来投資戦略 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) 第 2 具体的施策 I. 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 ④「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 i) 農業改革の加速 ①生産現場の強化 ア) 経営体の育成・確保 農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。
経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) 第 2 章 Society5.0 時代にふさわしい仕組みづくり 3 地方創生の推進 (2)地域産業の活性化 ②農林水産業の活性化 農福連携を推進し、障害者等の就農・就労を促進する。
成長戦略フォローアップ (令和元年 6 月 21 日閣議決定) Ⅲ 人口減少下での地方施策の強化 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2) 新たに講ずべき具体的施策 i) 農業改革の加速 ①生産現場の強化 ア) 人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成 農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。
まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日閣議決定) V. 各分野の施策の推進 1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす (2)新しい産業の創出と社会的課題に対応する地域経済社会システムの構築 ◎農福連携の全国的な推進 - 農福連携の取組拡大のため、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備の充実、農林水産研修所や農業大学校等を活用した農業版ジョブコーチなどの専門人材の育成、農業・福祉双方のニーズのマッチングを支援するシステムの構築等を進める。 - 農福連携への関心を高め、産業界や消費者等を巻き込んだ国民的運動として農福連携の取組を全国的に広く展開するため、各界関係者が参加するコンソーシアムを設置し、戦略的なプロモーションを実施する。 「農福連携等推進会議」の取りまとめに基づき、関係省庁の連携を強化し、総合的な政策パッケージで農福連携等の取組への支援を行っていく。
食料・農業・農村基本計画 (令和 2 年 3 月閣議決定) 「第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」 3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 エ 農福連携の推進 障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する農福連携の一層の推進を図るため、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月農福連携等推進会議決定)に基づき、農福連携のメリットの発信等を通じた認知度の向上、働きやすい環境の整備や専門人材の育成等を通じた取組の促進、各界の関係者が参加するコンソーシアムの設置と優良事例の普及等を通じた取組の輪の拡大を推進するほか、農福連携における「農」の広がりとして、林福連携や水福連携の取組を推進するとともに、「福」の広がりとして、高齢者、生活困窮者等に対する取組を推進する。

(注) 下線は当局が付した。

イ 農福連携等推進ビジョン

政府は、福祉分野等との連携における農山漁村の再生への取組推進について実効ある方策を検討するため、平成 31 年 4 月に内閣官房長官を議長とする農福連携等推進会議を開催し、令和元年 6 月に、「農福連携等推進ビジョン」を取りまとめている。

農福連携等推進ビジョンでは、農福連携を全国的に広く展開し裾野を広げていくには、「知られていない」、「踏み出しにくい」、「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進する必要があるとし、令和 6 年度までに農福連携に取り組む主体を新たに 3,000 創出するとの目標の下、図表 1-(3)-②のとおり、それぞれの課題に対応した農福連携を推進するための 3 つのアクション（認知度の向上、取組の促進、取組の輪の拡大）に取り組んでいくこととされている。

図表 1-(3)-② 農福連携等推進ビジョンにおける農福連携を推進するための 3 つのアクション（概要）

認知度の向上（課題：知られていない）	
・ 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示 ・ 優良事例を取りまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信 ・ 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等の P R 活動 ・ 農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施	
取組の促進（課題：踏み出しにくい）	
○ 農福連携に取り組む機会の拡大 ・ 農福連携に取り組もうとする場合にワンストップで相談できる窓口体制の整備・スタートアップマニュアルの作成 ・ 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノウフク」の仕組みの構築 ・ 特別支援学校における農業実習の充実 ・ 農業分野における公的職業訓練の推進 ○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築 ・ 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築 ・ コーディネーターの育成・普及 ・ ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進 ○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成 ・ 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進 ・ 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用 ・ 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチ（詳細は項目 4 参照）の仕組みの構築 ・ 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進 ・ 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進 ・ 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化 ○ 農福連携に取り組む経営の発展 ・ 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進 ・ 農福連携の特色を生かした 6 次産業化の推進・障害者就労施設等への経営指導 ・ 農福連携での農業生産工程管理（GAP）（注 2）の実施の推進	
取組の輪の拡大（課題：広がっていかない）	
・ 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開 ・ 障害者優先調達推進法（平成 24 年法律第 50 号）の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進	

（注）1 「農福連携等推進ビジョン」（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議）に基づき、当局が作成した。

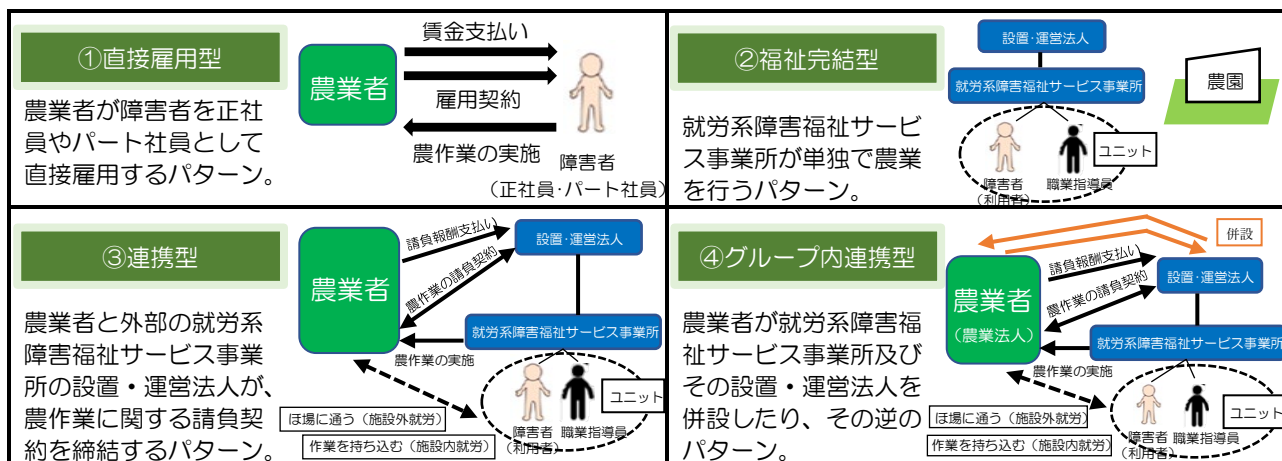
2 農業生産工程管理（GAP: Good Agricultural Practices）：農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組

(4) 農福連携の取組の現状

ア 農福連携の取組形態

農福連携の取組の形態は、図表 1-(4)-①のとおり、農業者が障害者を直接雇用する形態（直接雇用型）、就労系障害福祉サービス事業所¹（以下「福祉事業所」という。）が単独で農業を行う形態（福祉完結型）、農業者と外部の福祉事業所の設置・運営法人が、農作業に関する請負契約を締結する形態（連携型）、農業者が福祉事業所及びその設置・運営法人を設置（又はその逆）する形態（グループ内連携型）に大別される。

図表 1-(4)-① 農福連携の取組形態



（注） 「農福連携事例集（ver. 2）」（令和 2 年 12 月農林水産省）による。

イ 農福連携に取り組む主体数等

(7) 農業経営体

北海道内の農業経営体のうち、令和 2 年度に農福連携に取り組んでいる農業経営体は、北海道が市町村へ照会した結果によると、図表 1-(4)-②のとおり 130 経営体となっており、北海道内の全農業経営体数（34,913 経営体²）に占める割合は約 0.4%となっている。

130 経営体を取組形態別にみると、福祉事業所との間で農作業に関する請負契約を締結するもの（連携型）が 113 経営体と最も多く、次いで障害者を直接雇用しているもの（直接雇用型）及び自ら就労系福祉サービス事業所及びその設置・運営法人を併設しているもの（グループ内連携型）がそれぞれ 7 経営体などとなっている。

図表 1-(4)-② 令和 2 年度に農福連携に取り組んでいる農業経営体数

（単位：経営体）

農福連携に取り組む農業経営体数	取組形態			
	直接雇用型	連携型	グループ内連携型	不明
130	7	113	7	4

（注） 1 北海道の提出資料に基づき、当局が作成した。

2 130 経営体のうち 1 経営体は複数の取組形態のため、農福連携に取り組む農業経営体数と取組形態の合計数は一致しない。

¹ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき就労継続支援等を行う就労系障害福祉サービス事業所

² 令和 2 年農業センサス（農林水産省）に基づく農業経営体数

(イ) 福祉事業所

北海道内で令和２年度に農福連携に取り組んでいる福祉事業所（就労継続支援Ａ型^３及び就労継続支援Ｂ型^４）は、北海道が市町村へ照会した結果によると、図表１-(４)-③のとおり 155 事業所あり、北海道内の全福祉事業所数（1,160 事業所^５）に占める割合は 13.4%となっている。

155 事業所の内訳は、就労継続支援Ａ型が 36 事業所、就労継続支援Ｂ型が 119 事業所となっている。

図表 1-(4)-③ 令和２年度に農福連携に取り組んでいる福祉事業所数 (単位：事業所)

農福連携に取り組む 福祉事業所数	内 訳	
	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型
155	36	119

(注) 北海道の提出資料に基づき、当局が作成した。

(ウ) 公共職業安定所を通じた就職件数

北海道内の公共職業安定所を通じて障害者が農業の職業へ就職した過去５か年の件数の推移をみると、図表 1-(4)-④のとおり、最も少ない年度で 54 人（令和元年度）、最も多い年度で 114 人（平成 29 年度）となっており、令和２年度は 72 人となっている。

図表 1-(4)-④ 北海道労働局を通じた障害者の農業分野への就職状況 (単位：人)

年度	障害者計	内 訳			
		身体障害	知的障害	精神障害	その他
平成 28 年度	77	16	23	29	9
29 年度	114	26	36	45	7
30 年度	86	18	28	37	3
令和元年度	54	12	25	14	3
２年度	72	12	17	37	6

(注) 1 北海道労働局の提出資料に基づき、当局が作成した。

2 「その他」とは、発達障害者、高次脳機能障害者、難病者等である。

^３ 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うもの。

^４ 通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うもの。

^５ 令和２年度工賃実績調査（厚生労働省）に基づく事業所数（実績 0 円を除く。）

ウ 国の出先機関、北海道における農福連携に係る取組の概要

(7) 国の出先機関

i) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、平成 26 年 1 月に、障害者の就労促進に関わる機関・団体が情報共有等を行うことにより、農業分野における障害者の就労を推進することを目的として、「北海道地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク」を設立している。その後、農福連携という言葉の一般化に伴い、平成 29 年 9 月に、「北海道地域の農福連携推進ネットワーク」（以下「農福連携推進ネットワーク」という。）に改称しており、令和 3 年 10 月 29 日現在、96 の団体、個人、行政機関等が登録している。

北海道農政事務所は、農福連携推進ネットワークの規約で定められた農福連携に関する各種取組（農福連携に関する情報共有、農福連携推進のための普及啓発等、図表 1-(4)-⑤参照）を行っている。

図表 1-(4)-⑤ 北海道農政事務所における農福連携に関する取組内容

区 分	取組内容
農福連携に関する情報共有	情報交換会の開催 現地見学会の実施 施策・補助事業その他関連情報の会員への発信
農福連携推進のための普及啓発	取組事例の調査と情報発信 ホームページにおける相互リンク 農福連携に関する問い合わせ対応 セミナー・シンポジウム等の開催

(注) 「「北海道地域の農福連携推進ネットワーク」運営に係る規約」に基づき、当局が作成した。

ii) 北海道厚生局

北海道厚生局では、農福連携に関連する取組として、北海道農政事務所からの依頼により、①令和 2 年 2 月に開催された「農福連携推進北海道セミナー」（主催：北海道農政事務所）の後援、②令和 2 年 7 月に実施した農福連携に取り組んでいる社会福祉法人への北海道農政事務所との合同視察を行っている。

また、令和元年 7 月に農福連携推進ネットワークの会員となり、北海道農政事務所から農福連携に関連する各種の情報提供等を受けている。

iii) 北海道労働局

北海道労働局では、農福連携に関連する取組として、公共職業安定所において農業分野を含む障害者の就職支援を行っているほか、平成 26 年 1 月に農福連携推進ネットワーク会員となり、北海道農政事務所から農福連携に関連する各種の情報提供等を受けている。

(イ) 北海道

北海道（保健福祉部）は、厚生労働省の国庫補助事業である工賃向上計画支援事業（農福連携による障害者の就農促進プロジェクト。当該補助事業については項目 3(1)イ(イ)も参照。）を活用し、図表 1-(4)-⑥のとおり、平成 29 年度以降、5 つの事業項目のうち、障害者就労施設への農業の専門家派遣、農福連携マルシェの開催支援、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援の 3 項目の事業を実施している。

また、北海道（農政部）は、農業関係者、福祉関係者、行政関係者等を対象に、農福連携に取り組んでいる農業経営体や福祉事業所等による講演、パネルディスカッション等を内容とするセミナーの開催（項目 6 参照）のほか、道内 14 か所にある総合振興局・振興局（以下「振興局」という。）における福祉事業所向けの農福連携相談窓口の設置の取組（項目 5 参照）等を行っている。

このほか、一部の振興局において、農業と福祉をつなぐマッチング支援の取組を行っている（項目 3 参照）。

図表 1-(4)-⑥ 北海道における工賃向上計画支援事業（農福連携による障害者の就農促進プロジェクト）の実施状況

事業項目	年 度				
	平 29	30	令元	2	3
農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	○	○		○	○
農業の専門化の派遣等による 6 次産業化への取組支援					
農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	○	○	○	○	○
農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等					
農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援			○	○	○

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「工賃向上計画支援事業の実施について」（平成 24 年障発 0411 第 5 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく農福連携プロジェクトでは、事業項目に掲げた 5 つの事業を行うこととされている。同事業については、項目 3(1)イ(イ)も参照。

2 農業経営体及び福祉事業所における農福連携の取組状況等

(1) 農業経営体及び福祉事業所に対する調査（調査方法、調査対象、回答数等）の概要

ア 調査の趣旨、調査対象及び調査方法

今回、農業経営体及び福祉事業所における農福連携の取組状況、取り組む上での課題、取り組んでいない場合の理由、今後の取組意向、取り組む上で必要な支援等を把握するため、図表 2-(1)-①のとおり、農業経営体（250 経営体）及び福祉事業所（250 事業所）（以下、農業経営体と福祉事業所を総称する場合「事業所等」という。）を対象に質問票（付属資料（83～90 ページ）参照）を郵送し回答を依頼した。

図表 2-(1)-① 調査対象とした農業経営体及び福祉事業所

区 分	対 象
農業経営体	当局がインターネットの情報を基に地域バランス等を考慮し選定した北海道内の 250 経営体（※） （※）調査時点において農福連携に取り組んでいることが事に見込まれた 60 経営体は優先的に選定
福祉事業所	北海道が公表している工賃実績一覧表を基に、地域バランス、工賃等を考慮した 250 事業所（※） （※）調査時点において農福連携に取り組んでいることが事に見込まれた 113 事業所は優先的に選定

イ 質問票の回答数及び回答率

回答は、農業経営体 119 経営体（回答率 47.6%）、福祉事業所 171 事業所（回答率 68.4%）の計 290 事業所等（回答率 58.0%）から得られた。

290 事業所等の内訳は、図表 2-(1)-②のとおり、農福連携に取り組んでいる事業所等からの回答が 106 事業所等（36.6%）、過去に取り組んでいたが現在はやめている事業所等からの回答が 23 事業所等（7.9%）、農福連携を知っているが取り組んでいない事業所等からの回答が 147 事業所等（50.7%）、農福連携について知らず取り組んでいない事業所等からの回答が 14 事業所等（4.8%）となっている。

図表 2-(1)-② 回答のあった農業経営体及び福祉事業所の内訳（単位：事業所等、%）

区 分	農業経営体	福祉事業所	合 計
農福連携に取り組んでいる	38	68	106 (36.6%)
過去に取り組んでいたが現在はやめている	8	15	23 (7.9%)
農福連携を知っているが取り組んでいない	61	86	147 (50.7%)
農福連携について知らず取り組んでいない	12	2	14 (4.8%)
合 計	119	171	290 (100.0%)

（注） 当局の調査結果による。

(2) 農福連携に取り組んでいる、又は取り組んでいた事業所等における取組の経緯、取組状況等

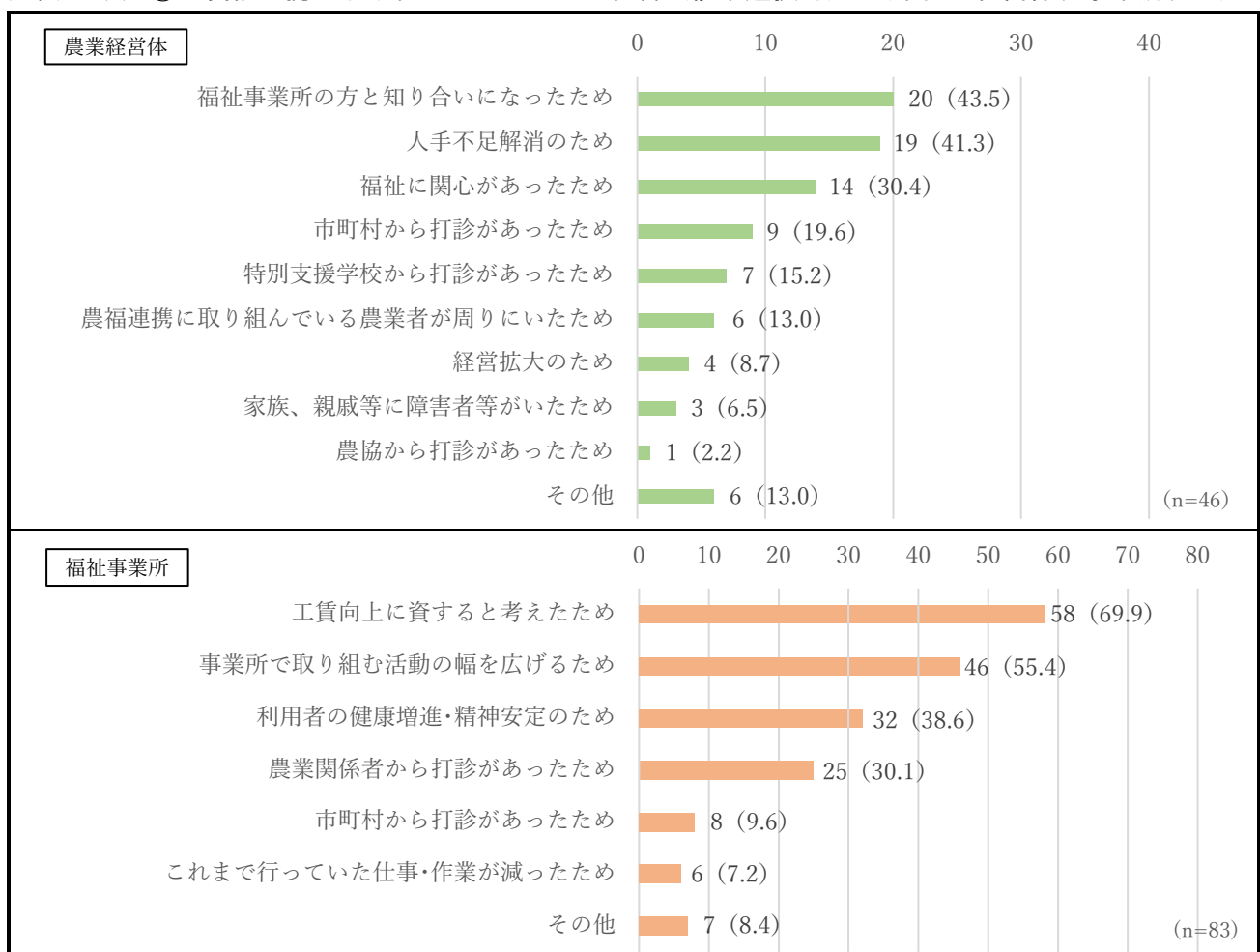
ア 農福連携に取り組むこととなった経緯

農福連携に取り組んでいる、又は過去に取り組んでいた事業所等（計 129 事業所等（46 経営体及び 83 事業所）。以下、本項目において「取組事業所等」という。）への「農福連携に取り組むこととなったきっかけ」の質問に対する回答をみると、図表 2-(2)-①のとおり、農業経営体では、「福祉事業所の方と知り合いになったため」とするものが 20 経営体（43.5%）と最も多く、次いで、「人手不足解消のため」が 19 経営体（41.3%）、「福祉に関心があったため」が 14 経営体（30.4%）となっている。

また、福祉事業所では、「工賃向上に資すると考えたため」とするものが 58 事業所（69.9%）と最も多く、次いで、「事業所で取り組む活動の幅を広げるため」が 46 事業所（55.4%）、「利用者の健康増進・精神安定のため」が 32 事業所（38.6%）となっている。

なお、農業経営体については、「福祉事業所の方と知り合いになったため」としている 20 経営体のうち約半数の 9 経営体は「人手不足解消のため」とも回答しており、人手不足を背景に、福祉事業所とのつながりをきっかけとして農福連携の取組を開始している経営体が多いことがうかがえる。

図表 2-(2)-① 農福連携に取り組むこととなった経緯（複数選択可）（単位：経営体、事業所、%）



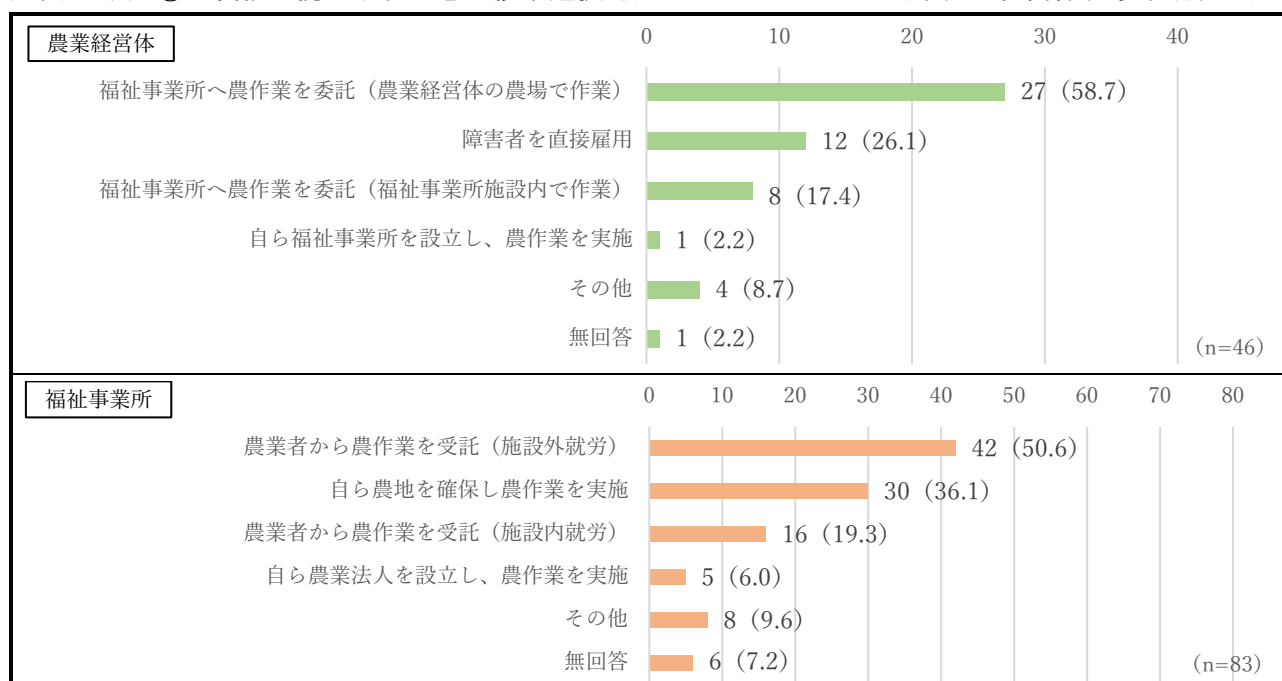
(注) 当局の調査結果による。

イ 農福連携の取組形態

取組事業所等における農福連携の取組形態をみると、図表 2-(2)-②のとおり、農業経営体では、「福祉事業所へ農作業を委託（農業経営体の農場で作業）」が 27 経営体（58.7%）と最も多く、「障害者を直接雇用」が 12 経営体（26.1%）、「福祉事業所へ農作業を委託（福祉事業所施設内で作業）」が 8 経営体（17.4%）となっている。

また、福祉事業所では、「農業者から農作業を受託（施設外就労）」が 42 事業所（50.6%）と最も多く、「自ら農地を確保し農作業を実施」が 30 事業所（36.1%）、「農業者から農作業を受託（施設内就労）」が 16 事業所（19.3%）となっており、農業経営体、福祉事業所ともに農作業の受委託（請負契約）による取組が多数を占めている。

図表 2-(2)-② 農福連携の取組形態（複数選択可）（単位：経営体、事業所、%）



（注） 当局の調査結果による。

これを図表 1-(4)-①の農福連携の取組形態の区分に当てはめると、図表 2-(2)-③のとおり、農業経営体、福祉事業所ともに、農作業の受委託（請負契約）による連携型の取組が多数を占めている。

図表 2-(2)-③ 農福連携の取組形態（単位：経営体、事業所）

取組形態	図表 2-(2)-②の区分			経営体、事業所数	
連携型	農業経営体	福祉事業所へ農作業を委託し、農業経営体の農場で作業	27	35	
		福祉事業所へ農作業を委託し、福祉事業所施設内で作業	8		
	福祉事業所	農業者から農作業を受託（施設外就労）	42	58	
		農業者から農作業を受託（施設内就労）	16		
福祉完結型	福祉事業所	自ら農地を確保し農作業を実施	30		
直接雇用型	農業経営体	障害者を直接雇用	12		
グループ内 連携型	農業経営体	自ら福祉事業所を設立し、農作業を実施	1		
	福祉事業所	自ら農業法人を設立し、農作業を実施	5		

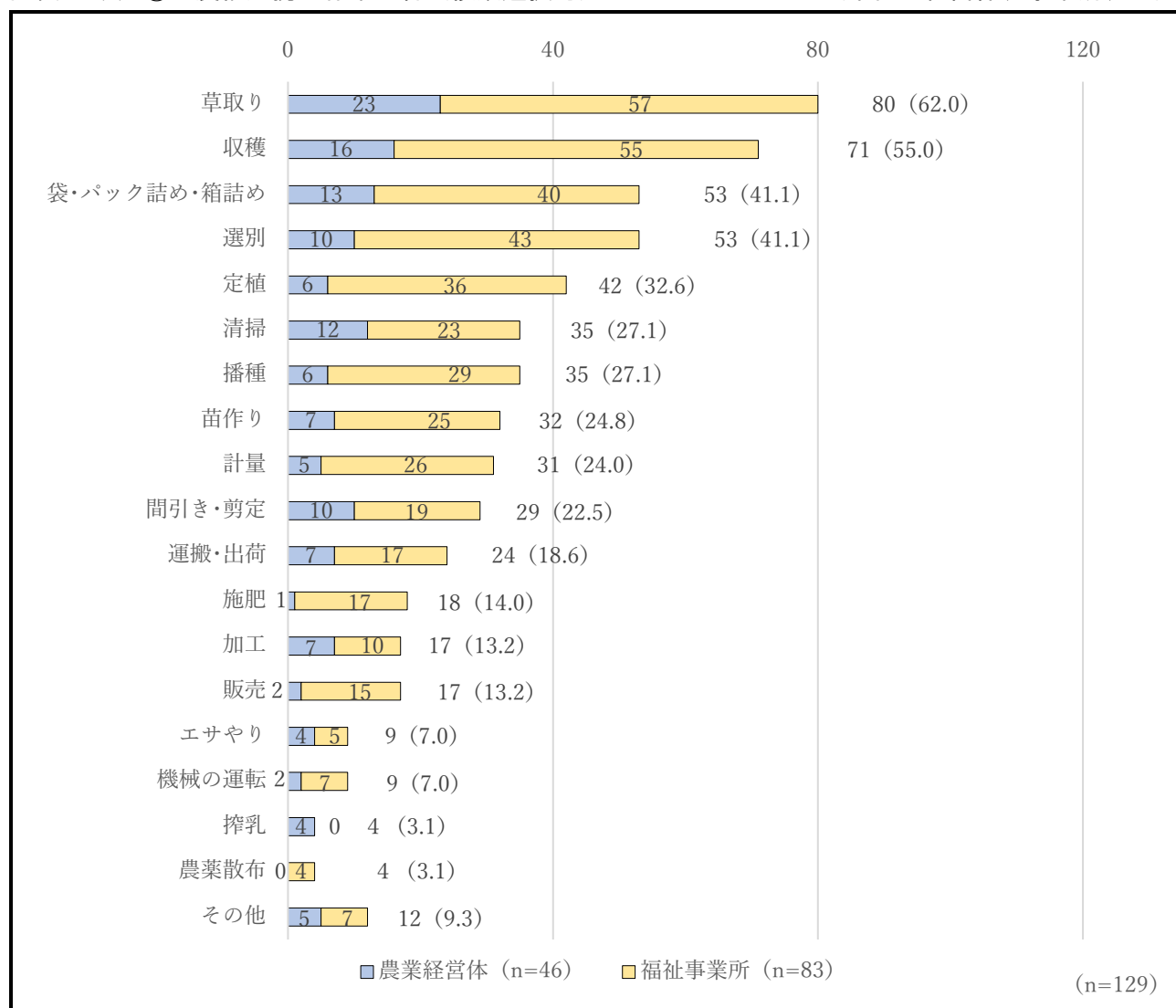
（注） 当局の調査結果による。

ウ 障害者が行う作業の内容

取組事業所等における障害者が行う作業の内容をみると、図表 2-(2)-④のとおり、「草取り」が 80 事業所等（62.0%）と最も多く、次いで、「収穫」が 71 事業所等（55.0%）、「袋・パック詰め・箱詰め」及び「選別」が 53 事業所等（41.1%）などの作業が多い状況となっている。

図表 2-(2)-④ 農福連携の作業内容（複数選択可）

（単位：経営体、事業所、%）



（注）1 当局の調査結果による。

2 定植：植物を栽培する最終の場所に植えること。

播種：植物の種子をまくこと。

施肥：植物の生育を促すため肥料を与えること。

また、取組事業所等における具体的な障害者の作業内容、作業時期等、農福連携の取組例は図表 2-(2)-⑤～⑦のとおりである。

図表 2-(2)-⑤ 農業経営体と福祉事業所の請負契約（施設外就労）による取組例

取組例 1	
【農業経営体：十勝管内、生產品目等：米、野菜、果物】	取組開始：令和 2 年
【作業内容】 アスパラの収穫（4 月～5 月）、草取り（6 月～7 月）、とうもろこしの収穫、選別、皮むき（8 月～9 月）、芋の計量、箱詰め、袋詰め（10 月～12 月）などの作業を福祉事業所に委託 【実施時期等】 10 人（障害種別：身体障害 3 人、知的障害 3 人、精神障害 4 人）の福祉事業所利用者が 4 月から 12 月頃までの期間、週 3 日程度（1 日当たり 3 時間程度）の作業に従事している。	
取組例 2	
【農業経営体：檜山管内、生產品目等：酪農】	取組開始：平成 24 年
【作業内容】 草取り、牛の草やり、牛舎清掃などの作業を福祉事業所に委託 【実施時期等】 2 人（障害種別：知的障害 2 人）の福祉事業所利用者が年間を通じて、週 3～4 日程度（1 日当たり 1 人、6 時間程度）の作業に従事している。 農福連携に取り組むことにより、労働力不足の解消につながっている。	
取組例 3	
【福祉事業所：空知管内（就労継続支援 B 型）】	取組開始：平成 29 年
【作業内容】 米の苗作り、ミニトマトの収穫・計量・パック詰め・シール貼り、かぼちの定植・収穫などの作業を農業者から請け負い、施設外就労を行っている。 【実施時期等】 3 人（障害種別：知的障害 1 人、精神障害 2 人）の福祉事業所利用者が年間を通じて週 3 日程度（1 日当たり 3 時間程度）の作業に従事している。 就労時間については、農業経営体と福祉事業所が作業の前の週にお互いの要望を持ち寄り調整している。	

（注） 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑥ 農業経営体と福祉事業所の請負契約（施設内就労）による取組例

取組例 1	
【福祉事業所：日高管内（就労継続支援 B 型）】	取組開始：平成 30 年
【作業内容】 いちご農家から規格外品の苺を回収し、へたを取り、冷凍する作業などを請け負い、施設内就労を行っている。 【実施時期等】 20 人（障害種別：知的障害 7 人、精神障害 13 人）の利用者が 6 月から 11 月頃までの期間、週 5 日程度（1 日当たり 2～3 時間程度）作業に従事している。 農業者と事業所スタッフとで定期的にミーティングを行いながら作業を進めている。	
取組例 2	
【福祉事業所：上川管内（就労継続支援 B 型）】	取組開始：令和元年
【作業内容】 ラディッシュの双葉とり・虫くい葉とり・サイズ選別、小豆の選別・磨き・計量・袋詰め・シール貼り作業などの作業を農業者から請け負い、施設内就労を行っている。 【実施時期等】 11 人（障害種別：身体障害 4 人、知的障害 4 人、精神障害 3 人）の利用者が 6 月から 10 月頃までの 5 か月間、週 4 日程度（1 日当たり 8 人、2 時間程度）作業に従事している。	
取組例 3	
【福祉事業所：空知管内（就労継続支援 B 型）】	取組開始：令和元年
【作業内容】 トマトの袋詰めや袋のラベル貼りなどの作業を農業者から請け負い、施設内就労を行っている。 【実施時期等】 6 人（障害種別：知的障害）の利用者が 5 月から 8 月頃までの期間、週 5 日程度（1 日当たり 5 時間程度）の作業に従事している。	

（注） 当局の調査結果による。

図表 2-(2)-⑦ 福祉事業所が農業経営体から農作業を受託するほか、自ら農地を確保し農作業を実施している例

取組例 1	
【福祉事業所：空知管内（就労継続支援 B 型）】	取組開始：平成 19 年
【作業内容】 メロンの定植、追肥（生育途中に肥料を施すもの）、収穫後のハウスの片付け作業を農業者から請け負い、施設外就労を行っている。また、事業所独自で栽培をしているニンニクの植え付け、芽出し、草取り、芽取り、収穫後の根切り、選別、運搬などの作業も行っている。 【実施時期等】 3 人（障害種別：知的障害）の福祉事業所利用者が 4 月から 10 月頃までの 7 か月間、週 2 日程度（1 日当たり 3～5 時間程度）の作業に従事している。 毎年同じ時期に同じ作業をすることが多いため、農業者の年間スケジュールをある程度把握し、1 か月前に作業予定の確認をすることでスムーズに作業に取り組むことができている。	
取組例 2	
【福祉事業所：胆振管内（就労継続支援 B 型）】	取組開始：平成 24 年
【作業内容】 農産物の生産、収穫、出荷までの一連の作業に、農業者からの請負（施設外就労）や自らが所有する農地で取り組んでいる。 また、冬期間は収穫した豆類の整理や野菜の乾燥などの作業も行っている。 【実施時期等】 20 人（障害種別：身体障害 4 人、知的障害 6 人、精神障害 10 人）の福祉事業所利用者が年間を通じて、週 5 日程度（1 日当たり 4 時間程度）の作業に従事している。 障害種別によってできる作業が異なるため、個々に合った作業を割り振っている。	
取組例 3	
【福祉事業所：上川管内（就労継続支援 B 型）】	取組開始：昭和 55 年
【作業内容】 寒締めほうれん草の播種、収穫、計量、袋詰め、さつまいもとじゃがいもの選別、計量、袋詰め、店舗への出荷補助、イベントでの販売、草取りなどの作業を自ら農地を確保し実施している。 また、米農家から播種・田植え補助、いちご農家から収穫・ハウス片付けなどの作業を請け負い、施設外就労を行っている。 【実施時期等】 3 人（障害種別：身体障害 1 人、知的障害 2 人）の利用者が 3 月から 12 月頃までの 8 か月間（10 月、11 月を除く。）、週 3 日程度（1 日当たり 2 時間半程度）の作業に従事している。利用者が携われる作業が多く、それぞれの特性に見合う作業を行っている。	

（注） 当局の調査結果による。

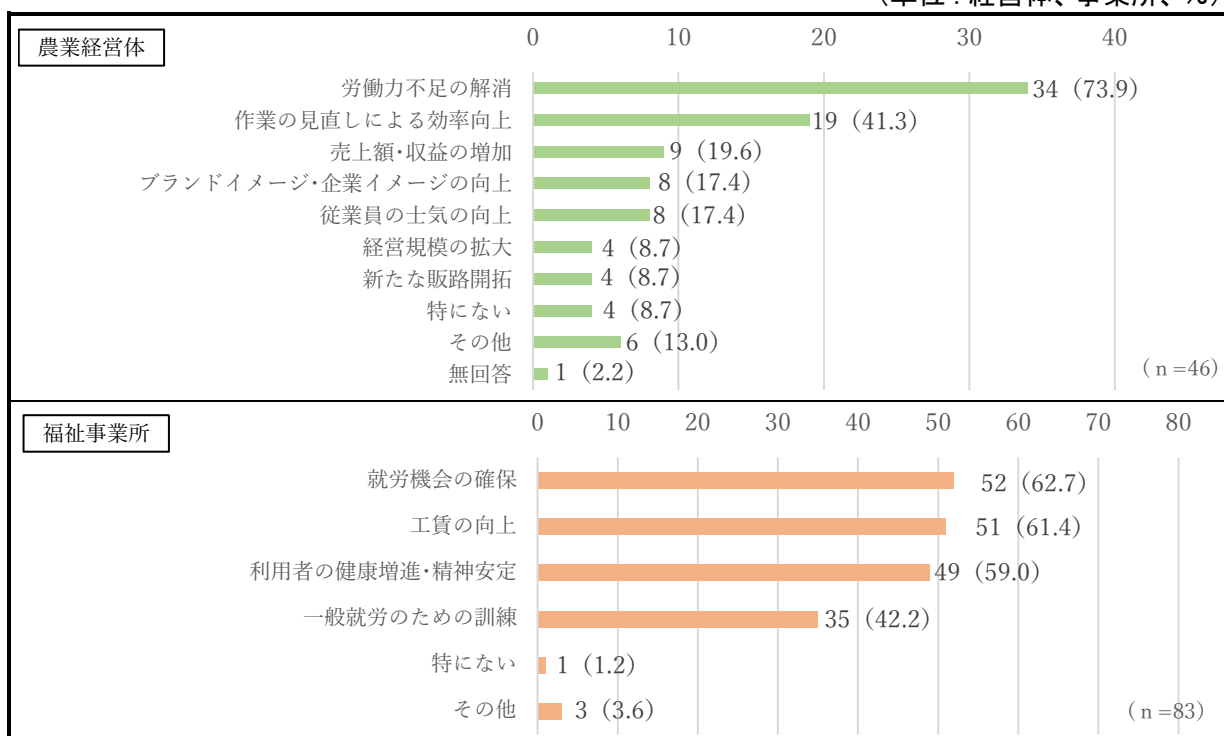
エ 農福連携の取組による効果等

取組事業所等への「農福連携の取組によりどのようなメリットを感じているか」との質問に対する回答をみると、図表 2-(2)-⑧のとおり、農業経営体では、「労働力不足の解消」とするものが 34 経営体 (73.9%) と最も多く、次いで、「作業の見直しによる効率向上」とするものが 19 経営体 (41.3%) となっている。

また、福祉事業所では、「就労機会の確保」とするものが 52 事業所 (62.7%)、「工賃の向上」とするものが 51 事業所 (61.4%)、「利用者の健康増進・精神安定」とするものが 49 事業所 (59.0%) となっている。

図表 2-(2)-⑧ 農福連携に取り組むことで感じるメリット（複数選択可）

（単位：経営体、事業所、%）



（注） 当局の調査結果による。

なお、農業経営体 (46 経営体) における農福連携取組前後の収益の変化についてみると、図表 2-(2)-⑨のとおり、「変わらない」とするものが 27 経営体 (58.7%) と半数以上を占めているものの、「上がった」とするものも 12 経営体 (26.1%) みられた。一方、「下がった」とするものが 1 経営体 (2.2%) のみとなっており、これらを踏まえると、農福連携の取組により一定の経営上の効果が期待できる場合もあることがうかがえる。

図表 2-(2)-⑨ 農福連携取組後の農業経営体の収益の変化

（単位：経営体、%）



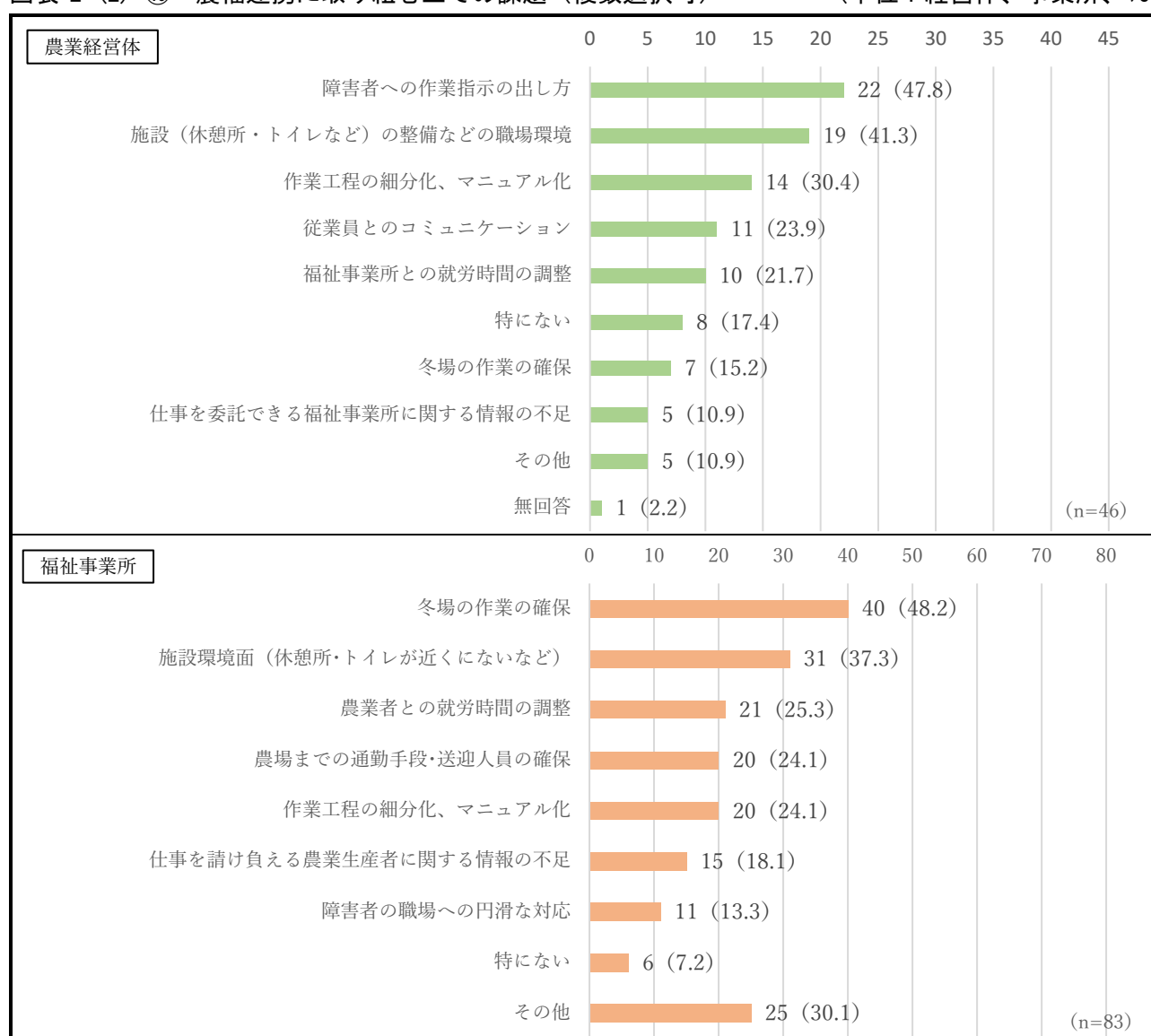
（注） 当局の調査結果による。

オ 取り組む上で工夫を要する点（農福連携に取り組む上での課題）

取組事業所等への「農福連携の取組によりどのような課題を感じているか」との質問に対する回答をみると、図表 2-(2)-⑩のとおり、農業経営体では、「障害者への作業指示の出し方」とするものが 22 経営体（47.8%）と最も多く、次いで、「施設（休憩所・トイレなど）の整備などの職場環境」とするものが 19 経営体（41.3%）、「作業工程の細分化、マニュアル化」が 14 経営体（30.4%）となっている。

また、福祉事業所では、「冬場の作業の確保」とするものが 40 事業所（48.2%）と最も多く、次いで、「施設環境面（休憩所・トイレが近くにないなど）」とするものが 31 事業所（37.3%）となっている。

図表 2-(2)-⑩ 農福連携に取り組む上での課題（複数選択可）（単位：経営体、事業所、%）



(注) 当局の調査結果による。

取組事業所等における農福連携に取り組む上での課題への工夫や対応例は図表 2-(2)-⑪のとおりである。

図表 2-(2)-⑪ 農福連携に取り組む上での工夫・対応例

作業内容・作業環境面	事業所等／地域
障害者の作業に対する理解を促進するため、各人に応じた作業に当たってのポイントや注意点などのマニュアル（手順書）を作成した。	福祉事業所／上川管内
障害者に作業を指示する担当者を決めるとともに、担当者が障害者に指示する際に使用するマニュアル（手順書）を作成した。	農業経営体／檜山管内
福祉事業所の職員に農作業の概要を示すための資料を作成した。	農業経営体／石狩管内
従業員に対して障害者の特性を理解するための研修や打合せを多く行うことにより、農業側の従業員が障害者の特性を理解できるようにしている。	農業経営体／胆振管内
障害の程度に応じて適正な作業を提供している。そのためには支援員との意思疎通が重要である。	農業経営体／上川管内
普通に話したつもりでも利用者を傷付ける言葉があるため、常に事業所の職員を介したコミュニケーションをお願いしている。	農業経営体／空知管内
利用者の能力に応じて作業を細分化するほか、機械作業もあえて手作業で行っている。	福祉事業所／ オホーツク管内
農作業への知識を深めることにより、作業内容を確認してその作業に適した利用者をこちらで提案できるようにしている。	福祉事業所／空知管内
農場にトイレがない場合は自前で移動用トイレを持参している。	福祉事業所／上川管内
けがのリスク回避のため、安全靴を使用、障害者の見守りが確実にできるように少人数にグループ分けして作業させている。	福祉事業所／空知管内
すべての作業を全員で行うようにすることにより、常に目が届くようにする。	農業経営体／渡島管内
就労時間	事業所等／地域
就労時間の設定に当たって、作業の前の週に農業経営体と福祉事業所の互いの要望を出し合って調整している。	福祉事業所／空知管内
毎年同じ時期に同じ作業をすることが多いため、農家の年間スケジュールを把握し、1 か月程度前から農家に連絡を取り、作業予定の確認を行っている。	福祉事業所／空知管内
冬期間の作業確保	事業所等／地域
冬期間に野菜を貯蔵しておける設備を設け、秋に収穫した農産物を加工し出荷している（切り干し大根等）。	農業経営体／胆振管内
枝豆を多く植えることで、収穫しきれなかった分を大豆や黒豆として冬場に販売することにより冬期間の作業を確保している。	福祉事業所／胆振管内

（注） 当局の調査結果による。

カ 過去に農福連携に取り組んでいたが現在はやめている理由

取組事業所等のうち、過去に農福連携に取り組んでいたが現在はやめているものは 23 事業所等みられた。取組を止めている主な理由をみると、図表 2-(2)-⑫のとおり、新型コロナウイルスの影響によるものが 6 件、相手方の事情によるものが 5 件、農業側と福祉側の考えの相違によるもの、取組によるデメリットによるものがそれぞれ 2 件などとなっている。

図表 2-(2)-⑫ 過去に農福連携に取り組んでいたが現在はやめている理由

理 由	合 計		
		農業経営体	福祉事業所
新型コロナウイルスの影響によるもの	6	2	4
相手方の事情によるもの（事業縮小、体制面等）	5	3	2
農業側と福祉側の考えの相違によるもの	2	0	2
取組によるデメリットによるもの	2	0	2
作業が体力的に適さなかった	2	0	2
その他	4	2	2
無回答	2	1	1
合計	23	8	15

（注） 当局の調査結果による。

このうち、「農業側と福祉側の考えの相違によるもの」及び「取組によるデメリットによるもの」としているのはすべて福祉事業所であり、その具体的内容は図表 2-(2)-⑬のとおり、期待した作業をさせてもらえなかった、一般就労への移行が見込めなかった、工賃が安い、スタッフの手間がかかるとするものなどとなっている。

図表 2-(2)-⑬ 過去に農福連携に取り組んでいたが現在は止めている具体の理由の例

理由区分	理 由
農業側と福祉側の考えの相違によるもの	当初、農作物の成長に関わる作業（果物の茎取り）に携わり、利用者もその作業を楽しみに行っていたが、作業の水準が農家側の期待に添うものでなかったためか、ハウス内の草取りや苔取りなどの作業しかさせてもらえなくなったため契約を終了した。 【福祉事業所／釧路管内】
	高齢化が進む地元農家への一般就労を目指して農福連携に取り組んできたが、農家側の目的は忙しい時期に手を借りることであり、繁忙期（7 月～9 月）の手伝いを 5 年間続けたものの、通年での一般就労は見込めなかったため契約を終了した。 【福祉事業所／オホーツク管内】
取組によるデメリットによるもの	5 年以上農福連携に取り組んだものの、工賃が安い、スタッフの手間がかかりすぎる（農場までの送迎など）、冬の仕事がない、天候に左右される、農福に参加している福祉側に助成金加算等がないなどのデメリットにより取組をやめるに至った。 【福祉事業所／石狩管内】

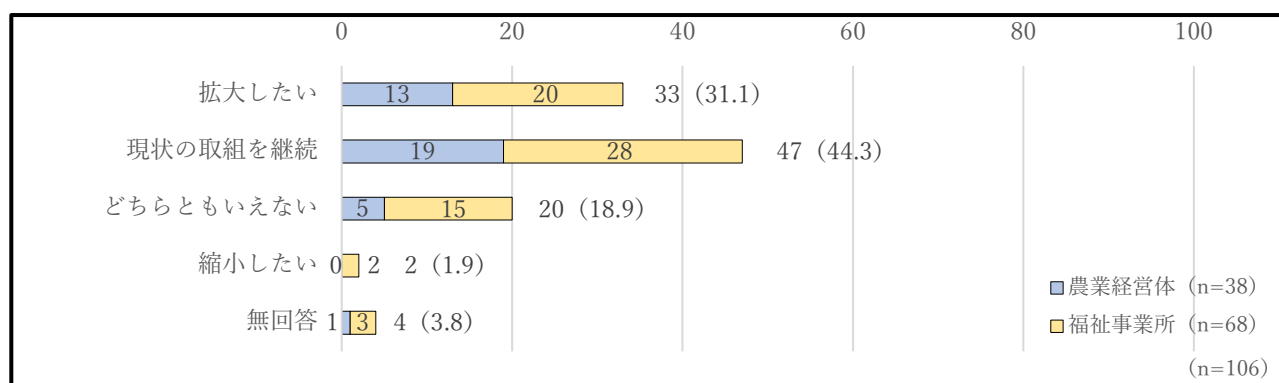
（注） 当局の調査結果による。

キ 今後の農福連携の取組意向

取組事業所等への「今後の農福連携の取組意向」の質問に対する回答をみると、図表 2-(2)-⑭のとおり、現在取り組んでいる事業所等（106 事業所等）では、「現状の取組を継続」とするものが 47 事業所等（44.3%）と最も多く、次いで「拡大したい」とするものが 33 事業所等（31.1%）と、前述エの農福連携の取組による効果なども背景に、現在農福連携に取り組んでいる事業所等の大半が、今後も農福連携の取組を継続、あるいは拡大したいとする意向を示している。

図表 2-(2)-⑭ 現在農福連携に取り組んでいる事業所等における今後の取組意向

（単位：事業所等、%）

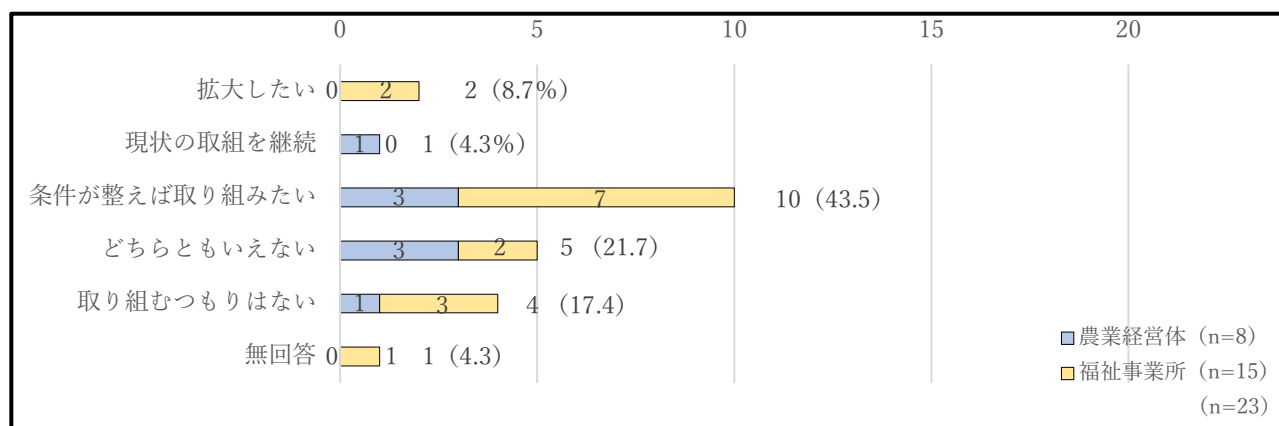


（注） 当局の調査結果による。

一方、過去に農福連携に取り組んでいたが現在はやめている事業所等では、図表 2-(2)-⑮のとおり、「条件が整えば取り組みたい」とするものが 10 事業所等（43.5%）、「どちらともいえない」とするものが 5 事業所等（21.7%）、「取り組むつもりはない」とするものが 4 事業所等（17.4%）となっている。

図表 2-(2)-⑮ 過去に農福連携に取り組んでいた事業所等における今後の取組意向

（単位：事業所等、%）



（注） 1 当局の調査結果による。

2 表中の「拡大したい」及び「現状の取組を継続」とする計 3 事業所等は、一時的に取組を休止している事業所である。

(7) 取組を拡大したいとする理由

今後、農福連携の取組を「拡大したい」とする具体的な理由の例をみると、図表 2-(2)-⑯のとおり、農業経営体では、パート従業員の高齢化や海外の技能実習生の不足等、今後の人材不足への対応を必要とするもの、福祉事業所においては、現在の利用者の作業に余力があるとするものや、一層の工賃向上を図りたいとするものなどとなっている。

図表 2-(2)-⑯ 「取組を拡大したい」とする意向の理由の例

事業所等 地域 【取組開始時期】	農福連携の取組形態	理由
農業経営体 渡島管内 【平成 28 年】	障害者を直接雇用	パート従業員が高齢化しており、働き手を確保するため取組を拡大したい。
農業経営体 十勝管内 【令和 2 年】	福祉事業所へ委託（施設外就労）	海外からの技能実習生の渡航が難しく人手不足が予想されるため。また、6 次産業化の推進のためにも活用を促進したいと考えている。
福祉事業所 石狩管内 【平成 29 年】	自ら農地を確保 農作業の受託（施設内就労 及び施設外就労）	年間を通じた安定的な作業提供のために新たに屋内栽培などに取り組みたい。
福祉事業所 上川管内 【昭和 55 年】	自ら農地を確保 農作業の受託（施設外就労）	利用者が携われる業務が多くあり、様々な特性に見合う作業ができるため、収入・工賃アップを目指していきたい。
福祉事業所 上川管内 【令和元年】	農作業を受託（施設内就労）	現在事業所内で農作物の選別作業を行っているが、作業量・従事する利用者等に余力があるため取組を拡大したい。
福祉事業所 空知管内 【平成 19 年】	自ら農地を確保 農作業を受託（施設外就労）	農村地域であり、農業以外の作業の場の確保が難しい一方、農家からの作業依頼が年々増加傾向にあるため取組を拡大したい。
福祉事業所 十勝管内 【令和元年】	農作業を受託（施設外就労）	農村地区に所在しているため、できる範囲で農作業、農福連携に関わる仕事をより行っていきたい。就労の場を増やすことや工賃向上につながるためにも増やしていきたい。
福祉事業所 根室管内 【平成 9 年】	自ら農地を確保	農産物加工品の販売等を行っているが、未利用農地がまだあるため、花を植えて、集客数を増やしている。今後も加工品の販売数の増加を目指すとともに、遊具を設置するなどにより周辺を観光地化することでさらなる集客を目指していきたい。

(注) 当局の調査結果による。

(イ) 「条件が整えば取り組みたい」又は「どちらともいえない」とする理由

今後の農福連携の取組について「条件が整えば取り組みたい」又は「どちらともいえない」とする具体的な理由の例をみると、図表 2-(2)-⑰のとおり、現状の事業所の体制面によるものや、事業の状況によるものなど、いずれも事業上の事情を理由とするものとなっている。

図表 2-(2)-⑰ 「条件が整えば取り組みたい」又は「どちらともいえない」とする理由の例

区分	事業所等／地域 【取組時期】	理由
現在農福連携に取り組んでいる事業所	福祉事業所／渡島管内 【令和元年～】	【どちらともいえない】 現在の事業所の状況では、今以上の依頼をいただいても手が回らない。職員の増員、利用者の増加、車両の増加等の事業自体の拡大が必要である。
過去に農福連携に取り組んでいた事業所等	農業経営体／十勝管内 【平成 29 年 5 月～10 月】	【条件が整えば取り組みたい】 一部事業をやめざるを得なくなったため、新たな事業実施が決まった際に農福連携の取組を考えたい。
	福祉事業所／上川管内 【令和元年 5 月～6 月】	【条件が整えば取り組みたい】 現状、当事業所の利用者は女性が多く、力仕事は難しい。

(注) 当局の調査結果による。

(ウ) 「縮小したい」又は「取り組むつもりはない」とする理由

今後の農福連携の取組について「縮小したい」又は「取り組むつもりはない」とする具体的な理由の例をみると、図表 2-(2)-⑱のとおり、工賃が安いことによるものなど取組によるメリットがないとすることによるもの、既存の作業で余裕がないことによるものとなっている。

図表 2-(2)-⑱ 「縮小したい」又は「取り組むつもりはない」とする理由の例

区分	事業所等／地域 【取組時期】	理由
現在農福連携に取り組んでいる事業所	福祉事業所／石狩管内 【平成 28 年～】	【縮小したい】 十分に仕事ができているため工賃向上を期待しているが、農業者の理解がなく工賃が安すぎるため。
過去に農福連携に取り組んでいた事業所等	福祉事業所／石狩管内 【平成 27 年 9 月～令和 3 年 3 月】	【取り組むつもりはない】 農福連携に取り組むことによる補助金・助成金の支給や、福祉事業所利用者が就労しやすくなるなど取組に対するメリットがない。
	福祉事業所／オホーツク管内 【平成 22 年 7 月～26 年 9 月】	【取り組むつもりはない】 行政機関や地元企業から多くの作業を提供してもらっていることから、現状、農福連携に取り組む予定はない。

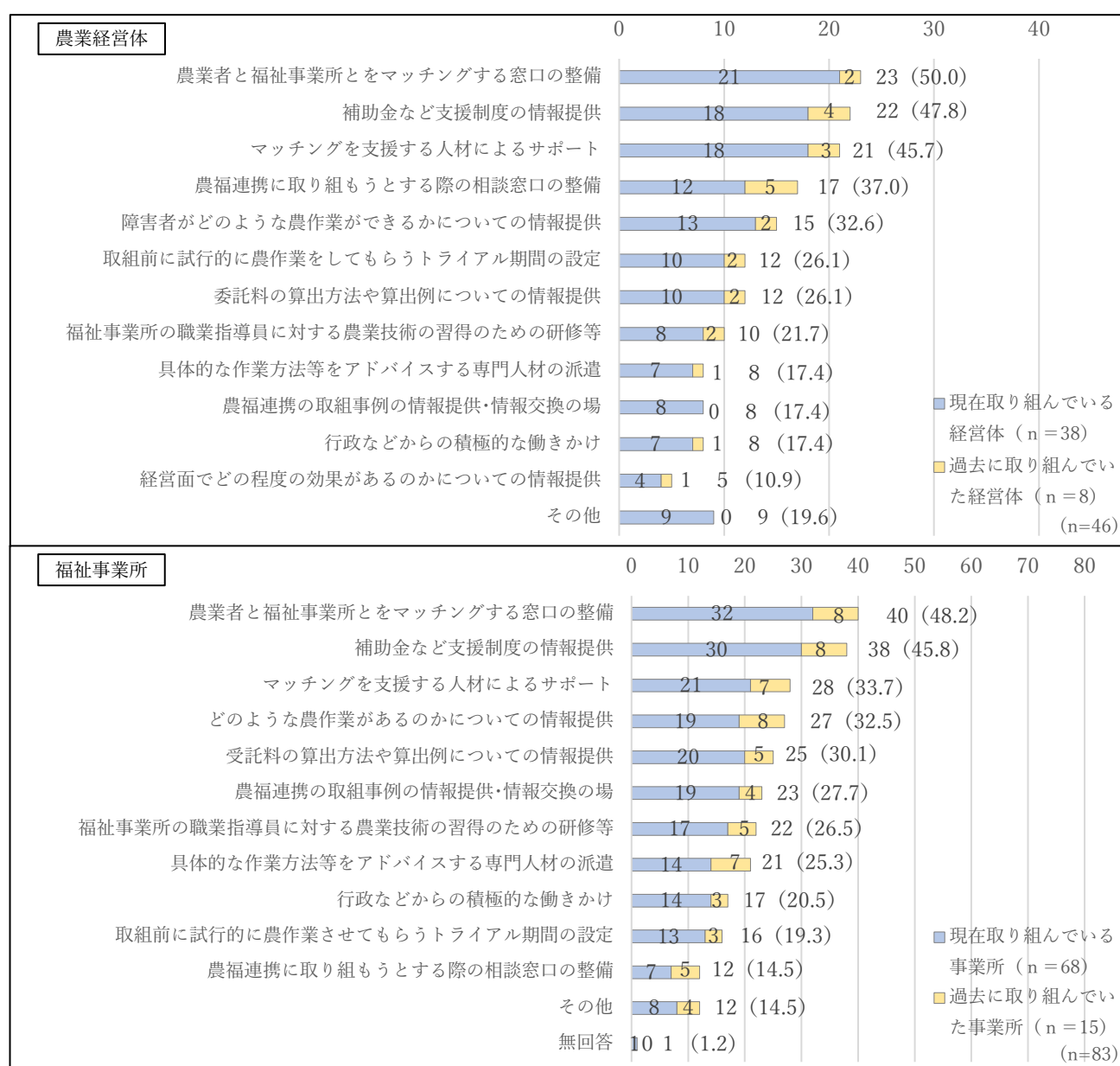
(注) 当局の調査結果による。

ク 農福連携の取組を進める上での必要な支援

取組事業所等への「今後、農福連携に取り組む上でどのような支援が必要か」との質問に対する回答をみると、図表 2-(2)-⑭のとおり、農業経営体、福祉事業所ともに、「農業者と福祉事業所とをマッチングする窓口の整備」とするものが 23 経営体 (50.0%)、40 事業所 (48.2%) と最も多く、次いで、「補助金など支援制度の情報提供」が 22 経営体 (47.8%)、38 事業所 (45.8%)、「マッチングを支援する人材によるサポート」が 21 経営体 (45.7%)、28 事業所 (33.7%) などとなっており、農福連携の取組を進める上で、農業側と福祉側をつなぐ機能の整備や、支援制度などの農福連携に関する情報の提供等の支援の必要性がうかがわれる。

図表 2-(2)-⑭ 農福連携の取組を進める上での必要な支援（複数選択可）

（単位：経営体、事業所、％）



（注） 当局の調査結果による。

(3) これまで農福連携に取り組んでいない事業所等におけるその理由、今後の取組意向等

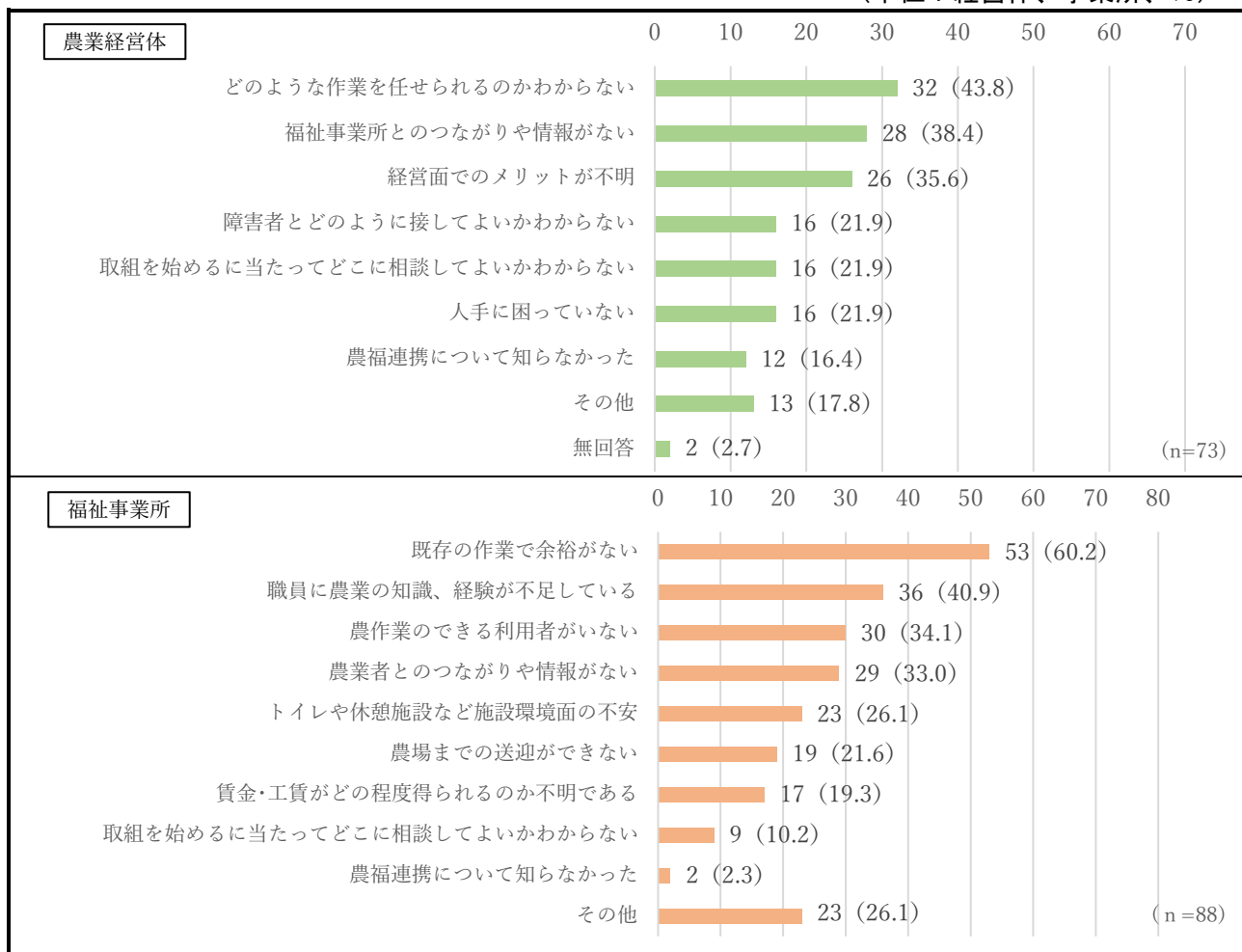
ア 農福連携に取り組んでいない理由

これまで農福連携に取り組んでいない事業所等（計 161 事業所等（73 経営体及び 88 事業所）。以下、本項目において「未取組事業所等」という。）への「これまで農福連携に取り組んでいない理由」の質問に対する回答をみると、図表 2-(3)-①のとおり、農業経営体では、「どのような作業を任せられるのかわからない」とするものが 32 経営体（43.8%）と最も多く、次いで、「福祉事業所とのつながりや情報がない」が 28 経営体（38.4%）、「経営面でのメリットが不明」が 26 経営体（35.6%）などとなっており、農福連携に関する情報が必ずしも行き届いていないことに起因するものが多くみられる。

また、福祉事業所では、「既存の作業で余裕がない」とするものが 53 事業所（60.2%）と最も多く、次いで、「職員に農業の知識、経験が不足している」が 36 事業所（40.9%）、「農作業のできる利用者がいない」が 30 事業所（34.1%）、「農業者とのつながりや情報がない」が 29 事業所（33.0%）などとなっており、福祉事業所の事業の状況や体制面の理由に起因するものが多くみられるものの、農福連携に関する情報が必ずしも行き届いていないことに起因するものも一定数みられ、農業と福祉がお互いのことをよく知らないことや、そのメリットが浸透していないことが農福連携の取組に至っていない一因となっていることがうかがえる。

図表 2-(3)-① これまで農福連携に取り組んでいない理由（複数選択可）

（単位：経営体、事業所、%）

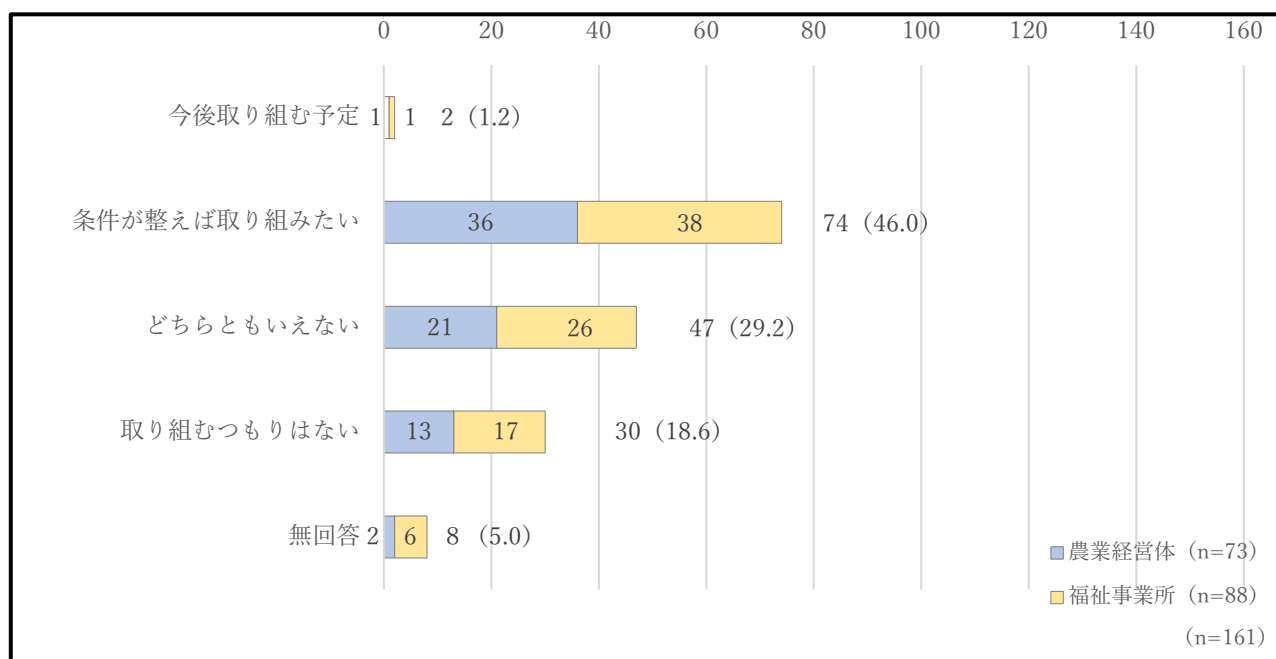


（注） 当局の調査結果による。

イ 今後の農福連携の取組意向

未取組事業所等における「今後の農福連携の取組意向」の質問に対する回答をみると、図表2-(3)-②のとおり、「条件が整えば取り組みたい」とするものが74事業所等（46.0%）と最も多く、次いで、「どちらともいえない」とするものが47事業所等（29.2%）、「取り組むつもりはない」が30事業所等（18.6%）などとなっている。

図表 2-(3)-② 未取組事業所等における今後の取組意向 (単位：経営体、事業所、%)



(注) 当局の調査結果による。

農福連携について「条件が整えば取り組みたい」又は「どちらともいえない」とする具体的な理由の例をみると、図表 2-(3)-③のとおり、福祉事業所では、既存の作業で余裕がないとするものがみられる一方、農業経営体では、どの程度障害者を指導してよいかわからない、農福連携についてのアドバイスがあれば取り組みたいといった人材面でのサポートの必要性がうかがわれる理由のほか、家畜を扱うため障害者の安全を確保することができない、労働力不足を解消する効果があるのか疑問があるとするものなど、農福連携の取組事例や取組によるメリットの発信の必要性がうかがわれる理由もみられた。

図表 2-(3)-③ 「条件が整えば取り組みたい」又は「どちらともいえない」とする理由の例

区分	事業所等／地域	理由
条件が整えば 取り組みたい	農業経営体／十勝管内 【生產品目：芋類】	現在、 <u>農福連携を実践しておられる方々にアドバイスをいただけるのであれば協力していきたい</u> 意志はある。
	農業経営体／十勝管内 【生產品目：野菜】	<u>労働力不足の解消の効果があるのかが不明</u> であるため。管理する人員を付ける必要があるのであれば取り組むことができるかは分からない。
	農業経営体／上川管内 【生產品目：米、野菜、農産物加工】	有機農業が主体であるため手作業が多く、業務としては対応できる場面があると思うので、施設等の環境を整えることができれば取り組みたい。
	福祉事業所／胆振管内	現在、取り組んでいる活動で余裕がなく、また、活動に対する職員配置にも余裕がないため。将来的に事業の整理を行う時期がきた時に考えたいと思っている。
	福祉事業所／空知管内	レストランを運営しているので、その中で使用する野菜を生産したい思いはあるが、現状の事業所の体制では、人員や時間の確保が難しいため。
どちらともい えない	農業経営体／石狩管内 【生產品目：酪農】	<u>大型の家畜を扱っており、障害者の安全を確保することが困難</u> であるため。
	農業経営体／胆振管内 【生產品目：野菜、芋類】	仕事の精度をあげるために <u>どの程度障害者を指導してよいかわからない</u> ため。

(注) 当局の調査結果による。

また、農福連携の取組について「取り組むつもりはない」とする具体的な理由の例をみると、図表2-(3)-④のとおり、福祉事業所では、既存の作業で余裕がないとするものがみられる一方、農業経営体では、作業に一定のレベル以上の能力が求められるためとするものや農福連携の情報がなく取り組むきっかけがないとするものなど、「条件が整えば取り組みたい」又は「どちらともいえない」とする事業所等と同様、人材面でのサポートの必要性や農福連携の取組事例や取組によるメリットの発信の必要性がうかがわれる理由もみられた。

図表2-(3)-④ 「取り組むつもりはない」とする意向の理由の例

類型	事業所等／地域	理由
作業内容を理由とするもの	農業経営体／上川管内 【生産品目等：養豚】	動物相手の仕事であることから事故の危険が常にあるため。また、少人数で仕事をしており、 <u>一人一人に一定のレベル以上の能力が求められるため。</u>
	農業経営体／上川管内 【生産品目等：野菜、果物】	<u>手先の細かい作業の仕事であり一定のスキルが必要であるため。</u>
情報不足を理由とするもの	農業経営体／石狩管内 【生産品目等：米、野菜、果物】	近隣の同業他社の農福連携の実績等の <u>情報がなく取り組むきっかけがないため。</u>
既存の作業で余裕がないことを理由とするもの	福祉事業所／オホーツク管内	現状、食品加工、委託作業を行っており、作業の増加に対応できないため。
	福祉事業所／後志管内	現在受けている作業で人員が取られ、新たな事業を行えるスタッフ、利用者が確保できないため。
	福祉事業所／石狩管内	興味はあるが、現在の作業を考えた場合、時間と移動手段を確保するのが難しいため。
すでに地域内で取組が行われていることを理由とするもの	福祉事業所／留萌管内	地域内で行政も交えて既に取り組まれており、当事業所が参入するのは妥当ではないと判断したため。

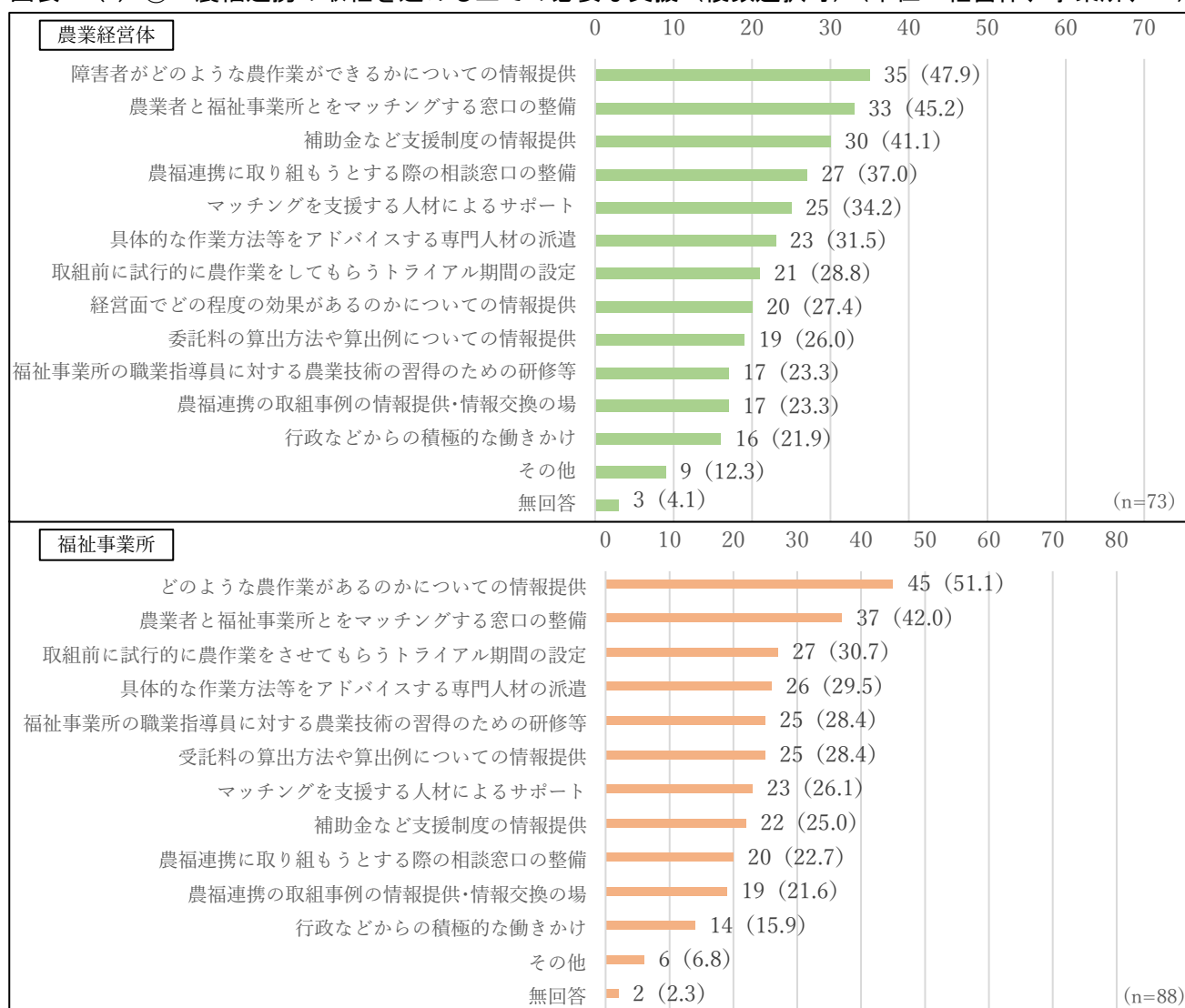
(注) 当局の調査結果による。

ウ 農福連携の取組を進める上での必要な支援

未取組事業所等への「今後、農福連携に取り組む上でどのような支援が必要か」との質問に対する回答をみると、図表 2-(3)-⑤のとおり、農業経営体では、「障害者がどのような農作業ができるかについての情報提供」とするものが 35 経営体 (47.9%) と最も多く、次いで、「農業者と福祉事業所とをマッチングする窓口の整備」が 33 経営体 (45.2%)、「補助金など支援制度の情報提供」が 30 経営体 (41.1%)、「農福連携に取り組もうとする際の相談窓口の整備」が 27 経営体 (37.0%) などとなっている。

また、福祉事業所では、「どのような農作業があるのかについての情報提供」とするものが 45 事業所 (51.1%) と最も多く、次いで、「農業者と福祉事業所とをマッチングする窓口の整備」が 37 事業所 (42.0%)、「取組前に試行的に農作業をさせてもらうトライアル期間の設定」が 27 事業所 (30.7%)、「具体的な作業方法をアドバイスする専門人材の派遣」が 26 事業所 (29.5%) などとなっており、事業所等が農福連携に取り組むためには、取組事例の発信、農業と福祉のマッチング窓口の整備、相談窓口の整備、具体的な作業をアドバイスする専門人材の派遣などの支援のニーズが高いことがうかがえる。

図表 2-(3)-⑤ 農福連携の取組を進める上での必要な支援（複数選択可）（単位：経営体、事業所、%）



(注) 当局の調査結果による。

3 農業と福祉のニーズをマッチングする取組の実施状況

(1) 農業と福祉のニーズをマッチングする国の方針、補助制度等

ア 農福連携等推進ビジョン

農福連携等推進ビジョンにおいては、図表 3-(1)-①のとおり、農福連携の裾野を広げていくに当たり、現場等において、どうやって始めてよいか分からない、農業と福祉の双方ともにお互いのことをよく知らないといった課題に対し、きめ細やかに対応し、官民挙げて取組を推進していくことが必要とされている。

また、農業経営体のニーズと障害者就労施設等のニーズがうまく結び付くことが重要であるとして、両者のニーズをマッチングする仕組みを構築するため、両者の事情に精通したコーディネーターの育成・普及を図ることとされている。

図表 3-(1)-① 農福連携等推進ビジョン（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議決定）（抜粋）

I	農福連携等の推進に向けて (略) 今後、障害者が農業分野で活躍する場を創出し、<u>農福連携の裾野を広げていくに当たっては、現場等において、</u> ① 「知られていない」（農福連携という取組自体がよく知られていない、そのメリットが多くの関係者に十分浸透していない等） ② 「踏み出しにくい」（どうやって始めてよいか分からない、<u>農業と福祉の双方ともにお互いのことをよく知らない、農福連携を通じた農業経営の発展や人材育成等に手間と費用がかかるのではないかな</u>等） ③ 「広がっていかない」（経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えにくい等）<u>と</u> <u>いった課題に対し、きめ細やかに対応し、官民挙げて取組を推進していくことが必要である。</u> (略)
II	農福連携を推進するための 3 つのアクション 2 取組の促進（課題「踏み出しにくい」） (2) ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築 <u>農業経営体のニーズと障害者就労施設等のニーズがうまく結び付くこと等が重要であることから、次の取組を推進する。</u> ○ 農作業を委託する農業経営体と受託する障害者就労施設等をつなぐなど、<u>農業と福祉の双方の人材確保の観点から、両者のニーズをマッチングする仕組みを構築する。</u>この場合、現場での情報収集や関係機関との情報共有による地域における両者のニーズの掘り起こしを行うとともに、<u>両者の事情に精通した者による調整等が極めて重要であることから、コーディネーターの育成・普及を図る。</u>

(注) 下線は当局が付した。

イ 農業と福祉のニーズのマッチングに関連した都道府県に対する国庫補助制度

(7) 農山漁村振興交付金（農林水産省）

農林水産省は、農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、令和 3 年度に、図表 3-(1)-②のとおり、都道府県を対象として障害者就労施設等による農作業請負のマッチングを支援する人材の育成を行う取組に対する補助を行っている。

図表 3-(1)-② 農山漁村振興交付金（農福連携対策）（抜粋）

事項	事業内容	交付率及び助成額
3 普及啓発等推進対策事業 (2) 都道府県支援事業	ウ 障害者就労施設等による農作業の請負等（施設外就労）のマッチングを支援する人材の育成を行う取組	○交付率：定額 ○助成額上限：500 万円

(注) 「農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領」（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2271 号農林水産省農村振興局長通知（最終改正令和 3 年 4 月 1 日付け））に基づき、当局が作成した。

(イ) 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト（厚生労働省）

厚生労働省は、農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るため、「工賃向上計画支援等事業の実施について」（平成 24 年 4 月 11 日付け 障発 0411 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」において、5 つの事業項目を掲げ、都道府県が行ったこれらの取組に要した費用を補助している。

図表 3-(1)-③のとおり、事業項目の一つとして、「農業生産者と障害者就労施設等による施設外就労とのマッチング支援」が掲げられている。

図表 3-(1)-③ 「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」における事業項目

- | | |
|-----|---|
| (ア) | 農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設等に対し、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言 |
| (イ) | 農業の専門家の派遣等による 6 次産業化への取組支援 |
| (ウ) | 農業に取り組む障害者就労施設等による農福連携マルシェの開催支援 |
| (エ) | 農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設等で共有するなどの意識啓発等 |
| (オ) | 農業生産者と障害者就労施設等による施設外就労とのマッチング支援 |

(注) 「工賃向上計画支援等事業の実施について」に基づき、当局が作成した。

(2) 北海道における国庫補助事業を活用した農業と福祉のニーズをマッチングする取組の実施状況

北海道（保健福祉部）は、令和元年度以降、厚生労働省の「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」の国庫補助事業を活用し、コンソーシアムへの委託により、図表 3-(2)のとおり、マッチングの支援に係る取組を実施している。

支援内容は、農業側と福祉側の双方の理解を深めるため、農業団体と地元福祉事業者が相互に施設見学会を行う機会や作業体験を行う機会を設けたり、ミニセミナーを行うものなどとなっている。

図表 3-(2) 北海道によるマッチング支援の実施状況

年度	支援先等	取組内容
令元	余市町農業協同組合	選果場見学会（福祉事業所への参加呼びかけを含む）、福祉事業所見学会の開催
令 2	新おたる農業協同組合	自立支援協議会との情報交換会、J A 施設見学会
	上川生産農業協同組合連合会	相互施設見学会、農福連携マルシェの開催
	(新規就農者のマッチング)	作業体験会の実施（①農業経営体・福祉職員向け、②福祉職員・利用者向け）
	そらち南農業協同組合	そらち南農業協同組合関連施設見学
	(南空知地区におけるネットワーク作り)	南空知地区「農福連携ミニセミナー」の開催
	(酪農地区における啓蒙活動の推進)	「酪農に関わる農福実践事例ミニセミナー」の開催

(注) 北海道の提出資料に基づき、当局が作成した。

なお、前述のとおり、農林水産省は、農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、令和3年度に、都道府県を対象として障害者就労施設等による農作業請負のマッチングを支援する人材の育成を行う取組に対する補助を行っている。

北海道（農政部）は、農業経営体と福祉事業所とが接点を持つための機会を提供するマッチング支援は行っているが、障害の特性に合わせた作業の選定や工夫を講じることにより請負契約の仲介を行うなどのマッチングについては、それを支援する人材の育成に関するノウハウがないとして行っておらず、また、こうしたマッチングは一定の地域単位で主体的に取り組まなければ継続的な取組は期待できないとして、マッチングの仕組みの構築を行う予定はない。

(3) 事業所等に対する調査結果

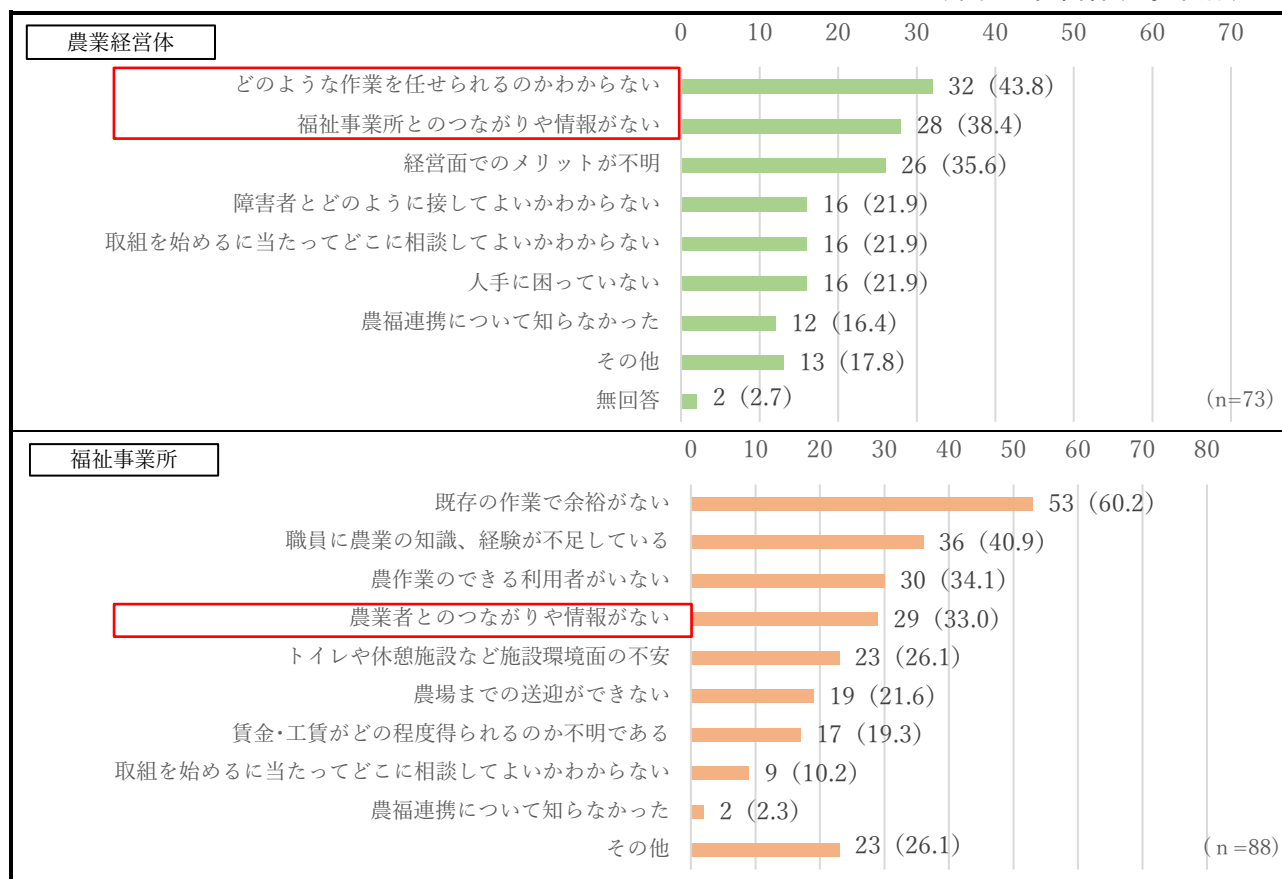
ア 農福連携に取り組んでいない理由

調査した事業所等のうち、これまで農福連携に取り組んでいない事業所等（計 161 事業所等）への「これまで農福連携に取り組んでいない理由」の質問に対する回答をみると、図表 3-(3)-①のとおり、農業経営体では、「どのような作業を任せられるのかわからない」が 32 経営体 (43.8%)、「福祉事業所とのつながりや情報がない」が 28 経営体 (38.4%) など、福祉事業所の情報や接点がないことを理由としてあげているものが多くみられた。

また、福祉事業所では、「農業者とのつながりや情報がない」とするものが 29 事業所 (33.0%) みられ、農福連携の取組を促進するためには、互いの情報不足を解消する必要があることがうかがわれた。

図表 3-(3)-① これまで農福連携に取り組んでいない理由（複数選択可）【再掲】

(単位：経営体、事業所、%)



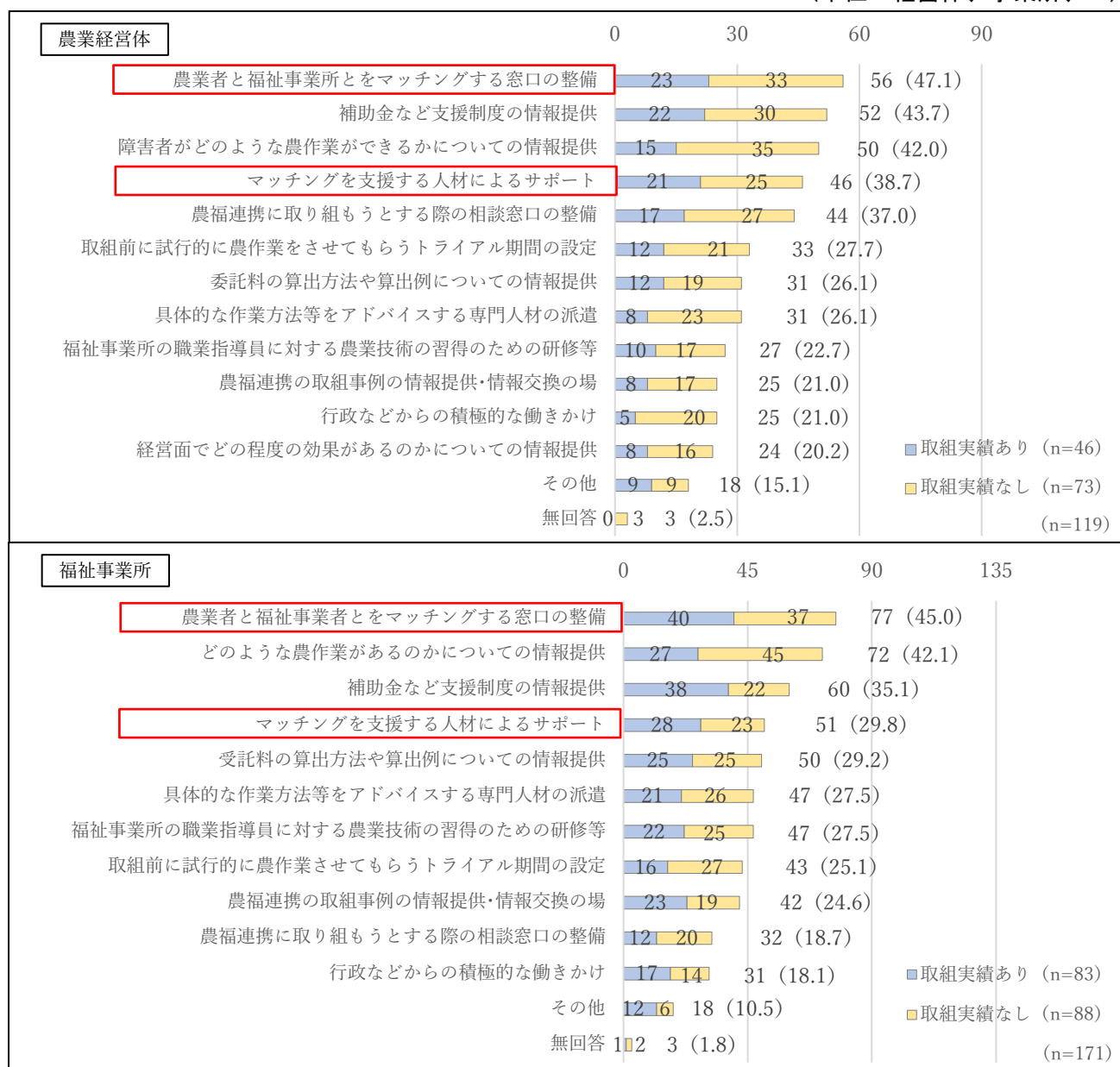
(注) 当局の調査結果による。

イ 農福連携の取組を進める上での必要な支援

調査した事業所等（計 290 事業所等）への「今後、農福連携に取り組む上でどのような支援が必要か」との質問に対する回答をみると、図表 3-(3)-②のとおり、「農業者と福祉事業所とをマッチングする窓口の整備」との回答が農業経営体で 56 経営体（47.1%）、福祉事業所で 77 事業所（45.0%）と最も多く、また、「マッチングを支援する人材によるサポート」との回答も農業経営体で 46 経営体（38.7%）、福祉事業所で 51 事業所（29.8%）となっているなど、マッチングの窓口の整備やコーディネーターによるサポートの支援を必要としている事業所等が多くみられた。

図表 3-(3)-② 農福連携の取組を進める上での必要な支援（複数選択可）

（単位：経営体、事業所、%）



（注）1 当局の調査結果による。

2 農福連携に取り組んでいる又は過去に取り組んでいた事業所等を「取組実績あり」、これまで農福連携に組んでいない事業所等を「取組実績なし」として集計した。

(4) 地域における農業と福祉のニーズをマッチングする取組の実施状況

当局が調査した、これまで農福連携に取り組んだことのない事業所等においては、その理由として、どのような作業を任せられるのかわからない、あるいは福祉事業所又は農業者とのつながりや情報がないことを理由として挙げているものが多くみられ、農業側と福祉側をつなぐ取組の必要性がうかがわれた。

また、当局が調査した事業所等においては、農福連携の取組実績を問わず、農業者と福祉事業所とをマッチングする窓口の整備を必要としている事業所等が多くみられたところである。

一方、当局が関係機関や団体等を調査した結果、地方公共団体を主体として農業と福祉のニーズをマッチングする取組は、広く各地域で取り組まれているものではなく、現状、一部の地域で、それぞれの地域の実情に応じて取り組まれている状況であることがうかがわれたところである。

このため、今回の調査では、今後、農業と福祉をつなぐマッチングに取り組もうとする地方公共団体の参考にしてもらうために、地方公共団体が中心となって農業と福祉のニーズをマッチングするための取組を行っている例の把握に努めた。

その結果、図表 3-(4) 及び事例表 3-(4)-①～⑨のとおり、今後の取組の参考になると考えられる 9 事例を取りまとめた。

当局が把握した下記の事例は、障害者の農業分野への就労の可否を検証している例、農業経営体に対しアンケート調査を実施している例、農業、福祉のそれぞれの集会に参加し声掛けを行っている例など、地域の実情に応じた取組で農業と福祉のニーズをつなぐものとなっており、今後、より多くの市町村等において、こうした取組が広がっていくことが期待される。

図表 3-(4) 地域における農業と福祉のニーズをマッチングする取組例

事例内容	機関名	事例表番号
障害者の作業水準を検証し、その後の本格的な農福連携の取組につなげている例	深川市	事例表 3-(4)-①
	本別町	事例表 3-(4)-②
農福連携を推進するための関係者による連携組織を設立してマッチングを行った例	恵庭市	事例表 3-(4)-③
農業、福祉のそれぞれの集会に参加し声掛けを行うことにより取組が開始された例	八雲町	事例表 3-(4)-④
個別の相談に応じてマッチングを実施するとともに、取組事例をホームページで紹介し、取組意向のある事業所等に対し市町村への連絡を促している例	旭川市	事例表 3-(4)-⑤
希望する作業内容や報酬等を記載するマッチングシートを活用し農業側と福祉側の調整を行っている例	函館市	事例表 3-(4)-⑥
市町村のマッチングにより試行的に農福連携に取り組む、翌年度以降、事業所等同士の話合いにより取組が継続している例	芽室町	事例表 3-(4)-⑦
農業経営体と福祉事業所を交えた意見交換会、作業体験会等の開催を経て農業経営体と福祉事業所との間で農福連携の取組が開始された例	北海道渡島総合振興局	事例表 3-(4)-⑧
	北海道空知総合振興局	事例表 3-(4)-⑨

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-(4)-① 障害者の作業水準を検証し、その後の本格的な農福連携の取組につなげている例
(深川市)

1 平成 30 年度及び令和元年度の取組内容

深川市（以下、本事例表において「市」という。）は、福祉分野における障害者の就労機会の確保と農業分野における新たな働き手の確保を目的として、福祉事業所における農作業の受託の可能性を探るため、平成 30 年度に、農福連携の取組が可能な市内 2 福祉事業所に対して協力を依頼するとともに、きたそらち農業協同組合（以下、本事例表において「J A」という。）、株式会社深川未来ファーム（注 2）（以下、本事例表において「未来ファーム」という。）と連携し、農福連携の取組を実施することとした。

市（健康福祉課、農政課）、J A、未来ファーム、福祉事業所が農作業の内容、作業時期について協議し、平成 30 年度及び令和元年度に、表 1 のとおり、未来ファーム及び J A 選果場において、きゅうりの収穫作業や箱作成作業が行われている。

表 1 平成 30 年度における農福連携の取組概要

作業場所(作業概要)	作業内容	作業期間等(30 年度の例)
未来ファーム (きゅうり収穫作業)	①足場洗浄、②収穫作業、③コンテナ積込、 ④作業ハウスへ搬送	7 月～9 月 (10 時～12 時) 延べ 44 日間 (延べ 131 人)
J A (きゅうり箱作成作業)	①段ボール箱組立、②ビニールフィルム装 着、③3 箱ずつ段ボール箱を山積	6 月～10 月 (10 時～12 時) 延べ 53 日間 (延べ 206 人)
J A (長いも箱作成作業)	①ビニール装着後の段ボールにおが屑分配、 ②レーン前まで箱を運搬	11 月 (10 時～12 時) 延べ 8 日間 (延べ 21 人)

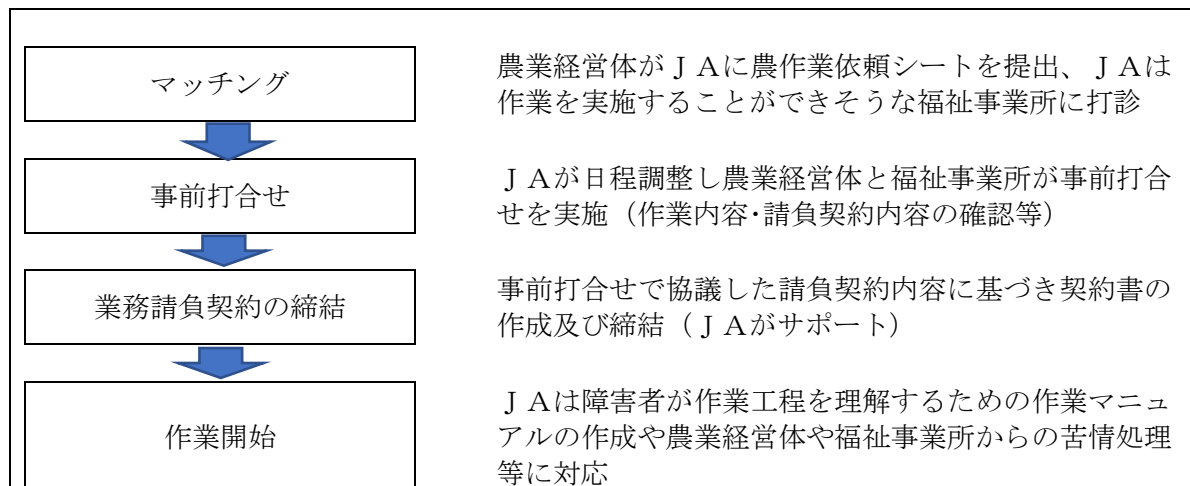
(注) 令和元年度の作業時期はほぼ 30 年度と同様。ただし、一部作業について午後も実施。

2 令和 2 年度以降の取組内容

平成 30 年度及び令和元年度の結果を踏まえ、令和 2 年度からは、J A 選果場での作業に加え、J A が中心となり、農業経営体と福祉事業所とのマッチングを本格的に開始した。

マッチングに当たっては、表 2 のとおり、J A が事前に全組合員に対して農福連携への取組意向調査を行い、取組の意向を示した 5 農業経営体が J A に農作業を依頼し、J A が作業可能な福祉事業所に作業の実施を打診した。その後、J A 立ち会いの下、作業内容、請負契約内容を双方で確認し、業務請負契約を締結して、作業を開始する流れとなっている。

表 2 農業経営体と福祉事業所とのマッチングから作業開始までの流れ



令和２年度及び３年度は、表３のとおり、上記の２福祉事業所に加え、市内での農福連携の取組を知り依頼のあった市外の２福祉事業所の計４事業所が、ＪＡの選果場のほか、市内の５農業経営体で施設外就労を行っている。

表３ 令和２年度及び３年度における農福連携の取組概要

作業場所（作業概要）	作業内容	作業期間等 (２年度の例)
ＪＡ(アスパラ選別)	選別作業（サイズ毎に選別される機械へ集荷後のアスパラを乗せる。）	５月～７月（４時間／日） 延べ：３４日間（延べ３５１人）
ＪＡ(きゅうり箱作成)	①段ボール箱組立、②ビニールフィルム装着、③３箱ずつ段ボール箱を山積、④選別作業	６月～１０月（４時間／日） 延べ：９４日間（延べ８２１人）
ＪＡ(長いも箱作成)	①ビニール装着後の段ボール箱におが屑を分配、②レーン前まで箱を運搬	１０月～１１月（４時間／日） 延べ：１３日間（延べ５６人）
Ａ農園(花卉)	①選花作業、②収穫作業	６月～１１月（２時間／日） 延べ：２５日間（延べ９０人）
Ｂ農園(花卉)	①選花作業、②収穫作業	６月～１１月（４時間／日） 延べ：１０１日間（延べ２８６人）
Ｃ農園(ピーマン)	①袋詰め作業、②収穫後の株引拔	７月～１１月（２時間／日） 延べ：４３日間（延べ８９人）
Ｄ農園(ミニトマト)	収穫作業	８月～１０月（２時間／日） 延べ：２７日間（延べ５６人）
Ｅ農園(薬草)	①収穫作業、②裁断作業	１０月（４時間／日） 延べ：７日間（延べ４１人）

(注) １ 当局の調査結果による。

２ 株式会社深川未来ファームは、市、ＪＡ、株式会社深川振興公社の出資により設立された農業法人である。

事例表 3-(4)-② 障害者の作業水準を検証し、その後の本格的な農福連携の取組につなげている例

(本別町)

本別町（以下、本事例表において「町」という。）は、障害のある人が町内で働き、町内で安心して暮らしていくことができるよう、平成 28 年度から、下記のとおり、障害のある人の新たな就労の場の確保のための取組を行っている。

1 農作物栽培実証（平成 28 年度）

平成 28 年度は、障害のある人が農業分野で働くことができるかを検証するため、町内に 2 か所ある福祉事業所に協力を依頼するとともに、町内 2 か所の農業経営体の協力を得てほ場を確保し、福祉事業所利用者 13 人が 5 月から 8 月にかけてカラートマトのハウス栽培、加工用トマトの栽培と加工を行う実証実験を実施した。

2 前年度からの実証事業の継続及び農業経営体との試行的な農福連携の取組（平成 29 年度）

平成 29 年度は、昨年度に引き続き、実証事業として 1 福祉事業所（※）で、トマトの栽培、加工を継続したほか、農福連携の取組を知った町内の農業経営体から町を通じて福祉事業所への農作業の依頼があり、11 月から 3 月にかけて、同福祉事業所と請負契約を締結し、事業所利用者 6 人が収穫、選別、袋詰めなどの施設外就労を試行的に実施した。これらの取組により、障害者がある程度、農作業ができることが実証されたため、町主導による実証事業を終了した。

※ 町内 2 福祉事業所のうち 1 事業所は利用者の状況から、実証事業への参加を含む農福連携の取組を取りやめている。

3 福祉事業所と農業経営体による本格的な農福連携の開始（平成 30 年度以降）

平成 30 年度からは、29 年度から継続して農福連携に取り組んでいる福祉事業所が自ら農地を確保し農作業を行う取組を開始したほか、町の地域おこし協力隊が、町内で主に手作業により農作業を行っている農業経営体と同福祉事業所をマッチングしたり、町内の農福連携の取組を知った農業経営体と同福祉事業所へ農作業を依頼するなどにより農福連携の取組が行われており、下表のとおり、同福祉事業所が、30 年度及び令和元年度は 3 農業経営体と、2 年度及び 3 年度は 5 農業経営体と契約し、施設外就労を行うなど広がりを見せている。



表 福祉事業所と農業経営体との農福連携の状況（平成 30 年度～令和 2 年度）

年度	農家	取組の経緯	作業時期	作業内容	人数
平 30	M農場	平成 29 年度からの継続	4 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	8 人
	I 農場	M農家からの紹介	7 月～12 月	畑整備、収穫等	6 人
	T1 農場	地域おこし協力隊が農福連携可能な農家を探しマッチング	9 月～3 月	畑整備、収穫等	5 人
令 元	M農場	29 年度からの継続	4 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	10 人
	T1 農場	30 年度からの継続	9 月～3 月	畑整備、収穫等	6 人
	T D農場	農場から相談を受けた町からの紹介	10 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	8 人
令 2	M農場	29 年度からの継続	4 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	8 人
	T D農場	元年度からの継続	6 月～12 月	収穫、選別、袋詰等	9 人
	O農場	農場から福祉事業所に依頼	7 月～12 月	畑整備、収穫等	8 人
	I S農場	農場から福祉事業所に依頼	10 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	5 人
	T2 農場	農場から福祉事業所に依頼	12 月～3 月	家畜の給餌、給水等	6 人
令 3	M農場	29 年度からの継続	4 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	10 人
	T D農場	元年度からの継続	4 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	9 人
	I S農場	2 年度からの継続	4 月～3 月	収穫、選別、袋詰等	8 人
	T2 農場	2 年度からの継続	4 月～3 月	家畜の給餌、給水等	8 人
	S 農業	農福連携に取り組む農業経営体からの紹介	4 月～3 月	農作物生育管理業務	8 人

（注） 当局の調査結果による。

事例表 3-(4)-③ 農福連携を推進するための連携組織を設立してマッチングを行った例

(恵庭市)

恵庭市（以下、本事例表において「市」という。）は、農業分野における障害者等の就労促進の取組を推進することを目的に、平成 28 年 3 月に、農業経営体、農業団体、福祉事業所、市農政部局及び福祉部局で構成する「恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク」（以下「恵庭市農福連携ネットワーク」という。）を設立し、マッチングを含む農福連携を推進する活動を行っている。

市では、これに先立つ平成 27 年 8 月に、市内の農業経営体の協力を得て、試行的に福祉事業所に対する収穫体験を実施し、翌年から本格的にマッチングの取組を進めている。

表 恵庭市農福連携ネットワークによるマッチングの経過

平成 27 年	
平成 27 年 8 月 31 日～9 月 11 日、福祉事業所における農業実習の試行として、市内の農業経営体の協力を得てトマトと玉葱の収穫体験を実施（市が福祉事業所に呼びかけ、3 事業所（延べ 96 人）が参加）	
平成 28 年	
農福連携に協力可能な市内の農業経営体と福祉事業所から恵庭市農福連携ネットワーク会員を募り、これらの会員により農業実習を実施。実習に当たっては、 <u>市が農業経営体から作業を募集し、福祉事業所に意向調査することによりマッチングを実施</u>	
実績	5 農業経営体と 6 福祉事業所が連携
作業例	ピーマンの定植・誘引ひも結び、トマトの苗の定植・収穫、ブルーベリー畑の草取り・収穫
工賃の決め方	市の担当者が作業を行い、それを標準（最低賃金）とした場合に障害者がどの程度できたかを目安に市と農業経営体で相談し決定
平成 29 年	
前年の実績を踏まえ、農業経営体から福祉事業所に直接作業が依頼されるようになる。 （前年のマッチングが継続されたものと継続されなかったものあり）	
実績	3 農業経営体と 4 福祉事業所が連携
作業例	雑草取り（枝豆、三つ葉、葉ねぎ、玉葱）、収穫（玉葱、にんにく、キャベツ）
工賃の決め方	前年の工賃をベースに農業経営体と福祉事業所双方の協議で決定
平成 30 年～	
ネットワーク設立当初（平成 28 年 3 月）以降、市内の福祉事業所が増加してきたことから、市は、これまで呼びかけをしていなかった 3 福祉事業所に意向確認を行い、2 事業所を会員に追加(30 年度は 9 農業経営体と 6 福祉事業所で農福連携を実施)	
市の主導によるこうした取組により、ネットワーク会員の農業経営体や福祉事業所が自ら農福連携に取り組んだり、ネットワーク会員となっていない事業所等においても取組が開始されるなど、市内に広がりを見せている。	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-(4)-④ 農業、福祉のそれぞれの集会に参加し声掛けを行うことにより取組が開始された例
(八雲町)

八雲町（以下、本事例表において「町」という。）では、農林課と保健福祉課の間で農福連携に関する情報交換を行ったことなどをきっかけとして、互いの部署における農福連携への理解が深まり、町内での取組を意識するようになっていた。町内でのマッチングの取組は以下のとおりである。

1 地元農家の集会での説明及び農場見学

平成 30 年 2 月に、農林課の職員が地元農家の集会に参加して農福連携の実施について声掛けを行ったところ、A 農業経営体が興味を示したため、農林課と保健福祉課の職員が農場を訪問し、作業見学を行った。

2 自立支援協議会での紹介

その後、保健福祉課が障害者就労支援機関連絡会（現在の地域自立支援協議会（注 2）就労部会）で作業見学の様子を紹介したところ、B 福祉事業所が興味を示したため、後日、B 福祉事業所と保健福祉課で A 農業経営体の農場を訪問し、作業見学を行った。

3 マッチングの実施

平成 30 年 3 月、農林課及び保健福祉課が A 農業経営体と B 福祉事業者の間に入り、作業内容や就労人数、日数等についての調整を行い、試行期間（作業体験）を経てから、本格的に就労を開始することとした。

表 作業内容等

作業期間	軟白ねぎ（12 月中旬～5 月中旬）、露地物ねぎ（8 月～10 月末）
作業内容	ねぎの収穫作業ほか
作業人員	福祉事業所利用者 2～3 名

なお、町は、現在、町内にある 3 つの福祉事業所はいずれも農福連携に取り組んでいるが、取組を拡大する際など農業経営体や福祉事業所が町のフォローを必要とした場合には、マッチングを行うなど積極的に支援していきたいとしている。

（注）1 当局の調査結果による。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るために地方公共団体が設置する、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会

事例表 3-(4)-⑤ 個別の相談に応じてマッチングを実施するとともに、取組事例をホームページで紹介し、取組意向のある事業所等に対し市への連絡を促している例 (旭川市)

1 マッチングの実施

旭川市（以下、本事例表において「市」という。）は、平成 29 年度に、農業経営体から「農福連携に関心があり農作業を試験的に委託できないか」という相談を受けて以降、個別の相談に対応する形でマッチングを実施している。

主なマッチング事例は下表のとおりであり、市（農業振興課、障害福祉課）、自立支援協議会、障害者就業・生活支援センター等が連携してマッチングの取組を行っている。

表 マッチング事例

事例 1	① 平成 29 年 11 月、農業経営体から農作業の委託について農業振興課に相談があり、30 年 1 月に、農業経営体、市自立支援協議会就労部会、農業振興課及び障害福祉課が協議し、委託したい農作業の内容や時期、就労環境、請負条件等について確認 ② 30 年 3 月、市自立支援協議会就労部会の呼びかけで農作業を受託する福祉事業所が決定し、同年 5 月に、福祉事業所利用者による農作業体験を実施、農業経営体はその様子から請負は可能と判断し、同年 6 月から農作業の請負を開始 作業内容等 <table border="1"> <tr> <td>作業期間等</td><td>5 月～1 月 10 時～12 時（週 4 日）</td></tr> <tr> <td>作業人員</td><td>平均 2～3 人/日（精神障害者）</td></tr> <tr> <td>作業内容</td><td>夏から秋にかけて花き・野菜の栽培管理や収穫作業、冬は寒締めハウレンソウの袋詰め作業等</td></tr> </table>	作業期間等	5 月～1 月 10 時～12 時（週 4 日）	作業人員	平均 2～3 人/日（精神障害者）	作業内容	夏から秋にかけて花き・野菜の栽培管理や収穫作業、冬は寒締めハウレンソウの袋詰め作業等
作業期間等	5 月～1 月 10 時～12 時（週 4 日）						
作業人員	平均 2～3 人/日（精神障害者）						
作業内容	夏から秋にかけて花き・野菜の栽培管理や収穫作業、冬は寒締めハウレンソウの袋詰め作業等						
事例 2	① 平成 30 年 5 月、農業経営体から農作業の委託について農業振興課に相談があり、農福連携について情報提供 ② 平成 31 年 4 月、福祉事業所から施設外就労について上川中南部障害者就業・生活支援センターに相談があり、農福連携について情報提供。また、同センターが農業振興課に経緯を説明し、支援を依頼 ③ 令和元年 5 月、農業振興課が農業経営体と福祉事業所への意向確認と連絡調整を実施、同年 7 月から 8 月にかけて、福祉事業所利用者による農作業体験を 2 回実施し、農作業の請負が可能と判断し、同年 8 月から農作業の請負を開始 作業内容等 <table border="1"> <tr> <td>作業期間等</td><td>7 月～9 月（施設外）、3 月～4 月（施設内）10 時～12 時（週 1～3 日）</td></tr> <tr> <td>作業人員</td><td>2 人程度/日（精神障害者等）</td></tr> <tr> <td>作業内容</td><td>ミニトマトの選別・パック詰め作業、雪の下ニンジンの包装作業</td></tr> </table>	作業期間等	7 月～9 月（施設外）、3 月～4 月（施設内）10 時～12 時（週 1～3 日）	作業人員	2 人程度/日（精神障害者等）	作業内容	ミニトマトの選別・パック詰め作業、雪の下ニンジンの包装作業
作業期間等	7 月～9 月（施設外）、3 月～4 月（施設内）10 時～12 時（週 1～3 日）						
作業人員	2 人程度/日（精神障害者等）						
作業内容	ミニトマトの選別・パック詰め作業、雪の下ニンジンの包装作業						

2 マッチング事例の周知及び取組の呼びかけ

市は、マッチングに至る経過や実際の作業の内容などの事例（図表 6-(2)-⑥参照）をホームページに掲載するとともに、「興味、関心のある方はご連絡下さい」と記載して、農業経営体や福祉事業所に対して市に対する農福連携の取組に関する相談を促している。

（注） 当局の調査結果による。

事例表 3-(4)-⑥ 希望する作業内容や報酬等を記載するマッチングシートを活用し農業側と福祉側の調整を行っている例 (函館市)

1 農福連携に関するアンケート調査の実施（令和元年度）

函館市（以下、本事例表において「市」という。）農林水産部は、農福連携に取り組んでいる又は取り組む意向がある農業経営体を把握するため、市内の農業経営体に対し、農福連携に関するアンケート調査（別表参照）を実施した。

その結果、15 経営体から回答があり、「既に取り組んでいる」が 1 経営体、「検討中である」が 2 経営体、「どちらともいえない」が 10 経営体、「受け入れる予定はない」が 2 経営体という結果が得られ、市は、「検討中である」と回答した 2 経営体に対し、改めて農福連携の説明と取組の意向確認を実施している（ただし、結果的に農福連携の取組には結び付かなかった。）。

2 マッチングの実施（令和 2 年度及び 3 年度）

令和 2 年度に、市内の農業経営体から市農林水産部に対して、労働力不足のため新たな労働力を確保したい旨の相談があり、農福連携の取組を紹介したところ前向きに検討したい旨の意向が示されたことから、農林水産部と保健福祉部が連携し、下記のとおりマッチングを実施した。

【マッチングの内容】

農林水産部は、保健福祉部から農業関連の施設外就労の導入を検討している福祉事業所の情報を得て、各福祉事業所に対して農福連携について説明を行ったところ、取組の意向を示した福祉事業所が 1 か所あったため、当該福祉事業所から、希望する作業依頼内容や支払い報酬等を記載する「マッチングシート」（別表参照）を提出してもらうことにより、賃金、作業できる人数、作業内容及び従事の時間帯等について農業経営体と福祉事業所の希望を調整し、契約に結び付けている。

なお、作業内容、作業期間等は下表のとおりである。

表 作業内容等

作業内容	除草作業、苗への水やり作業、その他これに附帯する業務
作業期間	令和 3 年 5 月 1 日から 9 月 30 日まで
作業人員	4 人

3 今後の予定等

農林水産部では、今後、農業経営体に対して 2 回目のアンケート調査を実施し、労働力が不足している作業、農福連携により実施が可能と思われる作業、農福連携への取組意向等を把握し、農福連携を検討している福祉事業所との新たなマッチングにつなげていくこととしている。



別表 アンケート調査表及びマッチングシート

【アンケート調査表】

「農福連携」に関するアンケート調査

送付先ファックス番号 23-0325 函館市農林水産部農務課 行
お問い合わせ先 21-3343 回答期限 月 日 ()

平素から函館市の農業関連施策にご理解ご協力を頂き、感謝申し上げます。
さて、障がい者が農業分野での就労を通じて生きがいや自信を創出し、また、農業においては貴重な働き手が得られる「農福連携（のうふくれんけい）」をいっそう推進させるため、本年4月に「農福連携等推進会議」を国が設置したところであります。つきましては、農業者の皆様は「農福連携」の意見を伺いたくアンケート調査を実施いたしますので、ご多用のこととは存じますが、ご協力をお願いいたします。

以下、該当する箇所の口に入力してください。

Q1 あなたに関することについてお答えください。

氏名(または法人名)	年齢
住所	函館市
作付けしている作物等	

Q2 「農福連携」という言葉や意味はご存知でしたか？

- ☐ ① 知っていた
☐ ② 知らなかった

Q3 どの作業工程で労働力が不足していると感じますか。〔複数回答可〕

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| ☐ ① 除草 | ☐ ⑥ 運搬 | ☐ ⑪ 水管理 |
| ☐ ② 収穫 | ☐ ⑦ 苗作り | ☐ ⑫ 餌やり |
| ☐ ③ 播種・定植 | ☐ ⑧ 施肥・農薬散布 | ☐ ⑬ 搾乳 |
| ☐ ④ 袋詰め・パッキング | ☐ ⑨ 畝立て・マルチ張り | ☐ ⑭ 糞尿処理 |
| ☐ ⑤ 箱詰め・出荷 | ☐ ⑩ 加工製造 | ☐ ⑮ その他 () |

Q4 Q3の作業のなかで障がい者が農業の現場で働く「農福連携」により実施が可能と思われる作業はありますか？〔複数回答可〕

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| ☐ ① 除草 | ☐ ⑥ 運搬 | ☐ ⑪ 水管理 |
| ☐ ② 収穫 | ☐ ⑦ 苗作り | ☐ ⑫ 餌やり |
| ☐ ③ 播種・定植 | ☐ ⑧ 施肥・農薬散布 | ☐ ⑬ 搾乳 |
| ☐ ④ 袋詰め・パッキング | ☐ ⑨ 畝立て・マルチ張り | ☐ ⑭ 糞尿処理 |
| ☐ ⑤ 箱詰め・出荷 | ☐ ⑩ 加工製造 | ☐ ⑮ その他 () |

Q5 農福連携への取り組みについてどうお考えですか？

- ☐ ① すでに取り組んでいる
☐ ② 取り組むか検討中である
☐ ③ どちらともいえない
☐ ④ 受け入れる予定はない(理由:)

アンケートは以上です。調査にご協力いただき、ありがとうございました。
(回答はお手数ですがファックス等でお願いたします。)

【マッチングシート】

マッチングシート(農業者側)

作業依頼内容			
連絡先	住所 〒	TEL	FAX
作業住所			
作業環境	トイレ	有・無	
希望期間/時間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (事業所は基本土日祝日は休み)	時間 時 分 ~ 時 分 (休憩 時間)	
集荷場所			送迎準備 有・無
必要なもの	軍手・ビニール手袋・汚れてもよい服装・熱中症対策・防寒 その他()		
希望支払報酬 ※要相談	面積ベース □ (面積) a × (単価) 円 = 円		
	時間ベース □ (時間) h × (単価) 円 = 円		
支払方法	現金・振込	領収書	有・無
その他(心配ごと等)			

マッチングシート(福祉側)

作業希望内容 (経験のある作業)	()		
事業所施設名	住所 〒	支援型	A型・B型・移行型
連絡先	TEL	FAX	
参加予定人数	スタッフ 名	利用者 名	作業時平均人数 名
送迎等			
希望報酬 ※要相談	面積ベース □ (面積) a × (単価) 円 = 円		
	時間ベース □ (時間) h × (単価) 円 = 円		
その他(心配ごと等)			

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-(4)-⑦ 市町村のマッチングにより試行的に農福連携に取り組み、翌年度以降、事業所等同士
の話し合いにより取組が継続している例 (芽室町)

芽室町（以下、本事例表において「町」という。）は、北海道内において農福連携の取組がみられるようになってきたことから、平成 30 年度から農林課と健康福祉課で意見交換を行い、町内における取組の可能性を模索してきた。

1 町主導によるマッチングの試行（令和元年度）

町は、令和元年度に、試行的な取組として、町内の福祉事業所 3 事業所のうち、就労訓練を通じて地域の人々との交流を模索する 2 事業所と、同地区にあり地域の催しなどで同事業所とつながりのあった 4 農業経営体とのマッチングを実施した。

農業経営体や福祉事業所の意見も聞きながら、町が主導して作業期間や作業内容等を決定して、表 1 のとおり、試行的に農福連携の取組を行っている。

表 1 作業内容等

作業期間	9 月 10 日から 10 月 16 日までの間に 11 日間実施
作業内容	かぼちゃ、ゆり根の収穫作業
作業人員	4 農業経営体に延べ 63 人

2 農業経営体と福祉事業所とが直接話し合い取組を継続（令和 2 年度～）

令和元年度の取組を踏まえ、令和 2 年度以降は農業経営体と福祉事業所が直接話し合って収穫期に農福連携の取組が行われている。2 年度における作業内容等は表 2 のとおりである。

表 2 作業内容等

作業期間	9 月 2 日から 10 月 16 日までの間に 11 日間実施
作業内容	かぼちゃ、ゆり根、じゃがいもの収穫作業
作業人員	3 農業経営体に延べ 81 人

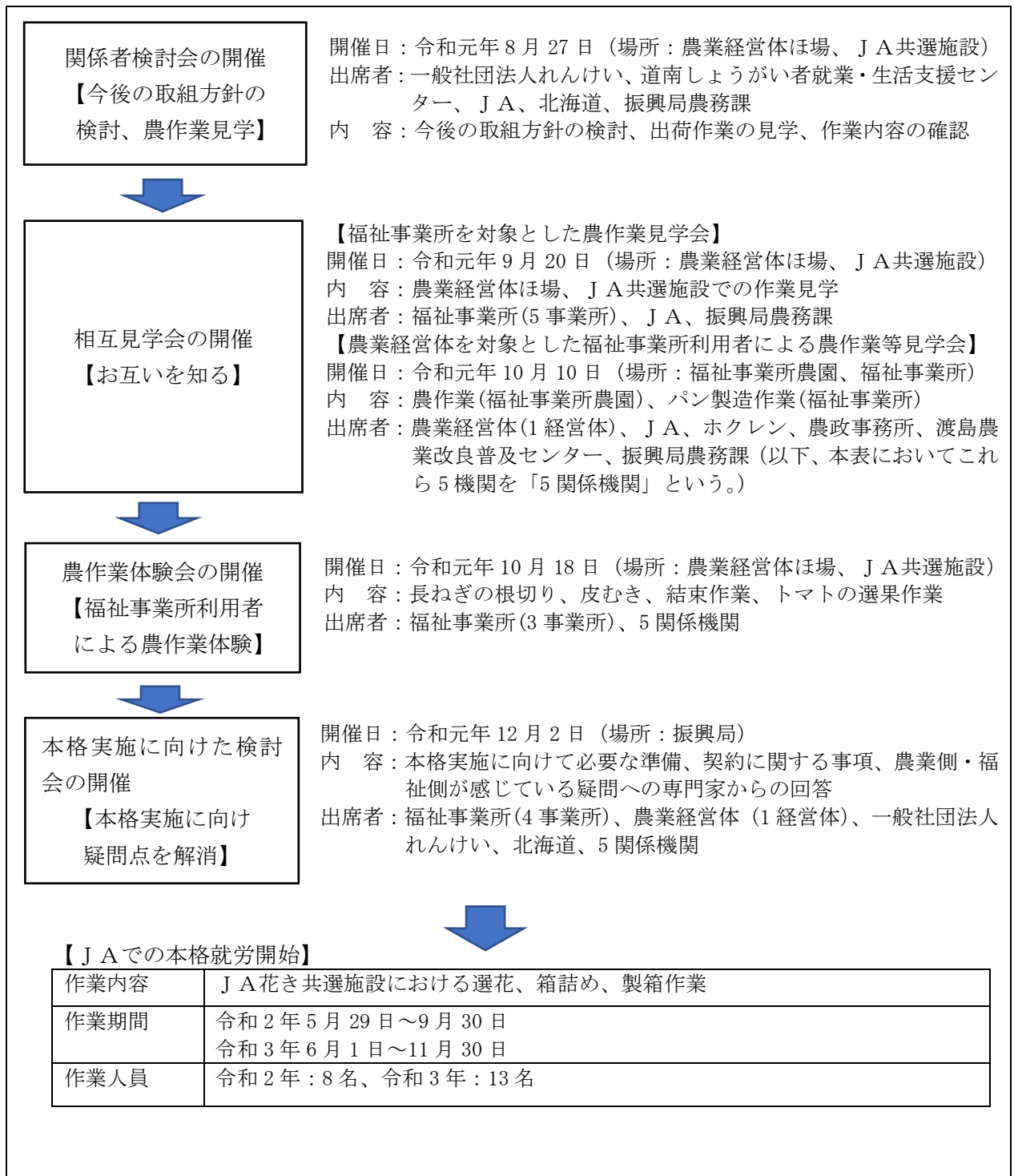
なお、町は、令和 3 年度中に、農福連携の取組が持続可能なものとなるよう、自立支援協議会就労支援部会に関係者（農業経営体、福祉事業所、芽室町農業協同組合、町（農林課、健康福祉課））による定期的な協議の場を設置し、収穫期の前後に打合せや振り返りを実施していくこととしており、その中で、現在は収穫期のみ実施している就労期間の拡大や工賃の向上等についても協議していきたいとしている。

（注） 当局の調査結果による。

事例表 3-(4)-⑧ 農業経営体と福祉事業所を交えた意見交換会、作業体験会等の開催を経て農業経営体と福祉事業所との間で農福連携の取組が開始された例 (北海道渡島総合振興局)

北海道渡島総合振興局（以下、本事例表において「振興局」という。）は、労働力不足を背景に新函館農業協同組合（以下、本事例表において「JA」という。）が農福連携の取組を模索していたことから支援を検討し、表1のとおり、関係者による検討会、農業経営体や福祉事業所を対象とした相互の見学会、農作業の体験会及び本格実施に向けた検討の4つの段階を経て、JAと福祉事業所（就労継続支援A型）との間の農福連携の取組に結び付けている。

表1 関係者検討会から農福連携の取組までの流れ



なお、振興局は、表 2 のとおり就労後の状況把握や課題改善のための検討会を実施するなど農福連携の定着化に向けた支援も併せて実施している。

表 2 農福連携の定着化に向けた取組

取組名	内容等
就労状況現地調査	調査日：令和 2 年 5 月 29 日、7 月 6 日、10 月 8 日 場 所：J A 花き共選施設 内 容：福祉事業所利用者の就労状況について
就労後の課題改善のための検討会	開催日：令和 2 年 10 月 23 日 内 容：農福連携実践事例報告、課題改善や次年度の取組継続に係る専門家からの助言、意見交換 出席者：J A、福祉事業所、一般社団法人れんけい、北海道、振興局、七飯町

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-(4)-⑨ 農業経営体と福祉事業所を交えた意見交換会、作業体験会等の開催を経て農業経営体と福祉事業所との間で農福連携の取組が開始された例 (北海道空知総合振興局)

1 意見交換会の開催 (令和 3 年 3 月)

北海道空知総合振興局 (以下、本事例表において「振興局」という。) は、管内で個別に農福連携に取り組んでいるケースはあるものの、農業と福祉の接点がなく、取組が広がらない現状があったことから、管内では福祉事業所の数が多い岩見沢市内でモデル的な取組ができないかと考え、農業側と福祉側の互いの現状を知り接点を持つ機会として、令和 3 年 3 月に、表 1 のとおり意見交換会を開催した。

表 1 農福連携に関わる意見交換会 (令和 3 年 3 月 23 日)

出席者	福祉事業所(2 事業所)、農業経営体(3 経営体)、岩見沢市、三笠市、空知農業改良普及センター、振興局農務課
内容	・ 振興局農務課から農福連携の基礎知識について説明 ・ 意見交換、質疑応答

2 農作業の試行 (令和 3 年 7 月)

上記の意見交換会の中で、農業経営体から、「労働力として受け入れていくには、各作業について期間内で終わらせることができるのか不安がある。実際に障害者が農作業に取り組む現場を見てみたい。」との意見が出されたことがきっかけとなり、表 2 のとおり、令和 3 年 7 月に 2 日間、同農業経営体のほ場で、岩見沢市内の福祉事業所の利用者 3 人による農作業 (ひまわり播種作業) を試行的に実施した。

表 2 農作業の試行内容

作業内容	ひまわりの播種作業 (ネット 1 マス (10 cm 四方) に一粒ずつ種を置き、その後土に 1 cm 埋める作業)
作業日時	7 月 5 日～6 日 9 時 30 分～14 時 30 分
作業人員	岩見沢市内の福祉事業所 (就労継続支援 B 型) の利用者 3 人、事業所職員 2 人

3 農福連携の本格実施に向けた打ち合わせ (令和 3 年 7 月)

上記の試行による作業は特に問題なく実施されたことから農業経営体が継続して作業を依頼したい意向を持ち、表 3 のとおり、改めて関係機関も参加して本格実施に向けた打合せを行い、この結果、令和 3 年度は継続して実施していくこととなった。

表 3 農福連携の本格実施に向けた打ち合わせ (令和 3 年 7 月 19 日)

出席者	農業経営体 (1 経営体)、福祉事業所 (1 事業所)、いわみざわ農業協同組合、岩見沢市、空知農業改良普及センター、振興局農務課
内容	・ 振興局農務課から取組の経過について説明 ・ 試行実施の感想、課題

4 令和3年度の取組内容

上記の打ち合わせを経て、農業経営体と福祉事業所の間で話し合い具体的な契約内容を決定し、表4のとおり、農福連携の取組が開始された。

表4 作業内容等

作業内容	ひまわりの播種、選花等
作業期間・時間	7月～11月（4時間程度/日）
作業人員	指導員2名、利用者3名を1ユニット

なお、振興局は、今後も、モデル地区の関係機関や農業経営体を集め、振り返りや勉強会の場を設定していく予定としている。

（注） 当局の調査結果による。

4 障害者の職場適応を支援する人材の育成状況

(1) 農福連携技術支援者（農業版ジョブコーチ）の育成に係る国の方針

農福連携等推進ビジョンにおいては、農福連携を推進するには、農作業での安全面での配慮や障害特性に応じた作業分担に加え、その特性を踏まえた助言や相談等を行う人材面でのサポート体制を整備するなど、障害者が働きやすい環境を整えていく必要があるとして、農業分野における障害者の作業環境の確保を促進するため、図表 4-(1)のとおり、いわゆる「農業版ジョブコーチ」の仕組みを全国共通の枠組みとして構築し、専門人材を育成することとしている。

図表 4-(1) 農福連携等推進ビジョン（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議決定）（抜粋）

II 農福連携を推進するための 3 つのアクション

2 取組の促進（課題「踏み出しにくい」）

（3）障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

農福連携を推進するには、農作業での安全面での配慮や障害特性に応じた作業分担に加え、その特性を踏まえた助言や相談等を行う人材面でのサポート体制を整備するなど、障害者が働きやすい環境を整えていく必要があり、次の取組を推進する。

（略）

○ 農業版ジョブコーチ（＊）の仕組みを全国共通の枠組みとして構築し、専門人材を育成することで、農業分野における障害者の作業環境の確保を促進する。

○ 農林水産省の農林水産研修所において、地方公共団体、農業法人、福祉施設等に向けた研修を行い、地域で農福連携を実践する農業版ジョブコーチ等の育成を推進する。

＊ 農業版ジョブコーチとは、障害者の雇用の促進等に関する法律第 20 条第 3 号に規定する職場適応援助者（注 2）を一般的に表すジョブコーチとは異なり、農業分野に特化し、農業経営体における障害者の受入れ等を支援する専門人材のこと。

（以下略）

（注）1 下線は当局が付した。

2 障害者が職場に適応することを容易にするための援助をする者

(2) 農業経営体における障害者の受入れ等を支援する専門人材の育成経緯及び役割

障害者が職場に適応するための人的援助に関しては、厚生労働省が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 20 条第 3 号の規定に基づき、「職場適応援助者（ジョブコーチ）」の養成及び研修を行うこととされている。また、法第 22 条第 3 号に基づき、地域障害者職業センター⁶において、事業主に雇用されている障害者に対して職場への適応に関する事項についての助言又は指導を行っている。

一方、農林水産省は、図表 4-(2)-①のとおり、現場において、農業者・職業指導員・障害者の 3 者に対して、日々の実践的なアドバイスを行ったり、現場のトラブルを解決ができる人材を便宜的に「農業版ジョブコーチ」と呼んできたが、厚生労働省が育成している職場適応援助者と比べると、企業内における雇用管理の知識はそれほど必要とされないことや農業現場が求めている技術的能力が求められることなどから、こうした人材を令和 2 年度から「農福連携技術支援者」と呼ぶこととし育成の研修を行うこととしている（農福連携技術支援者の具体的な役割は図表 4-(2)-②参照）。

⁶ 北海道内では、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道障害者職業センターにおいて、職場適応援助者を 7 人配置（令和 3 年 4 月現在）し、事業主に雇用されている障害者に対する支援を行っている。平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の支援開始者数は 358 人、このうち農業分野の支援者数は 3 人となっている。

図表 4-(2)-① 「はじめよう！農福連携—スタートアップマニュアル—（2 地方自治体・JA 向け）Ver.2」（令和 3 年 6 月 農林水産省・厚生労働省）（抜粋）

（８）人材育成

① 農福連携技術支援者（いわゆる農業版ジョブコーチ）の育成

農福連携の取組を推進するにあたっては、農業者は、障害福祉サービスに関する実務的な知識を習得し、障害特性への理解を深める必要があります。一方で、障害福祉サービス事業所の職業指導員は、農業技術や農業経営に関する知識を習得する必要があります。

そこで、農業・福祉の双方に関する実務的な知見を持っており、現場において、農業者・職業指導員・障害者の３者に対して、日々の実践的なアドバイスをしたり、現場のトラブルを解決ができる人材が必要となります。

農林水産省は、これまで、このような人材のことを便宜的に「農業版ジョブコーチ」と呼んできました。しかし、厚生労働省が育成している職場適応援助者（ジョブコーチ）と比べると、企業内における雇用管理の知識はそれほど必要とされない一方、施設外就労を中心とした障害福祉サービスの仕組みの理解に加え、農作業の細分化・難易度設定・作業割当ての技法など、農業現場が求めている技術的能力が求められます。

そのため、令和２年度からは、こうした人材を新たに「農福連携技術支援者」と呼ぶこととし、育成のためのガイドラインを設け、農林水産研修所つくば館水戸ほ場において、育成研修を実施することとしています。

（以下略）

（注） 下線は当局が付した。

図表 4-(2)-② 農福連携技術支援者の役割

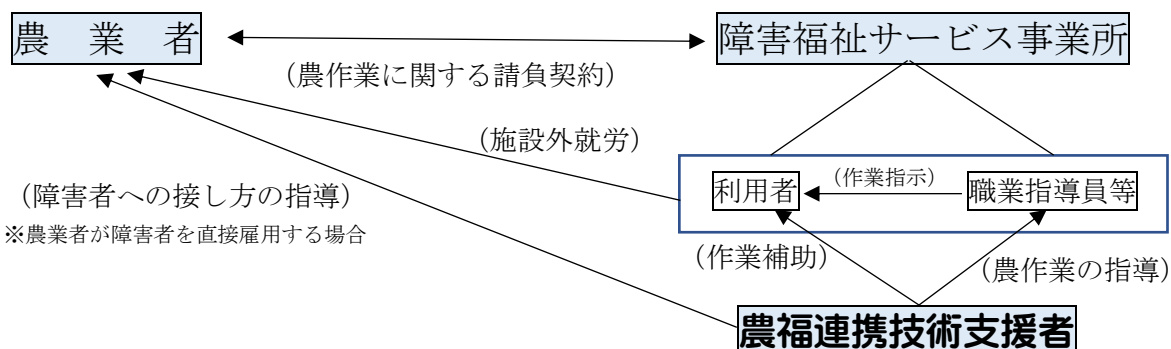
「農福連携技術支援者」とは、１に掲げる目的を踏まえ、２に掲げる活動を行う人材（中略）をいう。

１ 育成の目的

- （１） 農業者が、障害福祉サービス事業に関する実務的な知識や障害特性への理解を深めることで、障害者の受入れを円滑に実施すること。
- （２） 障害福祉サービス事業所の職業指導員等が、農業経営に関する理解を深めるとともに、農業技術を身につけることで、農業分野での雇用・就労を円滑に実施すること。

２ 活動の内容

- （１） 障害者を受入れようとする農業者に対し、あらかじめ、又は取組開始後の適時に、障害者への接し方の指導等、農業現場における障害者就労に関する実践的かつ具体的なアドバイスを行うこと。
- （２） 農業分野における就労に取り組もうとする障害福祉サービス事業所の職業指導員等に対し、あらかじめ、又は取組開始後の適時に、農業技術の指導等農業現場における障害者就労に関する実践的かつ具体的なアドバイスを行うこと。
- （３） 農作業を行う障害者に対し、あらかじめ、又は取組開始後の適時に、作物の栽培特性や障害特性を踏まえた作業のアドバイスや補助を行うこと。



（注） 「令和２年度「農福連携技術支援者育成研修」の実施について」（令和元年 12 月 23 日付け元農振 2259 号 農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長通知）に基づき、当局が作成した。

(3) 農林水産省が実施する農福連携技術支援者育成研修の内容

農林水産省は、令和2年度以降、農福連携技術支援者育成研修を、茨城県水戸市にある農林水産研修所つくば館水戸ほ場において、3回（各回の募集定員は20名程度）実施している（令和3年度の開催概要は図表4-(3)）。

図表4-(3) 農福連携技術支援者育成研修の開催概要（令和3年度の例）

区 分	内 容
日程	(1) 座学研修（e-ラーニング） (2) 実地研修・グループワーク【4日間】〈集合研修〉 ※(1)及び(2)両方の受講が必要
集合研修会場	農林水産研修所つくば館水戸ほ場（茨城県水戸市内）
対象者	農福連携の支援に関わっている、またはこれから関わろうとする者 例：個人農家、農業法人の構成員、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者・職業指導員・生活指導員等、社会福祉士・精神保健福祉士、自治体職員、JA職員等
費用	無料（ただし、研修に係る交通費・宿泊費は受講者又は所属組織が負担）
定員	20人程度

（注） 農林水産省ホームページに基づき、当局が作成した。

当該研修は、上記のとおり、研修の定員が1回当たり20名程度に限られていること、また、開催地が道外であることもあり、これまでに北海道内から当該研修に参加した者は2人となっている。

(4) 都道府県における農福連携技術支援者育成研修の実施

農林水産省は、都道府県に対し、「令和2年度「農福連携技術支援者育成研修」の実施について」により、2年度以降、農福連携技術支援者になろうとする者が近隣で研修を受けられるよう、各地方農政局等管内において少なくとも一つ以上の都道府県で農福連携技術支援者育成研修を実施することが望ましいとして、その実施を求めており、都道府県が実施した「農福連携技術支援者育成研修」の研修修了者についても、研修内容が農林水産省が定めるカリキュラムに準じたものであれば、同省が開催する研修の修了者と同様に「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」と認められるものとなっている。

また、農林水産省は、農山漁村振興交付金（農福連携対策）により、令和3年度に、図表4-(4)のとおり、都道府県を対象として農福連携技術支援者の育成及び派遣を行う取組に対する補助を行っている。

図表4-(4) 農山漁村振興交付金（農福連携対策）（抜粋）

事項	事業内容	交付率及び助成額
3 普及啓発等推進対策事業 (2) 都道府県支援事業	イ 農林水産業の現場における障害者の雇用又は就労に関して農林水産業経営体、障害者就労施設の指導員、障害者本人に対し障害特性を踏まえた具体的な実践手法等をアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）の育成及び派遣を行う取組	○交付率：定額 ○助成額上限：500万円

（注） 「農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領」に基づき、当局が作成した。

なお、北海道内において研修の実施予定はなく、北海道（農政部）は、どの程度ニーズがあるか見定めた上で実施の可否を検討していきたいとしている。

(5) 関係団体・有識者の意見

農福連携技術支援者の育成に関して、関係団体や有識者からは、図表 4-(5) のとおり、北海道内での研修実施による人材育成の推進を求める意見が聞かれた。

図表 4-(5) 農福連携技術支援者の育成に関する関係団体・有識者の意見

団体・有識者	意見の内容
北海道社会福祉協議会	農福連携技術支援者育成研修は募集定員が少なく、研修に応募しても受講できない可能性が高いと聞いているが、全国一律的に育成するのではなく、地域事情を考慮したプログラムにより人材を育成することが必要である。育成に当たっては、高等教育機関や農業団体・福祉団体とも連携して求められる人材のニーズを明らかにし、各地域における作物の種類も考慮したフィールド実習を取り入れるなどにより育成を進めることが望ましい。 また、農福連携を進めるためには、地域の行政・農業・福祉を横断的にコーディネートする視点も重要となるため、農福連携を支援する人材には、①農業経営の基本的な枠組みを理解する能力、②農産物の付加価値創造や市場性等を考える能力、③作業内容に対応したジョブコーチ的能力、④地域の経済活動を理解する能力などが必要になると考えられ、こうした点も考慮した育成が望まれる。
酪農学園大学 義平大樹教授	地域の農福連携活動をより促進するためには、能力のある農業ジョブトレーナーを比較的短期に養成できる公的な研修制度を整備する必要があり、令和2年度に「農福連携技術支援者育成研修」の枠組みができたので、この研修を北海道内で受けられるようにして、北海道内における農福連携のスペシャリストが増えていくことを期待したい。
きたそらち農業協同組合	北海道北空知管内の農福連携に取り組む意向がある福祉事業所があるものの、職員が農業に携わったことがなく、農業の知識や実務面に不安があるとして、取り組めていない状況にある。 こうした福祉事業所の職員が身近に研修を受けることができる環境があれば、農福連携の取組も促進されるのではないかと。

(注) 当局の調査結果による。

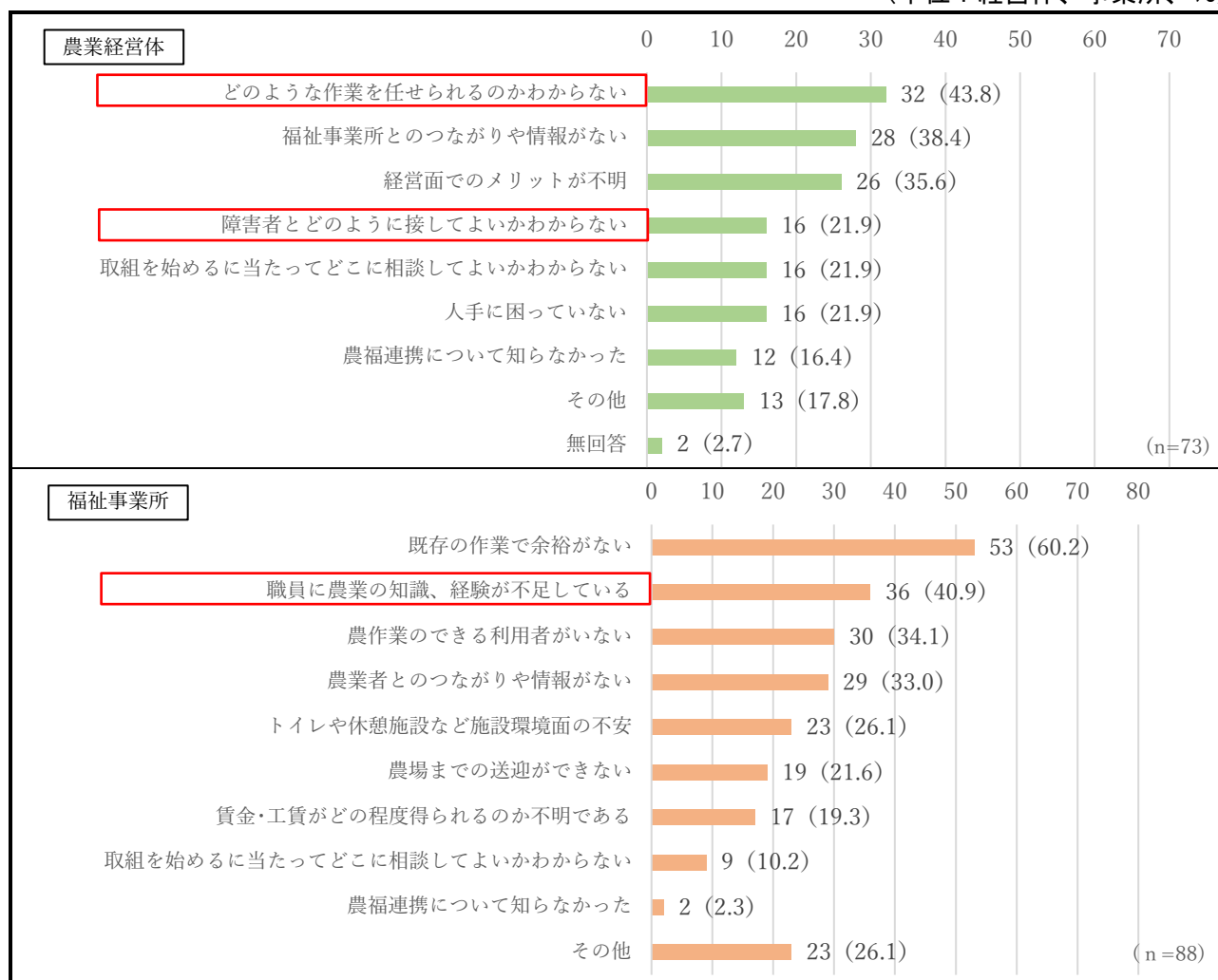
(6) 事業所等に対する調査結果

ア 農福連携に取り組んでいない理由

調査した事業所等のうち、これまで農福連携に取り組んでいない事業所等（計 161 事業所等）への「これまで農福連携に取り組んでいない理由」の質問に対する回答をみると、図表 4-(6)-①のとおり、農業経営体では、「どのような作業を任せられるのかわからない」とするものが 32 経営体 (43.8%)、「障害者とどのように接してよいかわからない」とするものも 16 経営体 (21.9%) みられたほか、福祉事業所では、「職員に農業の知識、経験が不足している」とするものが 36 事業所 (40.9%) みられるなど、現場での対応を不安視する回答が一定数みられた。

図表 4-(6)-① これまで農福連携に取り組んでいない理由（複数選択可）【再掲】

(単位：経営体、事業所、%)



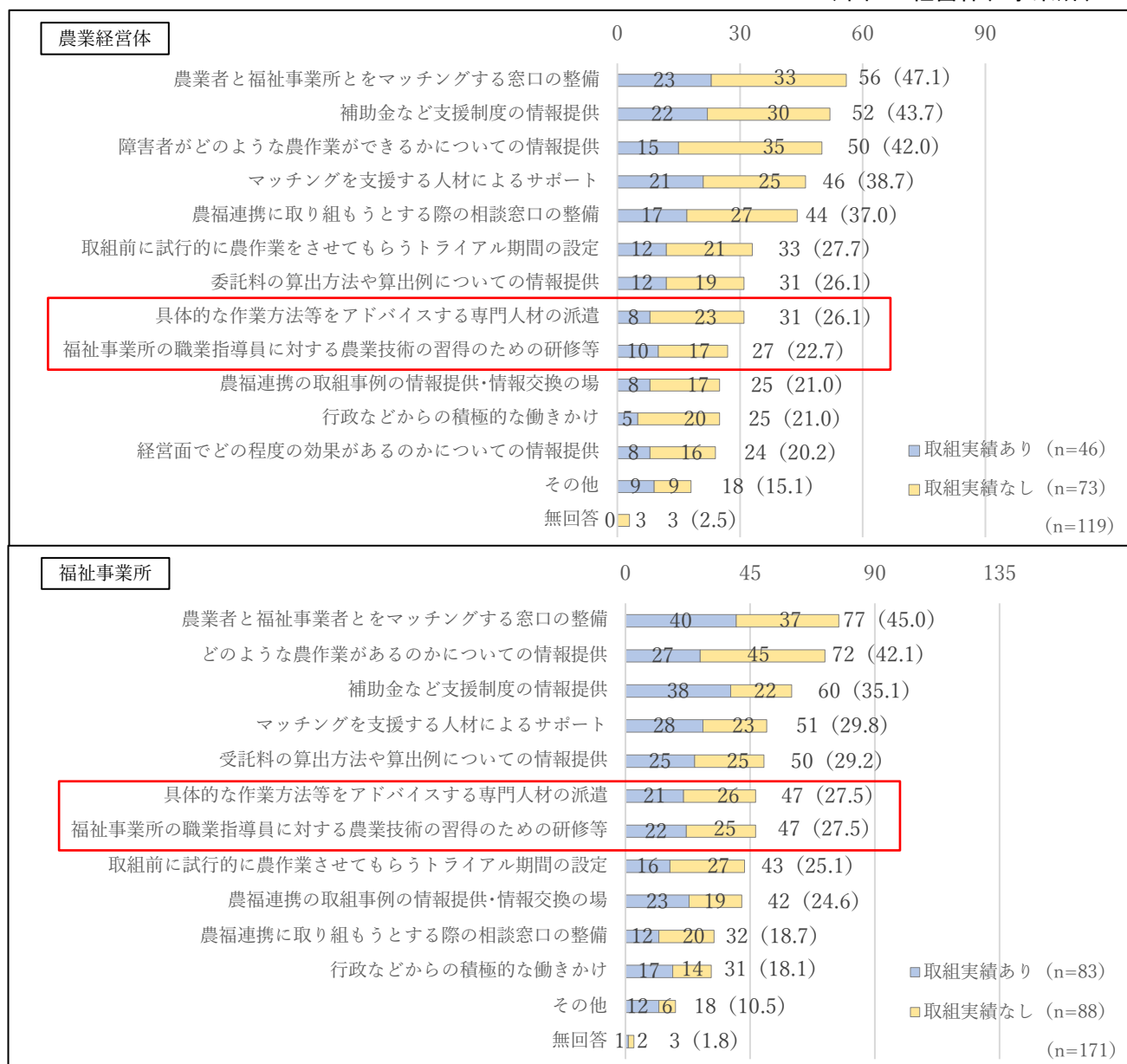
(注) 当局の調査結果による。

イ 農福連携の取組を進める上での必要な支援

調査した事業所等（計 290 事業所等）への「今後、農福連携に取り組む上でどのような支援が必要か」との質問に対する回答をみると、図表 4-(6)-②のとおり、「具体的な作業方法等をアドバイスする専門人材の派遣」と回答した事業所等が、農業経営体では 31 経営体（26.1%）、福祉事業所では 47 事業所（27.5%）みられたほか、「福祉事業所の職業指導員に対する農業技術の習得のための研修等」と回答した事業所等が、農業経営体では 27 経営体（22.7%）、福祉事業所では 47 事業所（27.5%）みられ、農作業現場での専門人材育成に一定のニーズがあることがうかがえる。

図表 4-(6)-② 農福連携の取組を進める上での必要な支援（複数選択可）【再掲】

（単位：経営体、事業所、%）



（注）1 当局の調査結果による。

2 農福連携に取り組んでいる又は過去に取り組んでいた事業所等を「取組実績あり」、これまで農福連携に組んでいない事業所等を「取組実績なし」として集計した。

以上のとおり、当局が調査した事業所等のうち、農福連携に取り組んでいない事業所等への「これまで農福連携に取り組んでいない理由」の質問に対する回答をみると、「どのような作業を任せられるのかわからない」、「障害者とどのように接してよいかわからない」など現場での対応を不安視する回答が多くみられた。

また、調査した事業所等への「今後、農福連携に取り組む上でどのような支援が必要か」との質問に対する回答をみると、「具体的な作業方法をアドバイスする専門人材の派遣」、「福祉事業所の職業指導員に対する農業技術の習得のための研修等」と回答した事業所等が一定数みられたほか、関係団体や有識者からも、農福連携技術支援者の育成促進や福祉事業所職員への研修の機会の充実を望む意見が聞かれているところであり、専門人材の育成や研修の充実に一定のニーズがあることがうかがわれた。

このほか、当局が調査で把握した、北海道内で地域の関係者による連携組織を立ち上げ地域ぐるみで農福連携の推進に取り組んでいる例においても、地域の農業者や福祉事業所職員、行政職員等を対象に独自に地域版の農業ジョブコーチの育成に取り組んでいる例などもみられたところであり（詳細は事例表 7-②参照）、今後、北海道内の各主体において、福祉事業所の職員等を対象とした農業技術の習得のための研修や、専門人材の育成の取組が更に充実していくことが期待される。

5 相談窓口の設置・運営状況

(1) 相談窓口の設置に係る国の方針、国庫補助制度等

農福連携等推進ビジョンにおいては、「踏み出しにくい」（どうやって始めてよいか分からない、農業と福祉の双方ともにお互いのことをよく知らない等）という課題に対応するため、図表 5-(1)-①のとおり、農業経営体や福祉事業所がより農福連携に取り組みやすくなるよう、農福連携に取り組もうとする場合にワンストップで相談できる都道府県等段階での窓口体制を整備するとされている。

図表 5-(1)-① 農福連携等推進ビジョン（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議決定）（抜粋）

II 農福連携を推進するための 3 つのアクション (略)
2 取組の促進（課題「踏み出しにくい」）
(1) 農福連携に取り組む機会の拡大
農福連携に取り組もうとする際に相談できる体制の整備等、農業経営体や障害者就労施設等がより農福連携に取り組みやすくなるよう、次の取組を推進する。
○ 農福連携に取り組もうとする場合にワンストップで相談できる都道府県等段階での窓口体制を整備する。
(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

また、国が地方公共団体向けに作成しているマニュアル（図表 5-(1)-②参照）において、地方公共団体が農福連携の実践行為を支援するためには、相談者の理解度や取組のステップに応じて、現場の実務を踏まえた具体的な指針や解決策を示すことが不可欠であり、そのためには、まずは、農福連携に関するワンストップの相談窓口を設置して、内外に対して明確にする必要があるとされている。

図表 5-(1)-② 「はじめよう！農福連携—スタートアップマニュアル—（2 地方自治体・JA 向け）Ver. 2」（令和 3 年 6 月 農林水産省・厚生労働省）（抜粋）

【相談対応について】
地方自治体が、農福連携の実践行為を支援するためには、相談者の理解度や取組のステップに応じて、現場の実務を踏まえた具体的な指針や解決策を示すことが不可欠です。
そのためには、まずは、農福連携に関するワンストップの相談窓口を設置して、内外に対して明確にするとともに、実務的知見を有する職員を置く必要があります。
(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

農林水産省は、令和 2 年度の農山漁村振興交付金（農福連携対策）において、図表 5-(1)-③のとおり、都道府県に対し、ワンストップ窓口の設置に係る取組、農業経営体に対する普及啓発の取組その他の都道府県が農福連携の推進を強化する取組に対する費用を支援している。

図表 5-(1)-③ 令和 2 年度農山漁村振興交付金（農福連携対策）（普及啓発等推進対策事業（都道府県支援事業））（抜粋）

具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
ワンストップ窓口の設置に係る取組、農業経営体に対する普及啓発の取組その他の都道府県が農福連携の推進を強化する取組	農福連携の推進に向け、都道府県単位での農福連携の推進強化に資する取組であること。	ア 交付率は、定額とする。 イ 1 都道府県当たりの上限は、1,000 万円とする。

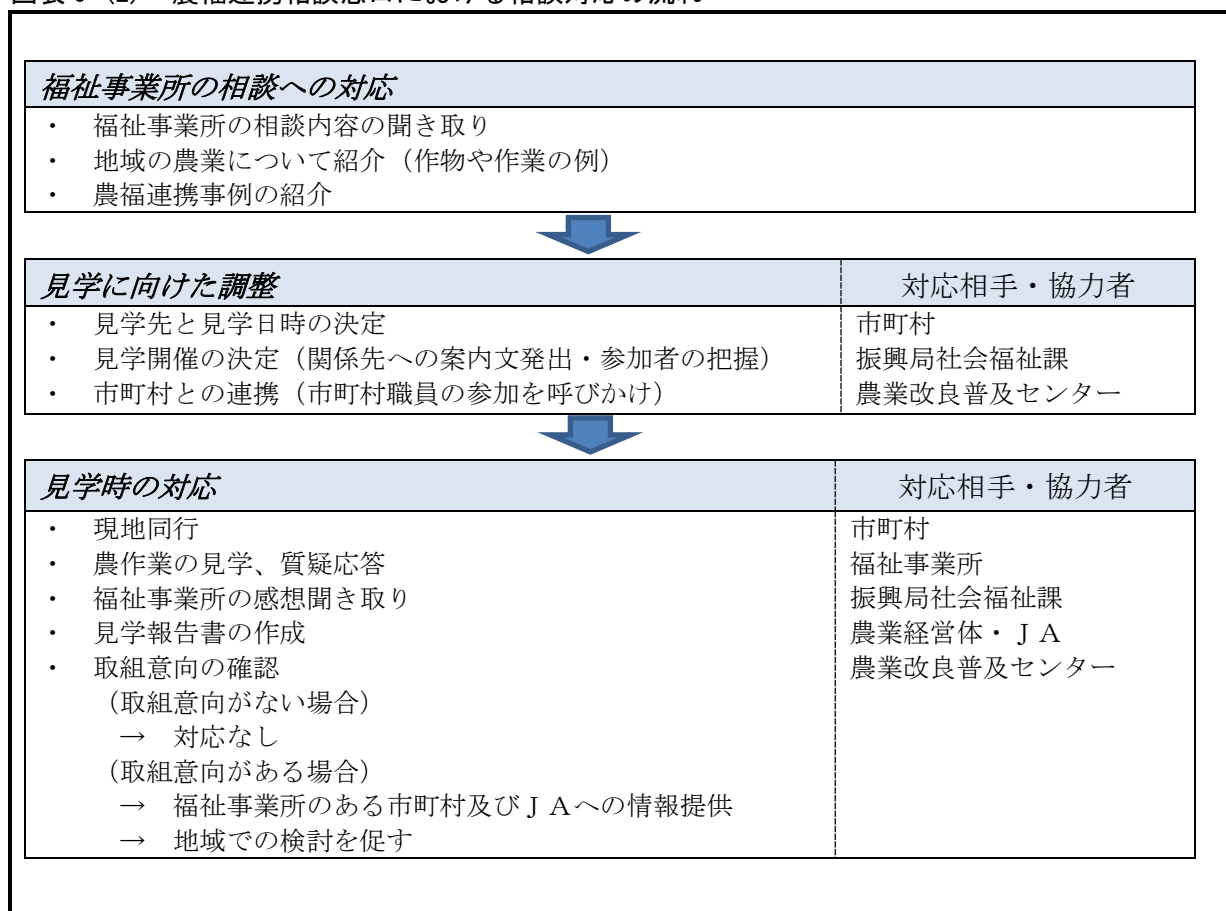
(注) 「農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領」（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2271 号農林水産省農村振興局長通知（最終改正令和 2 年 4 月 1 日付け））に基づき、当局が作成した。

(2) 北海道における農福連携相談窓口

北海道は、福祉関係者の多くは農業のことをよく知らず、現状では農福連携に取り組むことを検討することができない状況となっていることから、令和2年度に、農林水産省の農山漁村振興交付金（農福連携対策）を活用し、農福連携に関心のある福祉事業所に対して農業を知る機会を提供するため、農業の現場にどのような作業があるかや農作業見学先などの相談を受け付ける農福連携相談窓口を道内14か所にある振興局農務課に令和2年5月から10月にかけて順次設置している。

相談窓口では、図表5-(2)のとおり、農業の基礎知識の提供や農業現場見学などの相談対応業務を行い、福祉事業所の職員に対し農福連携の取組を促すこととしている。

図表 5-(2) 農福連携相談窓口における相談対応の流れ



（注） 北海道の提出資料に基づき、当局が作成した。

(3) 農福連携相談窓口における相談受付状況

相談窓口の設置以降、令和3年6月までの農福連携相談窓口における福祉事業所からの相談の受付状況をみると、図表5-(3)のとおり、14振興局中6振興局に対して、15事業所から合計17件の相談が寄せられている。このうち農作業見学を希望する相談は10事業所からの12件となっている。

図表 5-(3) 相談窓口における福祉事業所からの相談受付状況（令和 2 年度～3 年 6 月）

（単位：事業所、件）

総合振興局・振興局 区分	相談のあった福祉事業所数 (件数)	うち、農作業見学を希望し た事業所数 (件数)
空知	1 (1)	0 (0)
石狩	7 (7)	5 (5)
後志	0 (0)	－
胆振	1 (1)	1 (1)
日高	1 (1)	0 (0)
渡島	4 (6)	4 (6)
檜山	0 (0)	－
上川	1 (1)	0 (0)
留萌	0 (0)	－
宗谷	0 (0)	－
オホーツク	0 (0)	－
十勝	0 (0)	－
釧路	0 (0)	－
根室	0 (0)	－
合計	15 (17)	10 (12)

（注）1 当局の調査結果による。

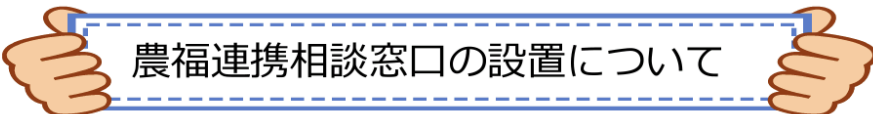
2 渡島総合振興局に相談のあった 4 福祉事業所のうち 2 事業所は、それぞれ 2 回相談しているため事業所数と件数は一致しない。

(4) 農福連携相談窓口の周知状況

北海道（振興局）は、農福連携相談窓口の開設時に、振興局管内の市町村、農業団体、福祉事業所に対して、農福連携相談窓口を設置した旨を文書で周知している。

このほか、ホームページで相談窓口について周知している例が道内 14 振興局中 4 振興局（石狩、胆振、釧路及び根室振興局）でみられるが（図表 5-(4)）、残りの 10 振興局及び北海道本庁のホームページでは相談窓口の周知は行われていない。

図表 5-(4) 北海道石狩振興局のホームページにおける相談窓口の周知例



農福連携相談窓口の設置について

石狩振興局農務課では、農業と福祉が連携し、農業経営の発展とともに、障がい者の農業分野での活躍を通じた自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である農福連携を推進するために、福祉関係者の皆さまに向け、農業の基礎的な情報を提供する「農福連携相談窓口」を設置（令和 2 年（2020 年）5 月）し、農業の現場にどんな作業があるかや農作業見学先などについて相談いただくこととしたので、本窓口をご活用ください。

担当窓口及び連絡先

北海道石狩振興局
産業振興部農務課農業経営係

住所	〒060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館 6 階
電話番号	011-204-5845（直通）
E-mail	ishikari.nomu1@pref.hokkaido.lg.jp
受付時間	9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

※電話、メール、郵送又は来所にてお問い合わせください。

相談窓口での対応内容

- (1)相談対応
 - ・地域農業の基礎
 - ・農福連携事例の紹介
 - ・農作業見学可能な農業者又はJAの紹介等
- (2)見学に向けた調整
- (3)見学時の対応
- (4)その他

管内農福連携取組事例（リンク）



（注）北海道石狩振興局のホームページによる。

(5) 関係団体の意見（ホクレン農業協同組合連合会）

ホクレン農業協同組合連合会は、農福連携相談窓口の活用について、「農福連携を推進するための課題の一つとして、福祉事業所が現在従事している作業で余裕がない状態なのか、農福連携も視野に新たな作業を求めている状態なのかといった情報を農業側が把握できていないことがある。農福連携に取り組みたいという意向があり農作業見学を希望する福祉事業所が北海道の農福連携相談窓口に相談し、相談を受けた振興局から市町村等を通じて農業側に話が伝わる仕組みができたので、今後、農福連携相談窓口が浸透し、この仕組みがより機能するようになると、農福連携の取組の増加につながるのではないか。」としている。

(6) 事業所等に対する調査結果

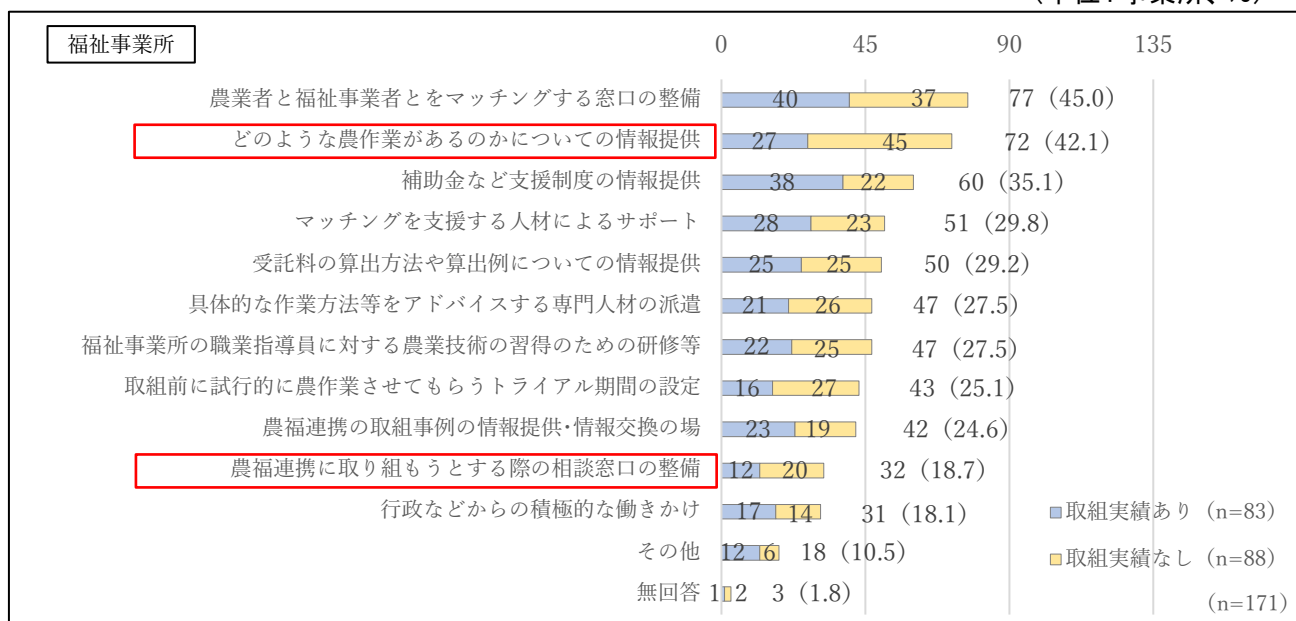
ア 福祉事業所が農福連携の取組を進める上で必要とする支援

調査した福祉事業所（171 事業所）への「今後、農福連携に取り組む上でどのような支援が必要か」との質問に対する回答をみると、図表 5-(6)-①のとおり、「どのような農作業があるのかについての情報提供」を求める福祉事業所が 72 事業所（42.1%）と、北海道が設置する農福連携相談窓口が福祉事業所に提供している情報のニーズは高いことがうかがえた。

なお、前述のとおり、令和 2 年度に北海道において、農福連携相談窓口が設置されているところ、「農福連携に取り組もうとする際の相談窓口の整備」を求める福祉事業所も 32 事業所（18.7%）みられた。

図表 5-(6)-① 農福連携の取組を進める上での必要な支援（複数選択可）【再掲】

（単位：事業所、%）



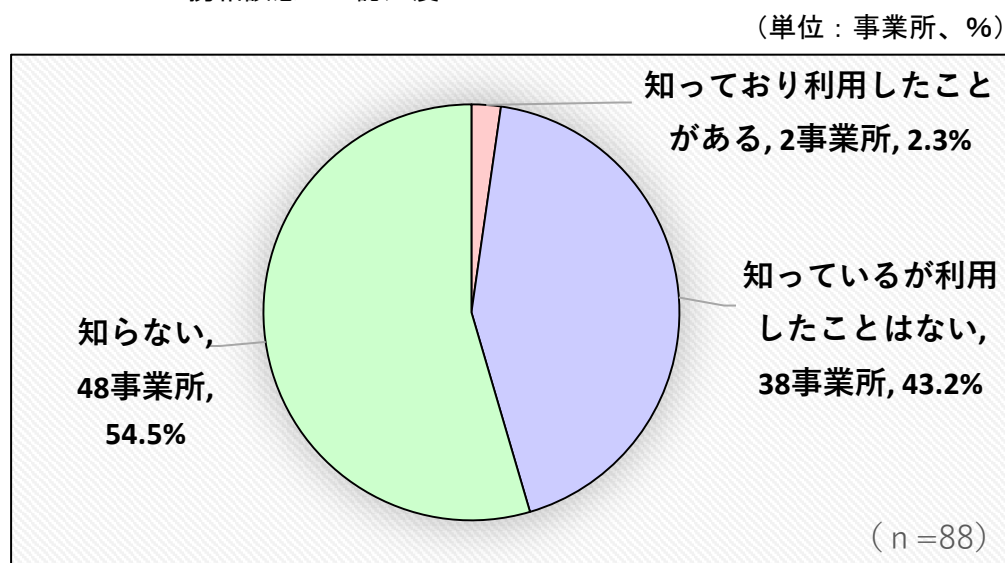
(注) 1 当局の調査結果による。

2 農福連携に取り組んでいる又は過去に取り組んでいた事業所等を「取組実績あり」、これまで農福連携に組んでいない事業所等を「取組実績なし」として集計した。

イ 福祉事業所における農福連携相談窓口の認知度

調査した福祉事業所のうちこれまで農福連携に取り組んでいない福祉事業所（88 事業所）への「令和 2 年度に北海道が振興局に設置した農福連携相談窓口を知っているか否か」の質問への回答をみると、図表 5-(6)-②のとおり、「知っており利用したことがある」と回答した福祉事業所が 2 事業所（2.3%）、「知っているが利用したことはない」と回答した福祉事業所が 38 事業所（43.2%）と、相談窓口を知っているとした事業所は 40 事業所（45.5%）みられる一方、「知らない」と回答した福祉事業所は 48 事業所（54.5%）みられ、必ずしも相談窓口が福祉事業所に十分に認知されていないことがうかがえる。

図表 5-(6)-② これまで農福連携に取り組んでいない福祉事業所における農福連携相談窓口の認知度



(注) 1 当局の調査結果による。

2 農福連携に取り組んでいる（過去に取り組んだことがある）福祉事業所（83 事業所）では、「知っており利用したことがある」が 2 事業所（2.4%）、「知っているが利用したことはない」が 46 事業所（55.4%）、「知らない」が 30 事業所（36.1%）、無回答が 5 事業所（6.0%）となっている。

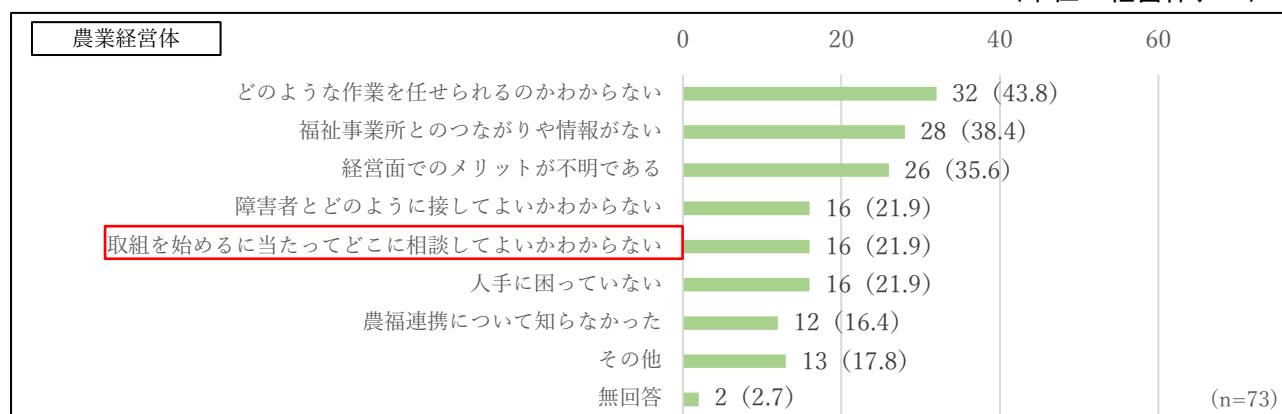
ウ 農業経営体向けの相談窓口のニーズ

一方、農福連携に取り組んでいない農業経営体（73 経営体）への「これまで農福連携に取り組んでいない理由」の質問への回答をみると、図表 5-(6)-③のとおり、「取組を始めるに当たってどこに相談してよいかわからない」と回答した農業経営体が 16 経営体（21.9%）みられた。

また、調査した農業経営体（119 経営体）への「今後、農福連携の取組を進めるためにどのような支援が必要か」との質問に対する回答をみると、図表 5-(6)-④のとおり、「農福連携に取り組もうとする際の相談窓口の整備」と回答した農業経営体が 44 経営体（37.0%）みられ、農福連携に取り組もうとする際の相談窓口について、農業経営体にも一定のニーズがあることがうかがえる。

図表 5-(6)-③ これまで農福連携に取り組んでいない理由（複数選択可）【再掲】

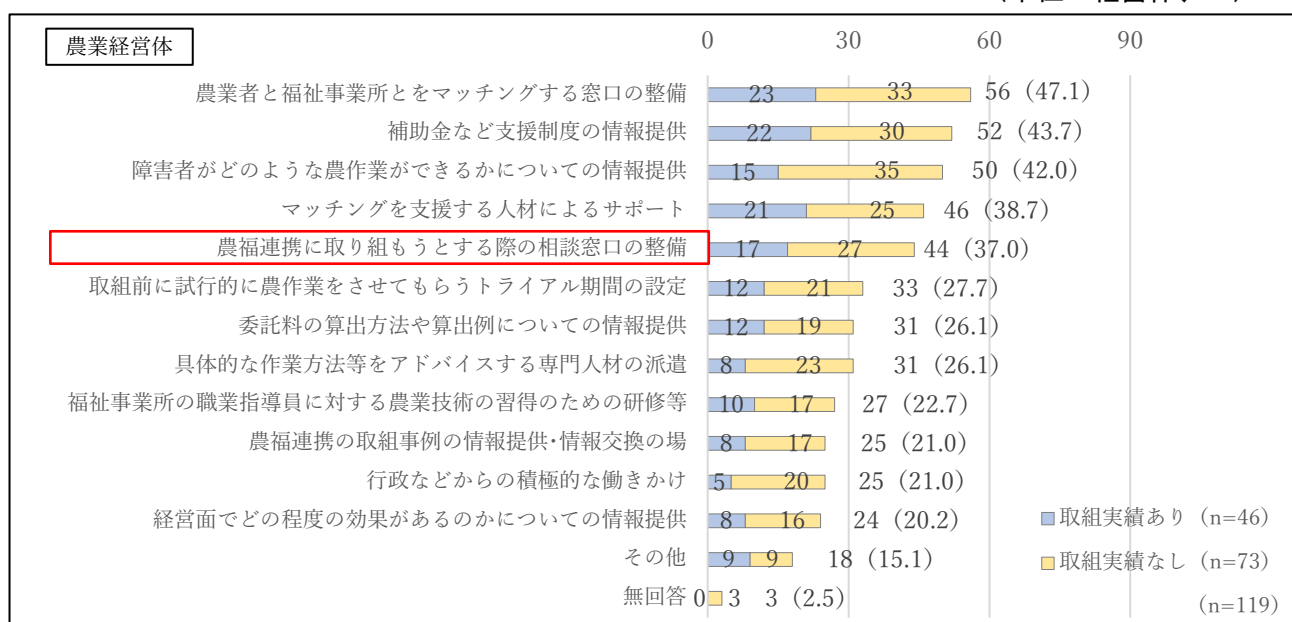
(単位：経営体、%)



(注) 当局の調査結果による。

図表 5-(6)-④ 農福連携の取組を進める上での必要な支援（複数選択可）【再掲】

(単位：経営体、%)



(注) 1 当局の調査結果による。

2 農福連携に取り組んでいる又は過去に取り組んでいた事業所等を「取組実績あり」、これまで農福連携に取り組んでいない事業所等を「取組実績なし」として集計した。

6 普及啓発の実施状況

(1) 普及啓発に係る国の方針等

農福連携等推進ビジョンにおいては、図表 6-(1)-①のとおり、農福連携の裾野を広げていくに当たっては、現場等において、農福連携という取組自体がよく知られていない、そのメリットが多く関係者に浸透していないといった課題に対しきめ細やかに対応し、官民挙げて取組を推進していくことが必要とされている。

図表 6-(1)-① 農福連携等推進ビジョン（令和元年 6 月 4 日農福連携等推進会議決定）（抜粋）

I 農福連携等の推進に向けて (略)

今後、障害者が農業分野で活躍する場を創出し、農福連携の裾野を広げていくに当たっては、現場等において、

①「知られていない」（農福連携という取組自体がよく知られていない、そのメリットが多く関係者に十分浸透していない等）

②「踏み出しにくい」（どうやって始めてよいか分からない、農業と福祉の双方ともお互いのことをよく知らない、農福連携を通じた農業経営の発展や人材育成等に手間と費用がかかるのではないか等）

③「広がっていかない」（経済界、消費者等も巻き込んだ社会全体への広がりが見えにくい等）
といった課題に対し、きめ細やかに対応し、官民挙げて取組を推進していくことが必要である。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

また、国が地方公共団体向けに作成しているマニュアル（図表 6-(1)-②参照）においては、農業者や障害福祉サービス事業所を支援する役割として、マッチング、人材育成、相談対応等の実務の支援に加えて、セミナー・シンポジウムや見学会の開催、取組事例集の作成等の普及啓発を行うことが期待されている。

図表 6-(1)-② 「はじめよう！農福連携—スタートアップマニュアル—(2 地方自治体・JA 向け) Ver. 2」(令和 3 年 6 月 農林水産省・厚生労働省)（抜粋）

セミナー・シンポジウムの意義と内容について

農業者の中には、セミナー・シンポジウムに参加したことをきっかけとして、農福連携の学びを深め、具体的な取組へとつながる等、セミナー・シンポジウムは、農福連携を知るファーストステップになります。

また、地方自治体等が行う農業者と障害福祉サービス事業所のマッチングは、農作業を依頼したいという農業者の声や、農作業を請け負いたいという障害福祉サービス事業所の声が、地方自治体や共同受注窓口に届き、行われるものです。しかし、農福連携の取組自体が知られていないために、掘り起こされないニーズも非常に多いと考えられます。そのため、セミナー・シンポジウム等の普及啓発の場を通じて、農業者・障害福祉サービス事業所双方のニーズの掘り起こしが進むことも期待できます。

(略)

さらに、実際に農福連携に取り組む方が増えるよう、セミナー・シンポジウムにおいては、通常の農業者や障害福祉サービス事業所が取り組む際の経営上のメリットや、農業者が具体的に取り組むべき行動等、実務に即した具体的な内容まで踏み込むことを期待しています。

障害者の作業の見学について

農福連携を自ら取り入れることを検討している農業者にとっては、障害者を雇用している農業者や農業参入している社会福祉法人等、すでに農福連携を実践しているほ場に出向き、実際に障害者が働いている様子を見学してもらうことが有効です。

(略)

取組事例集の作成・配布について

地方自治体が相談業務を行う際に、管内ですでに農福連携に取り組んでいる取組を紹介できるよう、管内の取組事例集を作成しておくことが有効です。

事例集を構成する際には、①取組のパターン（「農福連携事例集」p6 参照）、②農業面での取組・効果、③福祉面での取組・効果などに着目し、整理すると良いでしょう。

（略）

取組事例の動画の作成・活用

取組事例集以外にも、地域における農福連携の取組を紹介する動画の作成も有効です。障害者が実際に農作業を行う様子等を紹介できるので、農福連携のイメージが膨らみやすいだけでなく、作業の留意点も併せて整理し、作業マニュアルとしての活用も可能となります。

（以下略）

（注） 下線は当局が付した。

（2）関係機関における普及啓発活動の実施状況

ア セミナー・シンポジウム等の開催状況

（ア）北海道農政事務所

北海道農政事務所は、農福連携推進ネットワークの活動の一環として、北海道内における更なる農福連携の推進に向けた情報提供を目的としたセミナー・シンポジウムを農業関係者、福祉関係者、行政関係者等を対象に開催し、有識者や農福連携に取り組んでいる事業者等による講演や事例発表、パネルディスカッション等を行っている。

また、一部の地域拠点⁷においても、地域の課題解決の取組の一環として同様の取組を行っている。

平成 28 年度から令和 2 年度までに開催された北海道農政事務所（地域拠点を含む。）主催のセミナー・シンポジウムは図表 6-(2)-①のとおりである。

なお、北海道農政事務所では、このほか、不定期に、福祉関係者、農業関係者等を対象とした見学会を開催している。

（イ）地方公共団体

北海道は、農業関係者と福祉関係者の相互理解を促進するための機会を提供することを目的として、農業関係者、福祉関係者、行政関係者等を対象に、農福連携に取り組んでいる事業者等による講演、パネルディスカッション等を内容とするセミナー・シンポジウムを開催している。平成 29 年度から令和 2 年度までに開催された北海道主催のセミナー・シンポジウムは図表 6-(2)-②のとおりである。

このほか、一部の振興局において、不定期に、福祉関係者、農業関係者等を対象とした見学会を開催している。

なお、市町村においても、図表 6-(2)-③のとおり、独自に有識者や農福連携に取り組む事業所等の講演等を内容とするセミナー・シンポジウムを不定期に開催している例がみられる。

⁷ 北海道農政事務所には、地方参事官等の駐在拠点として、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市及び北見市の道内 6 か所に地域拠点が設置されている。

図表 6-(2)-① 北海道農政事務所におけるセミナー・シンポジウムの開催状況（平成 28 年度～令和 2 年度）

年度	セミナー等名称 (開催月日)	開催内容	開催都市 参加者数	主催
平 28	農福連携推進北海道ブロックセミナー (1月19日)	1 「北海道農政事務所の取組から見てきたこと」(北海道農政事務所企画調整室) 2 施策紹介(農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課) 3 効果的なPR手法の中間報告(一般財団法人地方自治体公民連携研究財団) 4 活動報告「はじめよう農福連携！～道央地域で広がる農業分野での障害者就労～」(酪農学園大学農食環境学群循環農学類作物学研究室教授) 5 「働く障害者からのビデオレター」(撮影協力：指定就労継続支援事業所ワークつかさ、合同会社竹内農園) 6 パネルディスカッション(コーディネーター：一般社団法人J A 共済総合研究所 主任研究員)	札幌市 約 100 名	北海道農政事務所
平 29	農福連携推進北海道ブロックシンポジウム (1月24日)	1 講演「北海道における農福連携の可能性について」(農林水産省農林水産政策研究所 企画広報室長兼首席政策研究調整官) 2 取組報告「農福連携に取り組む農業者による地域のコーディネートについて」(NPO法人どりーむ・わーくす理事長) 3 意見交換	札幌市 172 名	北海道農政事務所
平 30	農福連携推進北海道ブロックシンポジウム (1月23日)	1 講演「「九神ファームめむろ」を核とした地域プロジェクトについて」(エフピコダックス株式会社企画支援課マネージャー) 2 取組事例発表「月形町において地域協議会で取り組む農福連携について」(特定非営利活動法人サトニクラス 代表理事) 3 施策等の紹介(農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課) 4 意見交換	札幌市 75 名	北海道農政事務所
令 元	オホーツク地域における農福連携推進シンポジウム (12月12日)	1 基調講演「始めよう！農福連携、進めよう！農福連携」(農林水産省農林水産政策研究所企画広報室長) 2 事例発表 ① 「農福連携を取り巻く道内の状況」(一般社団法人れんけい理事) ② 「農福連携に関するオホーツク地域の取組」(オホーツク障がい者就業・生活支援センターあおぞらセンター長) ③ 「J Aきたみらいにおける農福連携の取組み」(きたみらい農業協同組合営農振興部長) 3 パネルディスカッション(コーディネーター：東京農業大学生物産業学部助教)	美幌町 205 名	北海道農政事務所北見地域拠点、北海道オホーツク総合振興局、美幌町
	農福連携道南セミナー (2月6日)	1 情報提供 ① 「農業の雇用人材の確保と農福連携について」(北海道農政部農業経営局農業経営課) ② 「全国における農福連携事例について」(北海道農政事務所企画調整室) 2 基調講演「農業における障がい者就労について」(一般社団法人れんけい理事) 3 活動報告 ① 「農福連携道南モデルの取組状況について」(渡島総合振興局産業振興部農務課) ② 「就労体験に係る協定について」(新函館農業協同組合農業振興部営農課)	北斗市 100 名超	北海道農政事務所函館地域拠点、北海道渡島総合振興局
	農福連携推進北海道セミナー (2月13日)	1 基調講演「農業と福祉のCross Over(融合)から生まれるもの」(NPO法人長野県セルフセンター協議会) 2 事例発表「釧路市・仁成ファームにおける農福連携の取組について」(有限会社仁成ファーム、音羽協働センター) 3 取組紹介 ①北海道渡島総合振興局、②ホクレン営農支援センター 4 施策紹介 ①北海道農政事務所、②一般社団法人日本基金(ノウフクJAS)	札幌市 200 名超	北海道農政事務所、北海道
	農業現場における障がい者雇用促進セミナー (2月20日)	1 基調講演「畜産現場における障がい者雇用の意義」(公益社団法人中央畜産会事務局長) 2 事例紹介 ① 「「自労自活」による共同生活で酪農・チーズ生産等を営む」(農事組合法人共働学舎新得農場代表) ② 「就労継続支援A型事業所の作業委託を活用した取り組み」(株式会社あいりーTAKEO代表取締役社長、サービス管理責任者) 3 施策紹介(北海道農政事務所企画調整室)	帯広市 37 名	北海道農政事務所帯広地域拠点、公益社団法人中央畜産会
	オホーツク地域における農福連携推進セミナー (12月11日)	1 講演 ① 「竹内農園の実践事例報告」(合同会社竹内農園代表社員) ② 「オホーツク地域における農福連携の可能性」(酪農学園大学農食環境学群循環農学類作物学研究室教授) 2 トークセッション(コーディネーター：東京農業大学生物産業学部助教)	北見市 会場参加 44 名 WEB 参加 53 名	北海道農政事務所北見地域拠点、北海道オホーツク総合振興局

(注) 当局の調査結果による。

図表 6-(2)-② 北海道におけるセミナー・シンポジウムの開催状況（平成 29 年度～令和 2 年度）

年度	セミナー等名称 (開催月日)	開催内容	開催都市 参加者数	主催
平 29	農福連携活動の ステップアップ セミナー (11 月 9 日)	1 基調講演「農福連携活動の基礎知識と将来的なステップアップ」(酪農学園大学農食環境学群循環農学類作物学研究室教授) 2 講演「農福連携で取り組みやすい農作物栽培の基本技術」(公益財団法人北農会 農業技術コンサルタントチーム幹事) 3 農福連携活動の事例紹介 ①山田農場(江別農福連携協議会会長) ②就労継続支援 B 型事業所(菓子工房笑くぼ所長) 4 パネルディスカッション「農福連携を継続的に取り組むために」(コーディネーター:公益財団法人北農会 農業技術コンサルタントチーム長)	札幌市 201 名	北海道
平 30	農業分野における障がい者就労 セミナー (11 月 8 日)	1 基調講演「人との繋がりの中で、幸せを感じられる仕事づくり」(京丸園株式会社総務取締役) 2 「農福連携マルシェの出店報告」(株式会社ドームぱすてるグループ) 3 パネルディスカッション(コーディネーター:北海道社会福祉協議会マッチング事業コーディネーター) 4 情報提供(北海道農政部農業経営局農業経営課)	旭川市 65 名	北海道
	農福連携実践セ ミナー (3 月 13 日)	1 「労働力確保と農福連携について」(北海道農政部農業経営局農業経営課) 2 「農福連携をめぐる状況について」(北海道社会福祉協議会 北海道障がい者就労支援センター) 3 講演「農業における障がい者就労の取組と地域連携～ユニバーサル農業の可能性～」(京丸園株式会社代表取締役) 4 「働きやすい環境づくりによる人材確保の取組について」(ホクレン農業協同組合連合会) 5 「一般社団法人れんけいの農福連携推進の取組について」(一般社団法人れんけい) 6 「深川市における農福連携の取組事例」(きたそらち農業協同組合)	札幌市 216 名	北海道
令 元	農業者のための 農福連携セミナ ー(7 月 9 日)	1 概要説明「農福連携とは?」(北海道社会福祉協議会 マッチング事業コーディネーター) 2 報告「農福連携実践者報告」(合同会社竹内農園) 3 意見交換・名刺交換会	伊達市 16 名	北海道
	農業と障がい者 福祉の連携を推 進するための研 修会(10 月 24 日)	1 「農業の雇用の人材の確保と農福連携について」(北海道農政部農業経営局農業経営課) 2 「農福連携に係る道南モデルの取組み」(渡島総合振興局産業振興部農務課) 3 「農福連携実践事例報告」(竹内農園) 4 「農福連携を取り巻く道内の状況」(北海道社会福祉協議会 マッチング事業コーディネーター)	せたな町 69 名	北海道 檜山振興 局、北海道渡島総 合振興局
	【図表 6-(2)-①再掲】オホーツク地域における農福連携推進シンポジウム(12 月 12 日)			
	【図表 6-(2)-①再掲】農福連携道南セミナー(2 月 6 日)			
	【図表 6-(2)-①再掲】農福連携推進北海道セミナー(2 月 13 日)			
令 2	酪農に関わる農 福実践事例ミニ セミナー (10 月 16 日)	1 農福連携促進事業の説明及び農福連携の基礎知識(農福連携促進事業委託事業受託コンソーシアム) 2 「酪農に関わる農福実践事例」(有限会社仁成ファーム、音羽協働センター) 3 意見交換	幕別町 35 名	北海道
	農福連携ミニセ ミナー (10 月 28 日)	1 講演「恵庭市における農福連携の取組について」(恵庭市保健福祉部障がい福祉課) 2 事例紹介(ホクレン農業協同組合連合会営農支援室) 3 意見交換	岩見沢市 30 名	北海道空知総合振 興局、ホクレン農 業協同組合連合会
	農業と障がい者 福祉の連携を推 進するセミナー (11 月 5 日)	1 講演「月形町でのサトニクラスの取組」(特定非営利活動法人サトニクラス代表理事) 2 取組紹介 ① 「J A 新はこだて七飯花卉共選場におけるカーネーションの選別」(クレドホテル函館 管理者) ② 「北海道の農業人材確保の取組等について」(北海道農政部農業経営局農業経営課) ③ 「檜山振興局農福連携の取組について」(檜山振興局産業振興部農務課)	江差町 70 名	北海道檜山振興局
	【図表 6-(2)-①再掲】オホーツク地域における農福連携推進セミナー(12 月 11 日)			

(注) 当局の調査結果による。

図表 6-(2)-③ 市町村におけるシンポジウムの開催例（恵庭市）

恵庭市は、前述（事例表 3-(4)-③）のとおり、恵庭市農福連携ネットワークを設立し、農福連携を推進する活動を行っているが、恵庭市農福連携ネットワークにおける活動の一つとして、規約に「シンポジウム等の開催」が掲げられており、恵庭市は、多くの福祉関係者や農業経営体に興味を持ってもらい、農福連携に対する基礎知識を知ってもらうとともに、農業と福祉の相互理解を深めることを目的に、下表のとおり、不定期にシンポジウムを開催している。

表 恵庭市におけるシンポジウムの開催状況

区 分		内 容	参加者
第 1 回	平成 29 年 2 月 1 日	① 農福連携を実践している農業経営体による基調講演 ② 市内で農福連携に取り組む農業経営体による事例報告 ③ パネルディスカッション	98 人
第 2 回	平成 30 年 8 月 23 日	① 大学講師による基調講演 ② 市内で農福連携に取り組む福祉事業所による事例報告 ③ パネルディスカッション	115 人
第 3 回	平成 31 年 1 月 25 日	① 大学講師による基調講演 ② 高齢者グループホームが実践する大豆の選り分け作業の事例報告 ③ パネルディスカッション	74 人
第 4 回	令和 3 年 2 月 4 日	① 大学講師による基調講演 ② 市内で農福連携に取り組む農業経営体及び福祉事業所による事例報告 ③ パネルディスカッション	13 人

（注） 恵庭市の提出資料に基づき、当局が作成した。

イ 取組事例集の作成状況

北海道内の国の機関、地方公共団体における取組事例集の作成状況を調査したところ、下記のとおり、北海道農政事務所、北海道石狩振興局、旭川市及び恵庭市の4機関において、取組事例集を作成し、ホームページに掲載している例がみられた。

(7) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、農福連携推進ネットワークの活動の一環として、参考となる事例の拡散を目的に、平成26年度から農福連携に取り組む農業経営体や福祉事業所等に対して取組状況の調査を実施し、取組実践事例として作成し、同事務所のホームページに掲載している。

令和3年11月までに、道内で農福連携に取り組む32事例が掲載されており、内容は、図表6-(2)-④のとおり、主に「農福連携に取り組んだ経緯」、「取組内容（就労形態、就労期間、就労時間、工賃等）」、「取組の特徴」、「障害者就労の考え方」、「今後の課題や将来展望」で構成されている。

図表 6-(2)-④ 北海道農政事務所による農福連携事例集

北海道内における農福連携取組実践事例

北海道農政事務所			
English > ホームページ > サイトマップ > 文字サイズ > お問い合わせ > お問い合わせ			
キーワードから探す 検索			
報道・広報政策について統計情報申請・お問い合わせ北海道農政事務所について			
ホーム > 政策について > 農と福祉の連携（農福連携） > 農福連携の取組実践事例			
農福連携の取組実践事例			
北海道内における農福連携の取組実践事例			
北海道内における農福連携の取組実践事例を公表しています。掲載内容は、調査実施年月時点のものです。農福連携に関する補助事業の採択とは関係ありませんので、ご留意ください。 また、掲載している事例は、北海道内に多数ある事例の一部です。			
令和3年11月9日現在・・・32件掲載			
調査実施年月	市町村名	取組主体名	取組パターン
令和3年10月	石狩市	農業生産法人 株式会社コムズファーム 就労継続支援B型事業所「コムズファーム」(PDF:142KB)	・グループ内連携型
令和3年2月	恵庭市	株式会社はやて多機能型事業所「NOVAS」(PDF:164KB)	・グループ内連携型、連携型
令和2年12月	札幌市	特定非営利活動法人ほだまり 就労継続支援B型事業所「ほだまりのいえ」(PDF:150KB)	・福祉完結型、連携型
令和2年12月	千歳市	合同会社からすと 就労継続支援B型事業所「千歳わくわくくわくファーム」(PDF:167KB)	・連携型
令和2年7月	当別町	社会福祉法人ゆうゆうケアファーム「Social Care farm 野市湖農園」(PDF:112KB)	・福祉完結型
令和元年6月	釧路市	株式会社ネットワーク(PDF:108KB)	・グループ内連携型
平成30年6月	岩見沢市	社会福祉法人クドド・フェア K・P96 コスモファーム岩見沢(PDF:130KB)	・福祉完結型
平成29年10月	余市町	特定非営利活動法人「どりーむ・わーく」(PDF:119KB)	・連携型、グループ内

令和3年10月調査実施	
農業生産法人 株式会社コムズファーム 就労継続支援B型事業所「コムズファーム」(石狩市) ○事業内容：農作物の生産・加工、農産物の販売及び付随業務 【従業員：7名、事業所利用者数：32名（知的、精神、発達障がい者など）】	
1 農福連携に取り組んだ経緯 地域活性化に取り組むコンサルタント会社を営む代表者が、空き・空き店舗等の有効活用の方策として、植物工場の検討を始めたことを契機に、農産物の生産（水耕栽培）を知り、その後、水耕栽培の研修のために出向いた関係の農場で障がい者雇用と出合った。研修期間において障がい者と共に仕事をすることで、そのモデルを北海道で応用できないか検討を始めた。平成25年3月に、健康者、障がい者の特長を踏まえ、畑（農業）を中心に地域コミュニティを醸成できるコミュニティファームを目指して農業生産法人を設立するとともに、翌年1月には、就労継続支援B型事業所を設立し、農福連携の取組を開始した。	
2 取組内容 (1) 就労形態：自給農園（4.6ha、ビニールハウス8棟）における農作業全般（農作物の生産・加工、農産物の販売及び付随業務） (2) 就労期間：通年 (3) 就労時間（休憩）/稼働日：10:00～15:00（昼休憩1時間）/月曜日～金曜日 ※日曜日及び祝祭日は休み、土曜日は月2回程度開所 (4) 工賃：300円/月/時間 ※通勤手当、賞与（2回/年）あり (5) 通所：あり ※対象地域は問い合わせて先に要確認 (6) 雇賃：あり（100円/食）	
3 取組の特徴 (1) 水耕栽培、施設栽培、露地栽培など多様な形態で農業を行っており、軽作業から重労働を使った作業まで、事業所の利用者（以下「利用者」という）の能力や意欲に基づいた作業が可能となっている。 (2) 苗作りから管理、収穫、加工及び販売まで、季節に合わせて30種類（50品目）以上の農作物を生産することにより、多くの作業を生み出すとともに、利用者が楽しみながら作業できるよう配慮している。 (3) 冬期間においても、水耕栽培による葉物野菜や、施設栽培による寒締めほうれんそうなどを栽培し、利用者が1年を通して農業と触れ合う機会を提供している。 (4) 月2回程度、農場敷地内において、農産物の直売会を開催し、利用者が白らの手で農産物を販売することで、経済活動に触れるとともに、地域との交流の場となっている（売上の一部は賞与として年2回支給）。 (5) 利用者のうち希望する者には、所有する農地の一部を貸し出し、自身の農園として農作物を育て、収穫した農作物を直売所で販売することができる。	
4 障害者就労への考え方 (1) 法人が農地を所有し、農作物の栽培・加工及び農産物の販売を一貫して行うことで、利用者が興味のある分野、利用者の能力に応じた分野や得意な分野に向けて、ステップアップする可能性が期待できるとの考えから、より経済活動に近く、共同で行う作業を重視し、利用者の能力や意欲に合わせた実践的な作業を提供している。 (2) 利用者及び職員が働きやすく、その上で興味を持って作業できる環境を整備することが重要であるとの考えから、農作物の通年での栽培及び多品目の栽培並びに6次産業化の取組を進めている。	
5 今後の予定や将来展望 (1) 増収した事業所において、トマトなど収穫した農作物を使用したジュースやスムージーを提供するカフェや、先端技術を活用した無人販売所を開業する事業を進めている。 (2) 数年後を目途に、就労継続支援A型事業所の設置・運営を予定している。 (3) IoTを活用するなど先端技術を取り入れた農業を推進していきたいと考えている。 (4) 畑（農業）を中心とした地域のコミュニティファームを目指し、将来的には、加工場、カフェ及び直売所を活用し、認知症カフェや子供食堂の開設、食育の取組、各種教室の開催なども視野に入れている。	

【事例表の主な構成】

「農福連携に取り組んだ経緯」、「取組内容（就労形態、就労期間、就労時間、工賃等）」、「取組の特徴」、「障害者就労の考え方」、「今後の課題や将来展望」

URL <https://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/torikumi/jirei.html>

(注) 北海道農政事務所ホームページに基づき、当局が作成した。

(イ) 地方公共団体

i) 北海道石狩振興局

北海道石狩振興局は、管内市町村等からの要望を受け、平成 29 年度から、独自に農業・福祉関係者双方の理解の醸成や情報共有、実践に向けた取組を実施している。

取組の一環として、北海道石狩振興局は、より多くの農業者に農福連携の取組を知ってもらい、また、福祉事業所の関係者に農業を選択肢の一つと捉えてもらうため、身近な事例として広く紹介することとし、管内の農業経営体に調査を実施し、令和 2 年 3 月に、事例集（農福連携に取り組まれている農業者について（石狩管内南部編））を発行している。

事例集は、6 農業経営体の取組事例について記載されており、内容は、図表 6-(2)-⑤のとおり、「作業依頼内容又は雇用状況（作業人数、作業期間、作業料金形態（出来高、歩合、時給等）」、「取組のきっかけ」、「取組を始めた時期」、「就労支援事業所の方の行っている作業」、「取り組んで良かったこと」、「課題、難しい点」、「工夫したこと」、「改善した点」などで構成されている。

図表 6-(2)-⑤ 北海道石狩振興局による農福連携事例集

農福連携に取り組まれている農業者について（石狩管内南部編）	
「農福連携に取り組まれている農業者について」 （石狩管内南部編）  令和 2 年 3 月 31 日発行 北海道石狩振興局産業振興部農務課	農福連携に取り組まれている農業者について（石狩管内南部編） 1 山田農場（江別市） 【経営概要】 ・経営規模：12ha ・作付作物：小麦、レタス、ブロッコリー、にんじん、アスパラ等 ・雇用人数：パート3名 【就労支援事業所の方の雇用状況等】 ・作業人数：3～4名 ・作業期間：5～10月まで、週2回 ・作業料金：出来高払い 【取組んだきっかけ】 ・酪農学園大学の教授に声をかけてもらったことから取組んでみた 【取組を始めた時期】 ・平成 26 年より 【就労支援事業所の方の行っている作業】 ・とうもろこしの種まきから収穫、草取り(5-8月) ・事務所からの送迎は、事業所のジョブトレーナーが行っている 【取り組んで良かったこと】 ・アスパラの除草は全て手作業のため、安定した労働力となっている 【課題、難しい点】 ・作業を依頼するにあたっては、細む仕事の事前準備が必要となる ・冬場の作業がない 【工夫したこと】 ・必要の都度、作業の手本を見せている ・農場内に事業所の農業スペースをつくり、障がい者だけで作物を育ててもらっている。 【改善した点】 ・障がい者同士が作業による交流が図れるようになっている  
【事例表の構成】 「作業依頼内容又は雇用状況（作業人数、作業期間、作業料金形態（出来高、歩合、時給等）」、「取組のきっかけ」、「取組を始めた時期」、「就労支援事業所の方の行っている作業」、「取り組んで良かったこと」、「課題、難しい点」、「工夫したこと」、「改善した点」	
URL	https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/ss/num/nouhuku.html

（注） 北海道石狩振興局ホームページに基づき、当局が作成した。

ii) 旭川市

旭川市は、平成 26 年度から 28 年度にかけて、旭川市果樹協会を事業主体とした「労働力確保対策モデル事業」を実施し、その一環として農福連携の取組を行っており、29 年度からは、旭川市農政部が関係部局と協力しながら農福連携を推進する取組を実施している。

旭川市は、それらの取組により農福連携の取組が開始された事例を広く紹介することにより、農業経営体や福祉事業所が農福連携について考えるきっかけや取組の参考にしてもらうため、図表 6-(2)-⑥のとおり、平成 31 年 1 月に、事例集（旭川市内における農福連携の取組事例）を発行している（令和 3 年 3 月改訂）。

事例集は、4 農業経営体の取組事例について記載されており、内容は、「障害者の就労条件（時間、期間、人数）」、「取組の経緯」、「作業の様子（作業内容）」、「注意事項（就労できる時間帯、作業内容の伝え方、従業員等の理解）」等で構成されている。

図表 6-(2)-⑥ 旭川市による農福連携事例集

旭川市内における農福連携の取組事例	
旭川市内における 農福連携の取組事例  平成 31 年 1 月 発行 令和 3 年 3 月 改訂 旭川市農政部農業振興課関係	(10) 収穫（寒締めホウレンソウ） - 収穫ばさみで根を切って収穫する。土を払い、余計な葉（干葉や傷んだもの）を取り、コンテナに入れる（写真⑩・⑪）。  (11) 袋詰め（寒締めホウレンソウ） - 収穫したホウレンソウを事業所に持ち込んで作業。 - 収穫時に切り切れなかった土や折れた葉を取って、電子天秤で 160g～180g を計量し（写真⑫）、袋に詰める（写真⑬）。  (12) 落花生の収穫・調整・袋詰め - 落花生の株を手で引き抜き（写真⑭）。株からふさを取り外して計量してネット袋に入れ（写真⑮⑯）。バックシーラーで口をとじる作業（写真⑰⑱）。 - 落花生は日持ちするため、収穫した株をそのまま施設に持ち込み、空き時間等を利用してふさの取り外しから袋詰めまで行うことが多かった。 
【事例表の構成】 「障害者の就労条件（時間、期間、人数）」、「取組の経緯」、「作業の様子（作業内容）」、「注意事項（就労できる時間帯、作業内容の伝え方、従業員等の理解）」等	
URL	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/504/d065602.html

（注） 旭川市ホームページに基づき、当局が作成した。

iii) 恵庭市

恵庭市は、農業分野における障害者等の就労促進の取組を推進することを目的に、平成 28 年 3 月に、恵庭市農福連携ネットワークを設立し、農福連携を推進する活動を行っている（事例表 3-(4)-③参照）。活動の一環として、平成 31 年 3 月に、図表 6-(2)-⑦のとおり、恵庭市内での取組事例を集めて「見える化」した事例集（恵庭市農福連携成功事例集）を発行している（令和 3 年 3 月改訂）。

事例集は、29 の作業内容別に、作業ごとの具体的な作業工程のほか、賃金（歩合・時給別の工賃金額）、作業の時期、難易度区分（難しい、やや難しい、ふつう、やさしい）、従事する障害種別などの関連情報で構成されている。

また、事例ごとに QR コードが掲載されており、これを読み込むことで作業の内容を動画で見ることができるような工夫もされている。

図表 6-(2)-⑦ 恵庭市による農福連携事例集

恵庭市農福連携成功事例集	
 令和 3 年 3 月 恵庭市農福連携による障がい者就労促進ネットワーク （恵庭市農福連携ネットワーク） 恵 庭 市	 ピーマン定植作業 パターン 1 【難しい】 フォームごでん・やまびこ作業所事例 ピーマンの定植は、例年 4 月中旬に行われる。作業は和歌山県のある利用者 3〜5 名で番木 500 本ほど植える。ハウス内は高温となるため、遮光、水分補給をするなど休憩を入れた方がよいとされている。 作業工程 1. 植え穴を掘る 2. 植え穴に 1cm 程度の穴を開け、土を入れる 3. 土を踏み固める 4. 苗の根を揺り動かして土に馴染ませる 5. 苗の根を揺り動かして土に馴染ませる 6. 苗の根を揺り動かして土に馴染ませる 作業分析 作業量 歩合 ■ 作業量 150 本/時 ■ 作業時間 1 日 1 時間 ■ 作業場所 屋内・屋外 ■ 作業内容 定植・間引き ★ ハウス内は高温になるため、水分補給が重要になる。また、苗の根を揺り動かして土に馴染ませる作業は、慣れが必要となる。 作業時期 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
【事例表の構成】 具体的な作業工程を中心に構成され、関連情報（賃金（歩合・時給別の工賃金額）、作業の時期、難易度区分（難しい、やや難しい、ふつう、やさしい）、従事する障害種別など）を併せて記載	
URL	https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/hokenhukushibu/shogaifukushika/shogaishafukushi/nouhukurenkei/13220.html

（注） 恵庭市ホームページに基づき、当局が作成した。

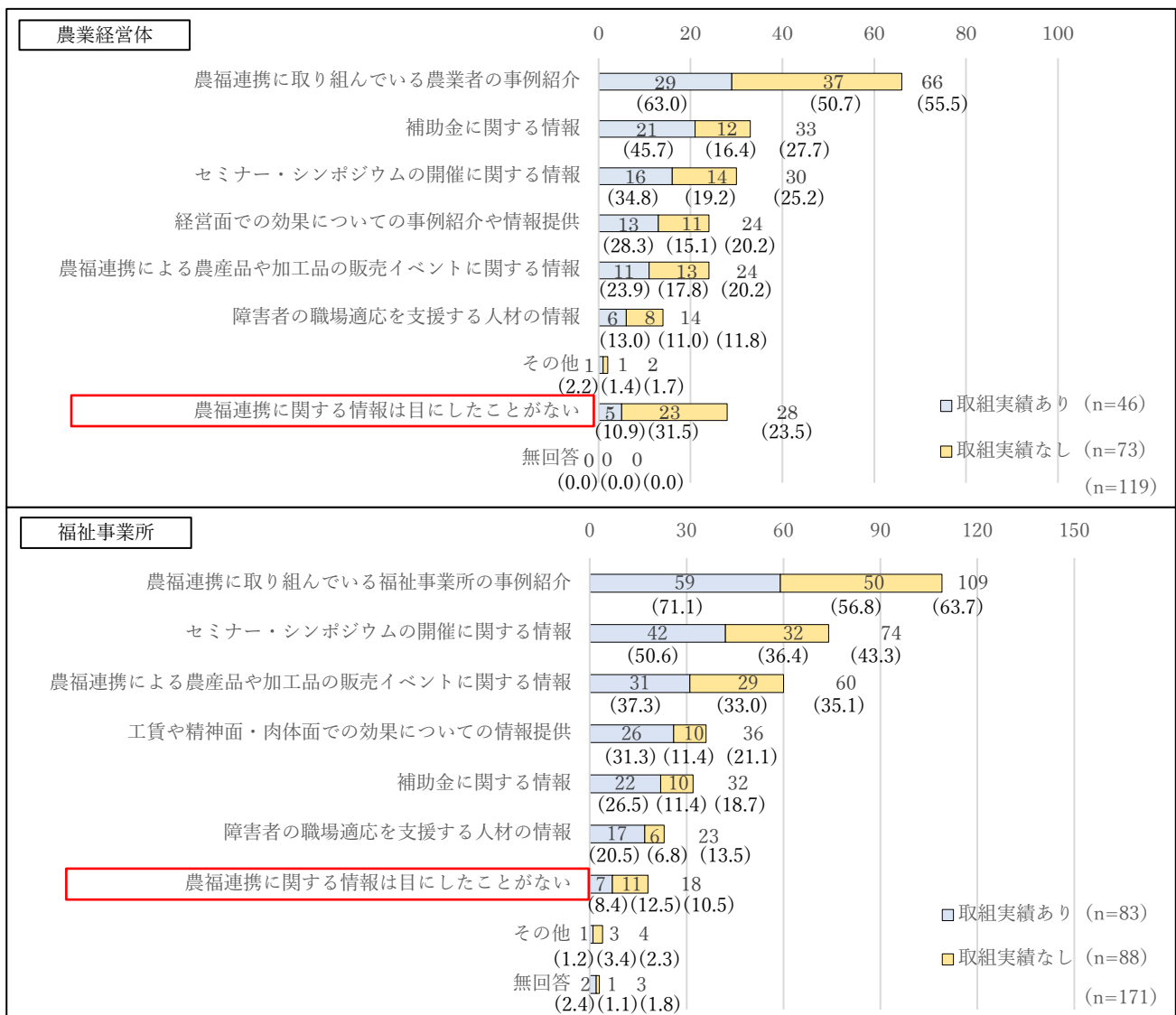
(3) 事業所等に対する調査結果

ア 農福連携に係る情報の認知状況等

調査した事業所等（計 290 事業所等）への「国、自治体、関係団体などによる農福連携に関する情報等（図表 6-(3)-①の縦軸に掲げる各情報等）を目にしたことがあるか」との質問に対する回答をみると、農業経営体、福祉事業所ともに、「農福連携に取り組んでいる農業者（福祉事業所）の事例紹介に関する情報」を目にしたことがあるとするものが 66 経営体（55.5%）、109 事業所（63.7%）みられた。

それ以外の情報については、農業経営体では、7 割以上の経営体が目にしたことがないとしており、福祉事業所では、いずれも約 6 割以上の事業所が目にしたことがないとしているほか、「農福連携に関する情報は目にしたことがない」とするものも農業経営体で 28 経営体（23.5%）、福祉事業所で 18 事業所（10.5%）みられた。

図表 6-(3)-① 農福連携に関して目にしたことのある情報（複数回答可）（単位：経営体、事業所、%）



(注) 1 当局の調査結果による。

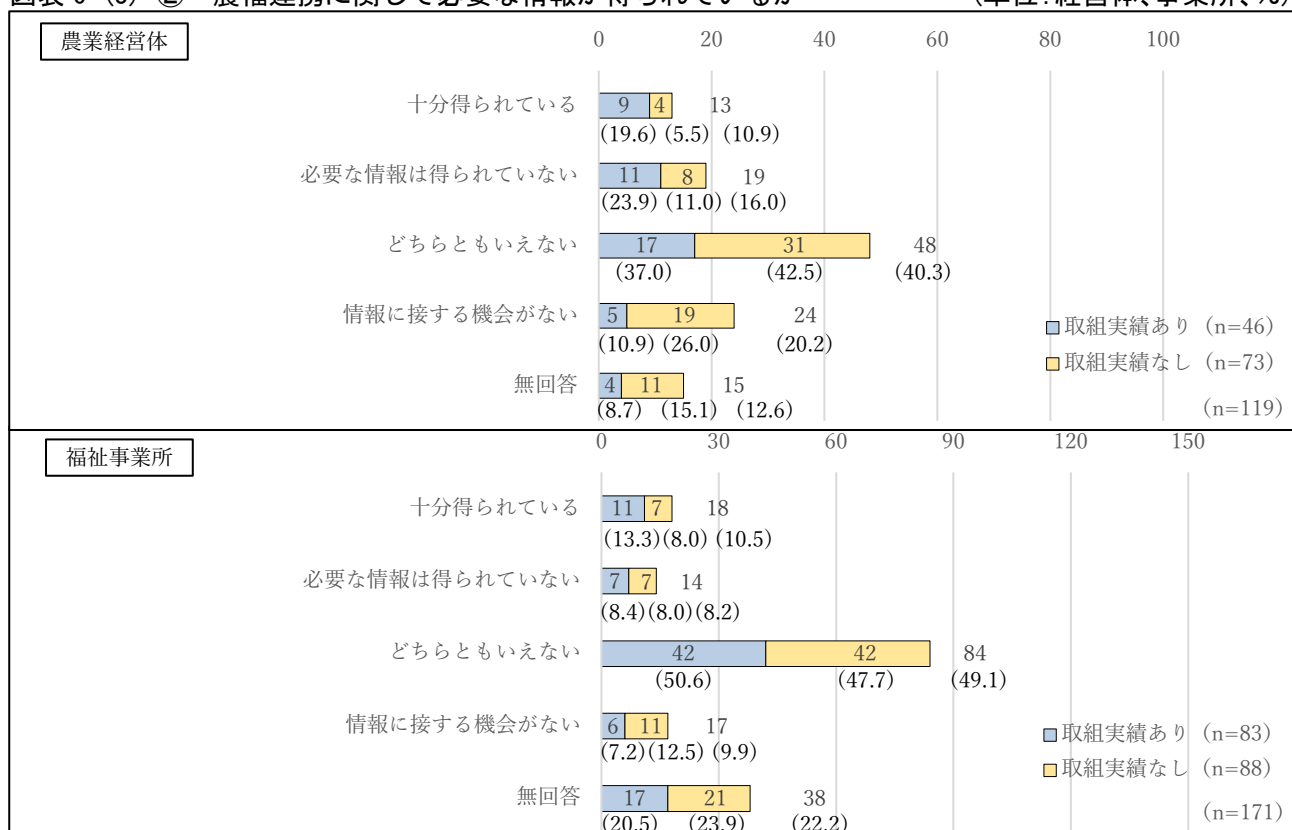
2 農福連携に取り組んでいる又は過去に取り組んでいた事業所等を「取組実績あり」、これまで農福連携に組んでいない事業所等を「取組実績なし」として集計した。

3 括弧内は、それぞれ「取組実績あり」及び「取組実績なし」の事業所等の数を母数とした構成比である。

また、調査した事業所等（計 290 事業所等）に対する「農福連携に関して必要な情報は得られているか」との質問への回答をみると、図表 6-(3)-②のとおり、農業経営体、福祉事業所ともに、「どちらともいえない」とするものが農業経営体で 48 経営体（40.3%）、福祉事業所で 84 事業所（49.1%）と最も多くみられたほか、「必要な情報は得られていない」とするものが 19 経営体（16.0%）、14 事業所（8.2%）、「情報に接する機会がない」とするものも 24 経営体（20.2%）、17 事業所（9.9%）みられた。

一方、必要な情報が「十分得られている」とするものは 13 経営体（10.9%）、18 事業所（10.5%）にとどまっており、必ずしも十分な情報が行き届いていないことがうかがえる。

図表 6-(3)-② 農福連携に関して必要な情報が得られているか （単位：経営体、事業所、%）



(注) 1 当局の調査結果による。

2 農福連携に取り組んでいる又は過去に取り組んでいた事業所等を「取組実績あり」、これまで農福連携に組んでいない事業所等を「取組実績なし」として集計した。

3 括弧内は、それぞれ「取組実績あり」及び「取組実績なし」の事業所等の数を母数とした構成比である。

なお、「必要な情報が得られていない」とする事業所等への「どのような情報が必要か」との質問に対しては、図表 6-(3)-③のとおり、具体的な取組までの進め方に関する情報や、自地域における取組事例の情報、具体的な連携先に関する情報が必要であるとする意見が聞かれた。

図表 6-(3)-③ 「必要な情報が得られていない」とする事業所の必要とする情報についての意見の例

区分	必要とする情報
農業経営体	・ 農福連携の取組の手順や相談窓口に関する情報 ・ 取組を希望する福祉事業所に関する情報 ・ 賃金に関する情報 ・ 補助金等助成金に関する情報 ・ ジョブコーチ・技術支援者に関する情報
福祉事業所	・ 相談窓口での相談から実際に農福連携の取組を開始するまでの流れ ・ 連携先や連携するに当たっての条件に関する情報 ・ 農業経営体側の求めるニーズ（作業水準）への対応事例 ・ 他の都府県や道内他地域ではなく自事業所管内の農福連携の取組状況に関する情報

(注) 当局の調査結果による。

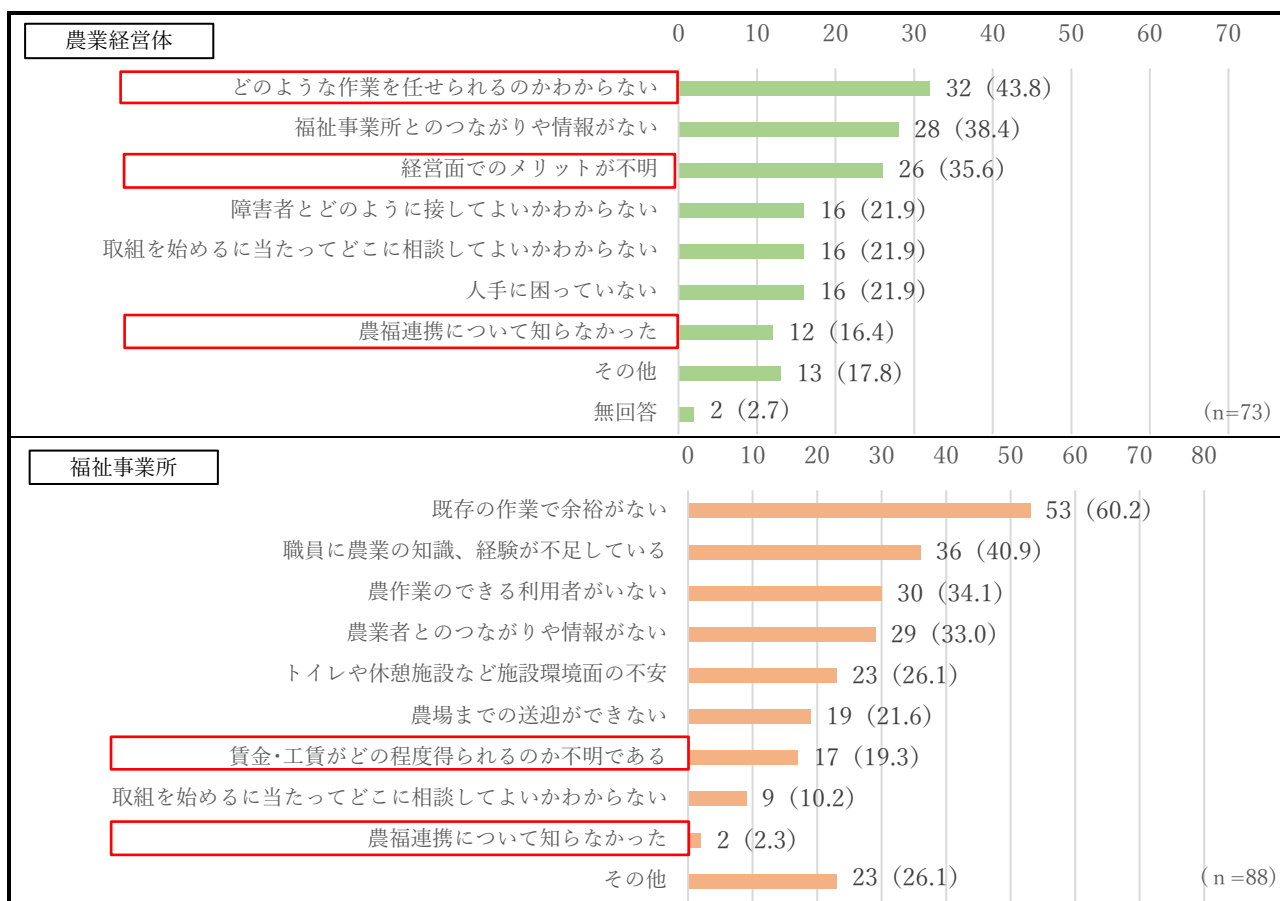
イ 農福連携に取り組んでいない理由

調査した事業所等のうち、これまで農福連携に取り組んでいない事業所等（計 161 事業所等）への「これまで農福連携に取り組んでいない理由」の質問に対する回答をみると、図表 6-(3)-④のとおり、農業経営体では、「どのような作業を任せられるのかわからない」とするものが 32 経営体(43.8%)みられたほか、「経営面でのメリットが不明である」とするものが 26 経営体(35.6%)、「農福連携について知らなかった」とするものが 12 経営体(16.4%)みられた。

また、福祉事業所では、「賃金・工賃がどの程度得られるのか不明である」とするものが 17 事業所(19.3%)、「農福連携について知らなかった」とするものが 2 事業所(2.3%)みられた。

図表 6-(3)-④ これまで農福連携に取り組んでいない理由（複数回答可）【再掲】

(単位：経営体、事業所、%)



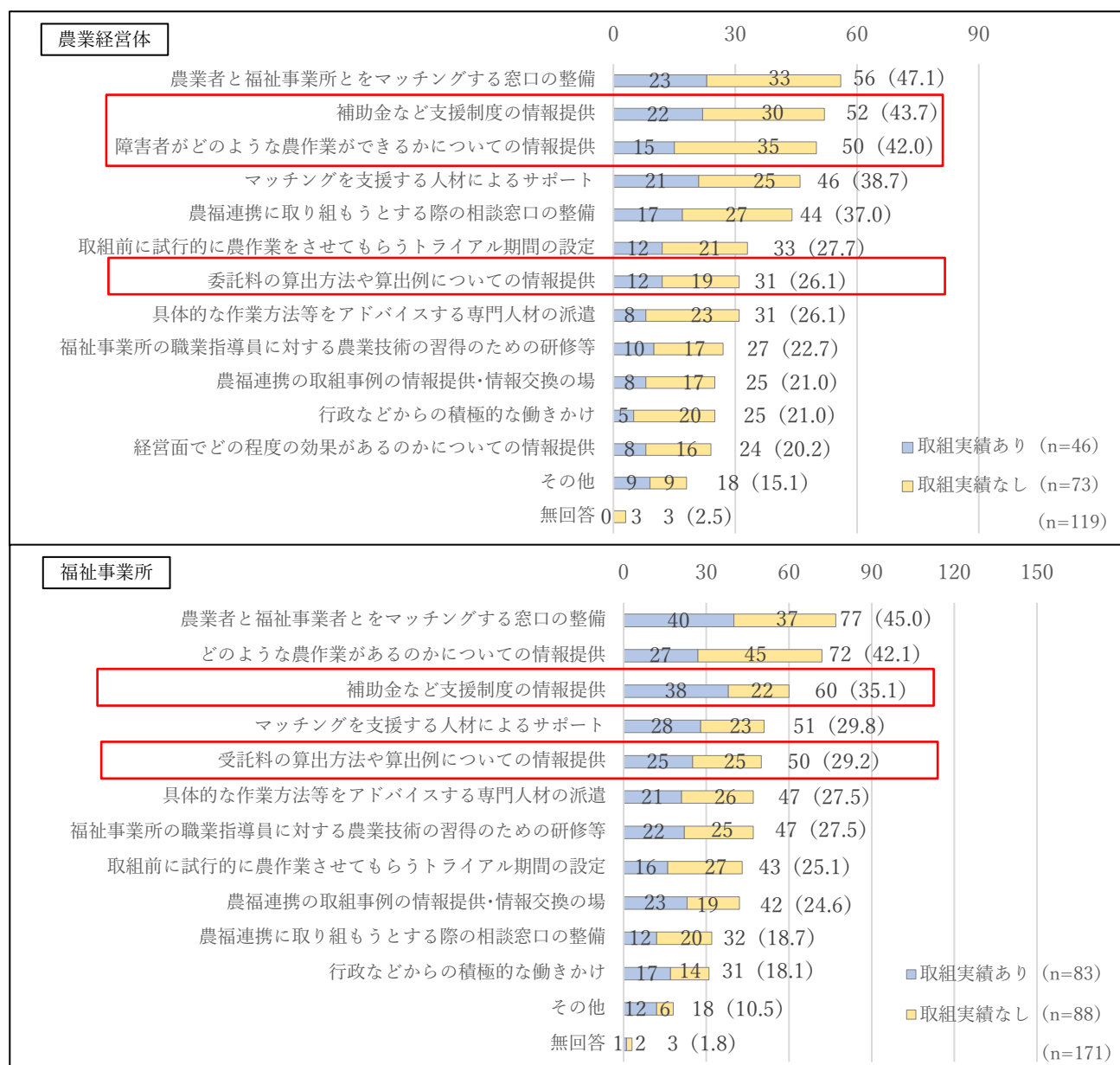
(注) 当局の調査結果による。

ウ 農福連携の取組を進める上での必要な支援

調査した事業所等（計 290 事業所等）への「今後、農福連携を取り組む上でどのような支援が必要か」との質問に対する回答のうち、普及啓発に関連したものをみると、図表 6-(3)-⑤のとおり、農業経営体では、「補助金など支援制度の情報提供」、「障害者がどのような農作業ができるのかについての情報提供」、「委託料の算出方法や算出例についての情報提供」などの回答が、また、福祉事業所では、「補助金など支援制度の情報提供」、「受託料の算出方法や算出例についての情報提供」との回答が比較的多くみられた。

図表 6-(3)-⑤ 農福連携の取組を進める上での必要な支援（複数回答可）【再掲】

（単位：経営体、事業所、％）



(注) 1 当局の調査結果による。

2 農福連携に取り組んでいる又は過去に取り組んでいた事業所等を「取組実績あり」、これまで農福連携に組んでいない事業所等を「取組実績なし」として集計した。

以上のとおり、当局が調査した事業所等においては、必ずしも農福連携に関する情報が十分行き届いていない状況がうかがわれたほか、農福連携を進めていくために、補助金などの支援制度、委託（受託）料の算出方法や算出例、障害者がどのような農作業ができるのかについての情報提供などの支援が必要であるとする事業所等が一定数みられたところである。

また、これまで農福連携に取り組んだことのない事業所等からは、その理由として、どのような作業を任せられるかわからないことが挙げられているほか、経営面でのメリットが不明である、賃金・工賃がどの程度得られるのか不明であることを挙げているものが一定数みられるなど、農福連携を促進するためには、実際に農福連携に取り組んでいる事業所等においてどのような作業が行われているのか、また、取組によりどのようなメリットがあるのかといった情報が必要であることがうかがわれた。

現状、農福連携の普及啓発活動は、北海道農政事務所や北海道が中心となったセミナーやシンポジウム等の開催のほか、一部の機関において取組事例集を作成するなどの取組が行われているところ、道内の各地域において、事業所等がどのような情報を必要としているかという点も考慮しつつ、広く普及啓発活動の取組が行われることにより、さらに農福連携が推進されることが期待される。

7 農福連携を推進するための連携体制の構築・活動状況

前述の項目 2 の農福連携の取組を進める上で事業所等が必要としている支援のほか、今回当局が調査した関係団体や有識者からは、図表 7-①のとおり、日常的に農業関係者と福祉関係者が顔を合わせる機会は少ないのが現実であり、農福連携活動を地域ぐるみで発展させていくためには、農業関係者と福祉関係者が定期的な接点を持つ体制が必要といった意見が聞かれた。

これを踏まえ、今回の調査では、今後地域ぐるみの取組を進めていく際の参考となるよう、北海道内の各地域で関係者による連携組織を立ち上げ、農福連携の推進に取り組んでいる例の把握に努め、図表 7-②のとおり、令和元年度以降に組織を設立、又は活動を実施している 7 組織の構成員や活動の概要を取りまとめた。

これらの組織は、各地域の行政機関（農林水産部局及び保健福祉部局）、農業関係者、福祉関係者等で構成されており、その範囲をみると、①振興局単位、②隣接する複数の市町村単位、③個別市町村単位のいずれかとなっている。

また、各組織では、定期的な情報交換や、前述の項目 3 及び 6 に記載した取組のほか、事例表 7-①から⑤までのとおり、i) 連携組織独自の農福連携を推進するための専門人材の育成、ii) 農福連携のきっかけとなる実習や収穫体験会の実施、iii) 障害者雇用に係る初期経費等の支援といった特徴的な様々な取組もみられた。

今後、より多くの地域において、地域の実情を踏まえた連携体制の構築や当該体制における各種取組が行われることによる農福連携の推進が期待される。

図表 7-① 関係団体、有識者の意見

団体・有識者	内 容
北海道社会福祉協議会	農福連携に取り組むきっかけや進み方には様々なパターンがあり、地域の事情も考慮した支援のあり方が求められるが、継続した連携体制の構築においては、地域のネットワーク作りが最も重要であり、地域活動としての共通認識や、農業、福祉双方の相互理解が必要
酪農学園大学 義平大樹教授	農業関係者と福祉関係者が日常的に顔を合わせる機会は少ないのが現実であり、農福連携活動を地域ぐるみで発展させていくためには、農業関係者と福祉関係者が定期的な接点を持つ協議会が必要である。 協議会の役割として次のことが求められる。 ① 農業経営体と福祉事業所及び一般市民へのシンポジウム・ワークショップなどの農福連携活動の啓蒙活動の実施 ② 農業経営体と福祉事業所の交流の場の提供 ③ 農業経営体と福祉事業所とのマッチング

(注) 当局の調査結果による。

図表 7-② 地域における農福連携推進のための連携組織の設置、活動状況

組織名 (設立年月) 【事務局】	構成員	活動状況等
道南地域農福連携連絡会議 (平成 30 年 3 月) 【渡島総合振興局農務課、檜山振興局農務課】	管内全市町村、農福連携実践農業者、福祉事業所、新函館農業協同組合、函館市亀田農業協同組合、北檜山町農業協同組合、今金町農業協同組合、北海道農政事務所函館地域拠点、函館公共職業安定所、渡島農業改良普及センター及び檜山農業改良普及センター、渡島教育局及び檜山教育局教育支援課、渡島総合振興局及び檜山振興局(農務課、商工労働観光課、社会福祉課)	・取組事業所等による講演、情報交換等 (H29:1回、H30:1回、R2:1回)
上川農福連携推進地域連絡会議 (令和 3 年 3 月) 【上川総合振興局農務課】	旭川市、鷹栖町、比布町、当麻町、東神楽町、東川町、美瑛町、北海道農業協同組合中央会旭川支所、ホクレン農業協同組合連合会旭川支所、上川生産農業協同組合連合会、(一社)れんけい、上川農業改良普及センター、上川総合振興局(農務課、社会福祉課)	・構成機関による情報提供等 (R2:1回) ※ 令和 3 年 8 月に旭川市内の農福連携実践農家及び就労支援事業所での現地見学会を予定していたが、緊急事態宣言下で中止
北しりべし農福連携推進協議会 (令和 2 年 5 月) 【NPO法人どりーむ・わーくす】	余市町、仁木町、余市町農業協同組合、新おたる農業協同組合、北海道余市養護学校、北海道余市紅志高等学校、NPO法人どりーむ・わーくす	・協議会活動計画、予算、実績等の共有、意見交換 (令2:1回、令3:1回) ・施設外就労コーディネーター育成研修・・・【事例表 7-①参照】
道央地域農福連携推進連絡協議会 (令和元年 6 月) 【(公財)道央農業振興公社】	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、道央農業協同組合、石狩農業改良普及センター、(公財)道央農業振興公社	・事業計画の審議、事業の進捗状況の情報交換等 (令元:3回、令2:2回) ・農業版ジョブコーチ育成研修・・・【事例表 7-②参照】 ・収穫体験会の実施・・・【事例表 7-③参照】 ・その他、研修会、視察研修の実施等
江別農福連携協議会 (平成 26 年 10 月) 【酪農学園大学 義平教授】	江別市、農業経営体(4経営体)、農業団体関係者3名、福祉事業所3名、福祉団体関係者3名、市議会議員1名、大学関係者3名、農業経営コンサルタント1名	・市内及び北海道内の農福連携に関する現状と課題の整理、視察見学報告(H31:1回、R1:1回) ・随時、マッチングを実施
恵庭市農福連携による障がい者等 就労促進ネットワーク (平成 28 年 3 月) 【恵庭市】	農業経営体(7経営体)、福祉事業所(7事業所)、道央農業協同組合、(公財)道央農業振興公社、石狩農業改良普及センター、恵庭市(農政課、障がい福祉課、福祉課)	・構成員による農福連携取組状況等の意見交換 (H27:1回、H28:2回、H29:2回、H30:2回、R1:2回、R2:1回) ・シンポジウムの開催・・・【図表 6-(2)-③参照】 ・農福連携事例集の作成・・・【図表 6-(2)-⑦参照】 ・マッチング・・・【事例表 3-(4)-③参照】 ・収穫体験会の実施・・・【事例表 7-③参照】
美瑛町農福連携推進協議会 (令和 3 年 4 月) 【美瑛町】	福祉事業所(2事業所)、美瑛町地域自立支援協議会、美瑛町農業協同組合、美瑛町農業振興機構、北海道上川総合振興局(アドバイザー)、上川農業改良普及センター大雪支所、美瑛町(保健福祉課、農林課)	・事業計画の審議、事業の進捗状況の情報交換等(令3:2回) ・農福連携実践研修・・・【事例表 7-④参照】 ・農福連携向け障がい者試験雇用支援・・・【事例表 7-⑤参照】

(注) 当局の調査結果による。

事例表 7-① 施設外就労コーディネーターの育成（北しりべし農福連携推進協議会）

北しりべし農福連携推進協議会（以下、本事例表において「協議会」という。）は、令和2年度に、農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材の育成を行うため、令和2年度に農山漁村振興交付金（農福連携対策）を活用し、施設外就労コーディネーターの育成研修を行っている。

1 施設外就労コーディネーター育成プログラム

協議会は、令和2年9月から、余市町、JA、養護学校等の協議会員を対象に施設外就労コーディネーターの育成研修を実施しており、研修は、協議会が作成した「北しりべし農福連携推進協議会施設外就労コーディネーター育成プログラム」（表1参照）に基づいて実施することとしている。

表1 「北しりべし農福連携推進協議会施設外就労コーディネーター育成プログラム」概要

1 農福連携の概要と施設外就労コーディネーターの役割
施設外コーディネーターとして活動する際に必要となる農福連携の基礎知識と施設外コーディネーターの役割について理解する。
2 障がい者福祉・高齢者福祉・生活困窮
施設外就労の対象者となる、障がい者、高齢者、生活困窮者などの理解、各福祉サービス事業及び福祉サービス事業所の理解
3 地域農業の特色と課題
施設外就労コーディネーターとして活動する北後志地域の農業の特色と課題を理解・把握する。
4 障がい特性を考慮した農作業とのマッチング
施設外就労コーディネーターとして活動する際に必須となる障がい特性を考慮しながらの農作業とのマッチングの仕方を習得する。
5 工賃設定・工賃向上、農作業の効率化・農家所得向上
施設外就労時の工賃設定の仕方を学ぶとともに、農福連携の目的の一つでもある「障がい者の工賃向上」と「農家の所得向上」の実現方法を考える。
6 農福連携と地域活性化
農福連携の目標の一つである地域活性化に向けた、施設外就労コーディネーターとしての関わり方を考える。
7 北海道の農福連携
施設外就労コーディネーターとしてのスキルアップを目的とし、北海道内の先進事例・優良事例を知るとともに、現地を視察して今後の活動に役立てる。

2 研修の開催状況

協議会は、表2のとおり、これまでに協議会に所属する延べ10人に対して研修を実施している。

表2 施設外就労コーディネーター育成研修の開催実績

開催日	人数	参加者の所属先
令和2年9月15日	4人	仁木町、新おたる農業協同組合、NPO法人どりーむ・わーくす
令和2年10月13日	3人	余市町農業協同組合、余市養護学校、NPO法人どりーむ・わーくす
令和2年12月10日	3人	余市養護学校、余市紅志高校、NPO法人どりーむ・わーくす

※ なお、協議会では、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に開催を予定していたプログラムを完了できておらず、令和3年度に引き続き研修を実施することとしている。

（注） 当局の調査結果による。

事例表 7-② 農業版ジョブコーチの育成（道央地域農福連携推進協議会）

道央地域農福連携推進協議会（以下、本事例表において「協議会」という。）は、道央地域の農福連携を円滑に推進するため、令和 2 年度に農山漁村振興交付金（農福連携対策）を活用し、「道央地域農業ジョブコーチ」（以下「ジョブコーチ」という。）の育成を行っている。

1 ジョブコーチの育成方法（研修内容）

原則、協議会が実施する下記①から③までの 3 つの研修を受講の上、協議会にジョブコーチとしての認定を申請し、協議会が審査の上認定している。

① ベーシック研修

農福連携の基礎知識や障害者の特性、農業技術の基本など各分野の基礎的な知識の習得を目的とした研修

日時	令和 2 年 9 月 11 日 9 時 20 分～17 時
参加者	24 人（行政関係者 7 人、J A 関係者 1 人、福祉事業所 13 人、その他 3 人）
研修内容	大学講師による農福連携の取組事例紹介（講師：大学講師） 農場での作業等の説明（講師：農福連携に取り組む農業者） 道央地域での野菜栽培の基礎についての説明（講師：北海道職員） 大学講師による障害者の特性等についての説明等（講師：大学講師）

② スキルアップ研修

農作業の細分化や障害者へのアドバイスなどベーシック研修で得た知識を現場での実習などにより実践的な技能を習得することを目的とした研修

日時	令和 2 年 10 月 21 日 9 時～12 時
参加者	21 名 （行政関係者 6 人、J A 関係者 2 人、福祉事業所 9 人、農業者 1 人、その他 3 人）
研修内容	農作業の細分化についての説明（講師：大学講師） 細分化した農作業の農場での体験研修（講師：農福連携に取り組む農業者）

③ グレードアップ研修

ベーシック研修及びスキルアップ研修を終了した者が、経験したコーチングや最新の情報などをワークショップなどにより交換・研鑽することを目的とした研修

日時	令和 3 年 2 月 19 日 13 時 30 分～17 時
参加者	18 名 （行政関係者 6 人、J A 関係者 1 人、福祉事業所 8 人、農業者 1 人、その他 2 人）
研修内容	農業版ジョブコーチの役割、農福連携に取り組みやすくする方法等についてグループに分かれワークショップ

2 ジョブコーチの申請及び認定者数

協議会は、上記 3 つの研修を受講した者のうち、ジョブコーチ認定の申請があった 13 人をジョブコーチに認定している。

（注） 当局の調査結果による。

事例表 7-③ 収穫体験会の開催（恵庭市農福連携ネットワーク及び道央地域農福連携推進連絡協議会）

- 恵庭市農福連携ネットワークは、農福連携の理解促進と普及を目的に、道央地域農福連携推進連絡協議会の事務局である（公財）道央農業振興公社と共同で収穫体験会を開催している。
- 開催に当たっては、恵庭市内だけではなく広く道央地域の福祉事業所に開催を案内している。また、期間中（7月～9月）であればいつでも体験可能とし、（公財）道央農業振興公社と個別に日程調整を行った上で収穫体験を実施している。
- 令和元年度及び2年度の開催状況は表1及び表2のとおりである。

表1 収穫体験会の開催状況（令和元年度）

ミニトマト、きゅうり、馬鈴しょの収穫体験を実施（7月～9月にかけて計3回開催） 会場：（公財）道央農業振興公社ほ場	
1回目 （ミニトマト）	参加者：恵庭市内のa事業所の利用者2人、職員2名 内 容：①赤いトマトを収穫、②見本より赤いトマトを選別、③4～5個をパック詰め
2回目 （きゅうり）	参加者：恵庭市内のa事業所の利用者2人、職員2名 内 容：①へたをハサミで切る、②長さや曲がりを確認し形が崩れているもの、傷のあるものを除外、③3本の同じような大きさのきゅうりをへたを下にして袋に入れる。
3回目 （馬鈴しょ）	参加者：千歳市内のb事業所の利用者3人、職員3人 内 容：①70g以上のものを収穫（見本よりも大きなもの）、②コンテナの手持ち部分を超えない程度に優しく入れる、③小さなもの、緑色のもの、傷があるものはまとめて置く、④腐ったものはうねの外に置く。

表2 収穫体験会の開催状況（令和2年度）

ピーマンの収穫体験を実施（7月～9月にかけて計5回開催） 内 容：①35g以上のピーマンを収穫する（大きさの見本を首にぶら下げて実施）、②根元からへたを切る、③計りで重さを確認し袋に6個入れて封をする。 会 場：（公財）道央農業振興公社ほ場	
1回目	参加者：札幌市内のc事業所の職員5人
2回目	参加者：札幌市内のd事業所の職員5人
3回目	参加者：江別市内のe事業所の利用者4人、職員3人
4回目	参加者：恵庭市内の福祉事業所開設予定者3人
5回目	参加者：千歳市内のf事業所の利用者3人、職員2人

（注） 当局の調査結果による。

事例表 7-④ 農福連携実践研修の実施（美瑛町農福連携推進協議会）

① 障害者向けトマト作付実習

美瑛町農福連携推進協議会（以下、本事例表において「協議会」という。）は、障害者の農作業習得及び農作業への関心向上、並びに福祉事業所及び農業者に対する雇用のイメージの共有を図るため、令和 3 年度から、美瑛町農業担い手研修センターでハウス 1 棟を用いて、5 月～10 月の期間、障害者がトマトの作付けを育苗から収穫まで通して実習をする取組を行っている。

なお、収穫物は、農協に出荷して実習費に充てるとともに、規格外品については、参加した福祉事業所において給食に使用するほか、美瑛町農産物直売交流施設やイベントでの販売等へ活用することとしている。

表 1 令和 3 年度の実習状況（7 月末時点までの状況）

区 分	内 容
実習人数	美瑛町内の福祉事業所利用者：5 人（週 5 日（平日のみ）、1 日当たり 3 時間 15 分（午前 8 時 30 分～12 時（休憩 15 分）））
実習内容	5 月 26 日から 28 日にかけて、トマト苗をハウスに定植し、以降、各種作業（誘因、脇芽欠き、摘果、花卉除去、除葉等）を実施 - このほか、誘因ひもの作成、育苗ハウスの片付け、育苗ポットの洗浄、ハウス内の雑草取りなどの作業を実施
出荷状況	7 月 19 日からトマトの収穫・出荷を開始し、7 月 31 日までに農協トマト選果場に 4,364 個、965 kg を出荷しているほか、美瑛町農産物直売交流施設へも出品している。

② 農福連携作業研修会

協議会は、①の障害者向けトマト作付実習の様子を農家に現場で見ってもらうことで、障害者雇用のイメージを共有してもらうこと及び雇用時に必要な整備（ソフト・ハード）等を把握してもらうことを目的に、令和 3 年度から、農福連携作業研修会を実施している。

表 2 農福連携作業研修会開催実績

開催月日	場 所	参加者数	内 容
5 月 27 日	町農業担い手研修センター	12 人	町内のトマト生産者が、実習生のトマトの苗の定植作業の状況を見学
9 月 6～10 日（随時）	同上	5 人	町内のトマト生産者が、実習生の収穫及びハウスの管理作業の状況を見学

なお、協議会は、具体的な取組は今年度に開始したところであるため、今年度の実績を踏まえて事業内容を見直しつつ、次年度も本年度の取組を継続し、農家への周知活動を強化することで、町内における農福連携の普及を推進することとしている。

（注） 当局の調査結果による。

事例表 7-⑤ 障害者の雇用に当たり初期経費等を支援（美瑛町農福連携推進協議会）

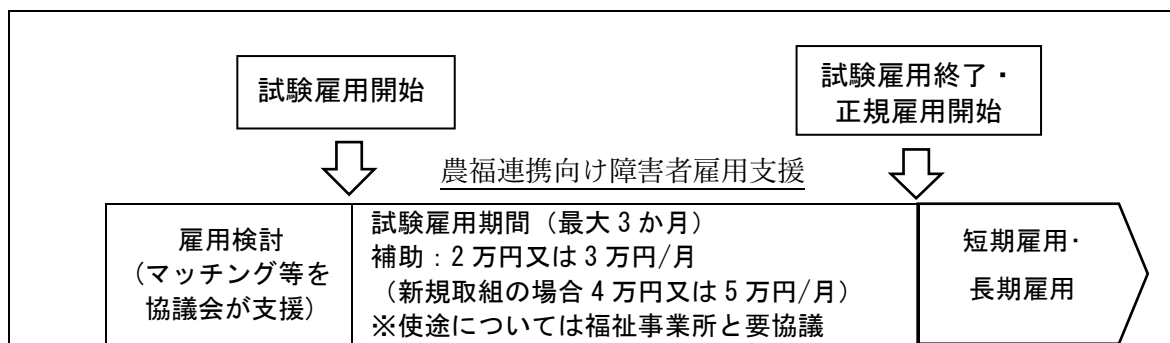
農福連携向け障害者試験雇用に係る支援

- 美瑛町農福連携推進協議会（以下、本事例表において「協議会」という。）は、令和3年度から、農福連携を新たに開始する農林業者に対して初期経費等への支援を行うことにより町内での農福連携の取組を推進するため、障害者（注）の雇用（短期雇用を含む。）を検討する農畜産林業経営体に対して、3か月を期限に試験雇用期間を設定し、試験雇用期間に月2～3万円（障害者の雇用経験が無い場合は月4～5万円）の補助を実施している。

（注）支援対象となる障害者は次のいずれかの障害者手帳等を持つ者

①身体障害者手帳（6級以上の等級）、②療育手帳、③精神保健福祉手帳、④自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証

表1 農福連携向け障害者試験雇用支援の概要



- 国の「障害者トライアル雇用」（注2）では、ハローワーク又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により障害者の雇用契約を結ぶことが要件であり、就労継続支援A型事業所が対象となるが、本事業では、協議会による紹介又は承認を要件とし、就労継続支援B型事業所との契約に基づく障害者の実習も対象としている。

- 試験雇用の実施に当たっては、取組開始前に農林業者に対して「就労・実習計画書」の提出を求めるほか、試験雇用終了後に実績報告書の提出を求めることとしており、協議会が同報告書の内容を承認後に、表2の区分により支援金額を交付することとしている。

なお、美瑛町では、令和3年8月末までに農業経営体から1件の申請があったとしている。

表2 農福連携向け障害者試験雇用に係る支援金額

区 分		週8時間以上、かつ 月35時間以上勤務	週5時間以上、かつ 月25時間以上勤務
障害者の雇用等の 経験	あり	月額3万円	月額2万円
	なし	月額5万円	月額4万円

（注）支援金は試験雇用終了後に、終了・実習の実績に基づき1か月ごとに算出

（注）1 当局の調査結果による。

2 障害者トライアル雇用：ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度。障害者トライアル雇用求人を事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に助成金を受けることができる。

(付属資料)

(付属資料 1)

農福連携に関する質問票（農業経営体）

当てはまる□に✓印を付けてください。また、() や の欄には、具体的な内容を記述してください。なお、お答えが難しい質問については未記入で構いません。答えられる範囲でご回答をお願いします。

法人名 又は 農場名			
ご担当者	(本質問票に記入された方のお名前、お電話番号をご記載ください。) お名前：_____ お電話番号：_____		
生産品目 (事業種類)	☐ 米・小麦 ☐ 野菜 ☐ 果物 ☐ 花き ☐ 芋類 ☐ 養鶏 ☐ 養豚 ☐ 肉用牛 ☐ 酪農 ☐ その他 (_____)		
経営面積			
従業員数	_____名 (正社員_____名、パート・アルバイト_____名、家族_____名)		
事業規模 (年商)	☐ 500 万円未満 ☐ 500～1,000 万円未満 ☐ 1,000～3,000 万円未満 ☐ 3,000～5,000 万円未満 ☐ 5,000 万～1 億円未満 ☐ 1 億円以上		

「農福連携」とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、担い手の確保を課題とする農業と、農業を通じた障害者の働く場の確保等により障害者の生活の質の向上が期待される福祉の双方がメリットを得る取組で、その推進が期待されています。

取組の具体例としては、農業者が障害者を直接雇用したり、障害者就労施設へ農作業の一部を委託するなどが挙げられます。

質問 1 「農福連携」を知っていましたか。また取り組みはされていますか。

- ☐ ①農福連携を知っており現在取り組んでいる。
- ☐ ②農福連携に過去に取り組んだが現在は止めている。

差し支えなければ、取組を止めた理由を教えてください。

- ☐ ③農福連携を知っているが取り組んでいない。

- ☐ ④全く知らないし取り組んでいない。

①、②の方 ⇒ 質問 2～12 (質問 8 を除く) にご記入をお願いします。

③、④の方 ⇒ 質問 8～12 にご記入をお願いします。

質問 2 農福連携について、いつ頃からどのような取組を実施していますか（又は実施していましたか。）

開始時期 [止めた時期]	☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 _____ 年 _____ 月頃～ ☐ 昭和・ ☐ 平成・ ☐ 令和 _____ 年 _____ 月頃まで
取組形態	☐ 直接障害者を雇用（正社員 _____ 人 パート・アルバイト _____ 人） ☐ 福祉事業所へ農作業を委託（農場で作業） ☐ 福祉事業所へ農作業を委託（障害者福祉施設内で作業） ☐ 自ら福祉事業所を設立し、農作業を実施 ☐ その他 (_____)
障害者の方の 農作業の実施 期間、日数、 時間、人数	時期 : _____ 月 ～ _____ 月頃迄 _____ か月間 日数（1週間当たり）: _____ 日程度 時間（1日当たり）: _____ 時間程度 人数（1日平均）: _____ 人くらい （障害区分：身体 _____ 人、知的 _____ 人、精神 _____ 人くらい）
障害者の方の 主な作業内容 （複数回答可）	☐ 播種 ☐ 苗作り ☐ 定植 ☐ 施肥 ☐ 農薬散布 ☐ 草取り ☐ 収穫 ☐ 選別 ☐ 袋・パック詰め・箱詰め ☐ 間引き・剪定 ☐ 計量 ☐ 機械の運転 ☐ 運搬・出荷 ☐ 清掃 ☐ エサやり ☐ 搾乳 ☐ 加工 ☐ 販売 ☐ その他 具体的な作業の内容をご記載ください。

質問 3 農福連携の取組を始めたきっかけは何ですか。（複数選択可）

- ☐ 福祉に関心があったため ☐ 福祉事業所の方と知り合いになったため
☐ 家族、親戚等に障害者等がいたため ☐ 農福連携に取り組んでいる農業者が周りにいたため
☐ 市町村から打診があったため ☐ 特別支援学校から打診があったため
☐ 農協から打診があったため ☐ 人手不足解消のため ☐ 経営拡大のため
☐ その他

(_____)

質問 4 農福連携の取組前と取組後で収益はどのように変化しましたか。

- ☐ 上がった ☐ 変わらない ☐ 下がった ☐ わからない

質問 5 農福連携に取り組むことにより、どのような効果を感じていますか。（複数選択可）

- ☐ 労働力不足の解消 ☐ 売上額・収益の増加 ☐ 作業の見直しによる効率向上
☐ 経営規模の拡大 ☐ 新たな販路開拓 ☐ ブランドイメージ・企業イメージの向上
☐ 従業員の士気向上 ☐ 特にない
☐ その他

(_____)

質問 6 農福連携に取り組まれている、又は取り組まれていた中でどのような点に苦勞（課題）を感じますか。（複数選択可）

- | | |
|--|--|
| ☐ 施設（休憩所・トイレなど）の整備などの職場環境 | ☐ 作業工程の細分化、マニュアル化 |
| ☐ 仕事を委託できる福祉事業所に関する情報の不足 | ☐ 障害者への作業指示の出し方 |
| ☐ 福祉事業所との就労時間の調整 | ☐ 冬場の作業の確保 |
| ☐ 従業員とのコミュニケーション | ☐ 特にない |
| ☐ その他(下の欄にご記載ください。) | |

質問 7 質問 6 で選択された苦勞（課題）を克服するために留意していることや工夫していること、その他農福連携を円滑に進めるために行っていることなどがございましたら教えてください。

質問 8 （本質問は質問 1 で③又は④とご回答された方のみご回答ください）

これまで農福連携に取り組まれていない理由がございましたら教えてください。（複数回答可）

- | | |
|---|---|
| ☐ 福祉事業所とのつながりや情報がない | ☐ 障害者とどのように接してよいかわからない |
| ☐ 興味はあるが取組を始めるに当たってどこに相談してよいかわからない | |
| ☐ 人手に困っていない | ☐ どのような作業が任せられるのかわからない |
| ☐ 経営面でのメリットが不明である | ☐ 農福連携について知らなかった |
| ☐ その他（下の欄にご記入ください。） | |

質問 9 農福連携の取組について今後どのような意向をお持ちですか。

- | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 拡大したい | ☐ 現状の取組を継続 | ☐ 今後取り組む予定 | ☐ 条件が整えば取り組みたい |
| ☐ どちらともいえない | ☐ 縮小したい | ☐ 止めたい | ☐ 取り組むつもりはない |

差し支えなければ理由を教えてください。

質問 10 国、自治体、関係団体などによる農福連携に関する以下の情報等を目にしたことがありますか。

(複数回答可)

- ☐ 農福連携に取り組んでいる農業者の事例紹介に関する情報
- ☐ 農福連携により経営面でどの程度の効果があるのかについての事例紹介や情報提供
- ☐ セミナー・シンポジウムの開催に関する情報
- ☐ 農福連携による農産品や加工品の販売イベント
- ☐ 補助金に関する情報
- ☐ 障害者の職場適応を支援する人材（ジョブコーチや農福連携技術支援者など）の情報
- ☐ その他

(_____)

- ☐ 農福連携に関する情報は目にしたことがない

質問 11 質問 10 の各種情報により農福連携に関する必要な情報は得られていますか。

- ☐ 十分得られている
- ☐ 必要な情報は得られていない

(どのような情報が必要ですか： _____)

- ☐ どちらともいえない
- ☐ 情報に接する機会がない

質問 12 今後、農福連携の取組を進めていくためにどのような支援が必要です。(複数選択可)

- ☐ 農福連携に取り組もうとする際の相談窓口の整備
- ☐ 農作業を依頼したい農業者と、農作業を行いたい福祉事業所とをマッチングする窓口の整備
- ☐ 農業と福祉とのマッチングを支援する人材（コーディネーター）によるサポート
- ☐ 障害の特性を踏まえた具体的な作業方法をアドバイスする専門人材の派遣
- ☐ 行政などからの積極的な働きかけ
- ☐ 障害者がどのような農作業ができるのかについての情報提供
- ☐ 委託料の算出方法や算出例についての情報提供
- ☐ 補助金など支援制度の情報提供
- ☐ 農福連携の取組事例の情報提供・情報交換の場
- ☐ 取組により経営面でどの程度の効果があるのかについての情報提供
- ☐ 取組前に試行的に農作業をしてもらうトライアル期間の設定
- ☐ 福祉事業所の職業指導員に対する農業技術の習得のための研修等
- ☐ その他(下の欄にご記載ください。)

質問は以上です。ご協力いただき、大変ありがとうございました。

農福連携に関する質問票（福祉事業所）

当てはまる□に✓印を付けてください。また、() や の欄には、具体的な内容を記述してください。なお、お答えが難しい質問については未記入で構いません。答えられる範囲でご回答をお願いします。

事業所名	
事業種別	☐ 就労継続支援 A 型 ☐ 就労継続支援 B 型 ☐ その他 ()
ご担当者	(本質問票に記入された方のお名前、お電話番号をご記載ください。) お名前： お電話番号：

「農福連携」とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、担い手の確保を課題とする農業と、農業を通じた障害者の働く場の確保等により障害者の生活の質の向上が期待される福祉の双方がメリットを得る取組で、その推進が期待されています。

取組の具体例としては、障害者就労施設が農業者から農作業の一部を請け負う、事業所自ら農地を取得等して単独で農業を行うなどが挙げられます。

質問 1 「農福連携」を知っていましたか。また取り組みはされていますか。

☐ ① 農福連携を知っており現在取り組んでいる。

☐ ② 農福連携に過去に取り組んだが現在は止めている。

差し支えなければ、取組を止めた理由を教えてください。

☐ ③ 農福連携を知っているが取り組んでいない。

☐ ④ 全く知らないし取り組んでいない。

①、②の方は ⇒ 質問 2 ～ 12 (質問 7 を除く) にご記入をお願いします。

③、④の方は ⇒ 質問 7 ～ 12 にご記入をお願いします。

質問 2 農福連携について、いつ頃からどのような取組を実施していますか（又は実施していましたか。）

開始時期 [止めた時期]	□昭和・□平成・□令和 _____ 年 _____ 月頃～ [□昭和・□平成・□令和 _____ 年 _____ 月頃まで]
取組形態	☐ 自ら農地を確保し、農作業を実施 ☐ 農業者から農作業を受託（施設外就労） ☐ 農業者から農作業を受託（施設内就労） ☐ 自ら農業法人を設立し、農作業を実施 ☐ その他 (_____)
障害者の方の 農作業の実施 期間、日数、 時間、人数	時期 : _____ 月 ～ _____ 月頃迄 _____ か月間 日数（1週間当たり）: _____ 日程度 時間（1日当たり）: _____ 時間程度 人数（1日平均）: _____ 人くらい （障害区分：身体 _____ 人、知的 _____ 人、精神 _____ 人くらい）
障害者の方の 主な作業内容 （複数回答可）	☐ 播種 ☐ 苗作り ☐ 定植 ☐ 施肥 ☐ 農薬散布 ☐ 草取り ☐ 収穫 ☐ 選別 ☐ 袋・パック詰め・箱詰め ☐ 間引き・剪定 ☐ 計量 ☐ 機械の運転 ☐ 運搬・出荷 ☐ 清掃 ☐ エサやり ☐ 搾乳 ☐ 加工 ☐ 販売 ☐ その他 具体的な作業の内容をご記載ください。
昨年度の農業 関係売り上げ	年間 約 _____ 万円 就労事業全体に対する農業の売上割合 約 _____ %

質問 3 農福連携の取組を始めたきっかけは何ですか。（複数選択可）

- ☐ 工賃向上に資すると考えたため

☐ 事業所で取り組む活動の幅を広げるため

☐ 農業関係者から打診があったため

☐ 市町村から打診があったため

☐ 利用者の健康増進・精神安定のため

☐ これまで行っていた仕事・作業が減ったため

☐ その他
- (_____)

質問 4 農福連携に取り組むことにより、どのような効果を感じていますか。（複数選択可）

- ☐ 就労機会の確保

☐ 工賃の向上

☐ 利用者の健康増進・精神安定

☐ 一般就労のための訓練

☐ 特にない

☐ その他
- (_____)

質問 5 農福連携に取り組まれている、又は取り組まれていた中でどのような点に苦労（課題）を感じますか。（複数選択可）

- | | |
|---|--|
| ☐ 施設環境面（休憩所・トイレが近くにないなど） | ☐ 作業工程の細分化、マニュアル化 |
| ☐ 仕事を請け負える農業生産者に関する情報の不足 | ☐ 障害者の職場への円滑な適応 |
| ☐ 農業者との就労時間の調整 | ☐ 冬場の作業の確保 |
| ☐ 農場までの通勤手段・送迎人員の確保 | ☐ 特にない |
| ☐ その他(下の欄にご記載ください。) | |

質問 6 質問 5 で選択された苦労（課題）を克服するために留意していることや工夫していること、その他農福連携を円滑に進めるために行っていることなどがございましたら教えてください。

質問 7 （本質問は質問 1 で③又は④とご回答された方のみご回答ください）

これまで農福連携に取り組まれていない理由がございましたら教えてください。（複数回答可）

- | | |
|---|--|
| ☐ 農業者とのつながりや情報がない | ☐ 既存の作業で余裕がない |
| ☐ 興味はあるが取組を始めるに当たってどこに相談してよいかわからない | |
| ☐ 職員に農業の知識、経験が不足している | ☐ 農作業のできる利用者がいない |
| ☐ 農場までの送迎ができない | ☐ 賃金・工賃がどの程度得られるのか不明である |
| ☐ トイレや休憩施設など施設環境面の不安 | ☐ 農福連携について知らなかった |
| ☐ その他（下の欄にご記入ください。） | |

質問 8 農福連携の取組について今後どのような意向をお持ちですか。

- | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 拡大したい | ☐ 現状の取組を継続 | ☐ 今後取り組む予定 | ☐ 条件が整えば取り組みたい |
| ☐ どちらともいえない | ☐ 縮小したい | ☐ 止めたい | ☐ 取り組むつもりはない |

差し支えなければ理由を教えてください。

質問 9 国、自治体、関係団体などによる農福連携に関する以下の情報等を目にしたことがありますか。

(複数回答可)

- ☐ 農福連携に取り組んでいる福祉事業所の事例紹介に関する情報
- ☐ 農福連携による工賃や精神面・肉体面での効果についての事例紹介や情報提供
- ☐ セミナー・シンポジウムの開催に関する情報
- ☐ 農福連携による農産品や加工品の販売イベント
- ☐ 補助金に関する情報
- ☐ 障害者の職場適応を支援する人材（ジョブコーチや農福連携技術支援者など）の情報
- ☐ その他

(_____)

- ☐ 農福連携に関する情報は目にしたことがない

質問 10 北海道が総合振興局・振興局に令和2年度に設置した「農福連携相談窓口」はご存じですか。

- ☐ 知っており利用したことがある
- ☐ 知っているが利用したことはない
- ☐ 知らない

質問 11 質問9の各種情報や質問10の相談窓口などにより農福連携に関する必要な情報は得られていますか。

- ☐ 十分得られている
- ☐ 必要な情報は得られていない

(どのような情報が必要ですか： _____)

- ☐ どちらともいえない
- ☐ 情報に接する機会がない

質問 12 今後、農福連携を進めていくために、どのような支援が必要ですか。(複数選択可)

- ☐ 農福連携に取り組もうとする際の相談窓口の整備
- ☐ 農作業を依頼したい農業者と、農作業を行いたい福祉事業所とをマッチングする窓口の整備
- ☐ 福祉と農業とのマッチングを支援する人材（コーディネーター）によるサポート
- ☐ 障害の特性を踏まえた具体的な作業方法をアドバイスする専門人材の派遣
- ☐ 行政などからの積極的な働きかけ
- ☐ どのような農作業があるのかについての情報提供
- ☐ 受託料の算出方法や算出例についての情報提供
- ☐ 補助金など支援制度の情報提供
- ☐ 農福連携の取組事例の情報提供・情報交換の場
- ☐ 取組前に試行的に農作業をさせてもらうトライアル期間の設定
- ☐ 福祉事業所の職業指導員に対する農業技術の習得のための研修等
- ☐ その他（下の欄にご記載ください。）

質問は以上です。ご協力いただき、大変ありがとうございました。